

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例

申請等の手引き

令和2年4月

泉佐野市生活産業部環境衛生課

大阪府は災害の防止及び生活環境の保全を目的とした、3,000 m²以上の土砂埋立て等を規制する「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成27年7月1日に施行しています。

本市においては、森林や農地が多く、小規模な埋立て等による残土処分も想定されることから、大阪府の条例の規制対象外となる3,000 m²未満の土砂埋立て等を規制する本条例を令和2年4月1日より施行することとなりました。

この手引きは、土砂埋立て等の適正化を図るため、土砂埋立て等を行おうとする皆様等に、「泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）の趣旨・内容をご理解いただき、円滑な許可申請手続きを行っていただけるよう、許可申請等に当たっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

目 次

本手引きの構成.....	6
1. 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例の概要.....	7
(1) 条例の目的.....	7
(2) 条例の構成.....	7
(3) 条例の概要（主な責務等）.....	8
①土砂埋立て等を行う方の責務等.....	8
②土砂を発生させる方の責務等.....	9
③土地所有者の方の責務等.....	9
④土砂を運搬する方の責務等.....	9
⑤命令・公表・罰則など.....	9
2. 土砂埋立て等を行おうとする場合.....	10
(1) 土砂、土砂埋立て等、埋立て等区域とは.....	10
①土砂とは.....	10
②土砂埋立て等とは.....	10
③埋立て等区域とは.....	11
(2) 土砂埋立て等を行う場合.....	11
①土砂埋立て等を行う方の責務.....	11
②泉佐野市による報告徴収及び立入検査.....	11
③その他.....	11
(3) 条例の許可を要する土砂埋立て等とは.....	11
①許可を要する土砂埋立て等.....	11
②条例施行時において埋立て等を行っている場合（経過措置）.....	12
(4) 条例の許可が不要な土砂埋立て等とは.....	13
①面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合.....	13
②埋立て等を行う方に関して許可不要の場合.....	13
③他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合.....	14
④その他の許可不要の場合.....	14
(5) 許可の要不要のまとめ.....	16
3. 土砂埋立て等の許可を申請する場合.....	17
(1) 事前協議.....	17
①事前調査・事前相談.....	17
②事前協議書の作成・提出.....	20
③周辺地域の住民への説明会の開催.....	28
(2) 土地所有者への説明・同意.....	30
①土砂埋立て等の許可申請（条例第8条）の場合.....	30
(3) 許可の申請.....	32
①許可申請書の作成・提出.....	32

(4) 許可の基準	43
① 許可の基準	43
② 許可の交付等	49
③ 許可に付す条件	49
4. 土砂埋立て等の許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合	50
(1) 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）	50
① 変更の許可申請か、変更届出か	50
② 変更の許可	51
③ 変更の届出	55
(2) 許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合の義務等	56
① 土地の所有者への通知	56
② 着手の届出	58
③-1 搬入の報告（搬入土砂の発生元の確認）	58
③-2 搬入の報告（搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認）	59
③-3 搬入の報告（土砂搬入報告書）	67
④ 土砂管理台帳の作成及び使用等された土砂の量の報告	67
⑤ 水質検査及びその報告	70
⑥ 標識の掲示等	73
⑦ 関係図書の備え付け、閲覧及び保存	74
(3) 完了、廃止、休止する場合	75
① 届出	75
② 市による確認等	76
(4) 地位を承継する場合	77
① 地位承継の申請	77
② 地位承継の承認の基準	79
(5) 命令・許可の取消し	81
① 命令	81
② 許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令	81
③ 命令時の公表	81
(6) その他（報告徴収・立入検査、罰則）	84
① 報告徴収	84
② 立入検査	84
③ 罰則	84
5. 土地所有者の責務等	86
(1) 土地所有者の責務	86
(2) 土地所有者の義務	86
① 埋立て等に同意する場合	86
② 埋立て等に同意した場合	86
(3) 土地所有者への勧告・命令	87

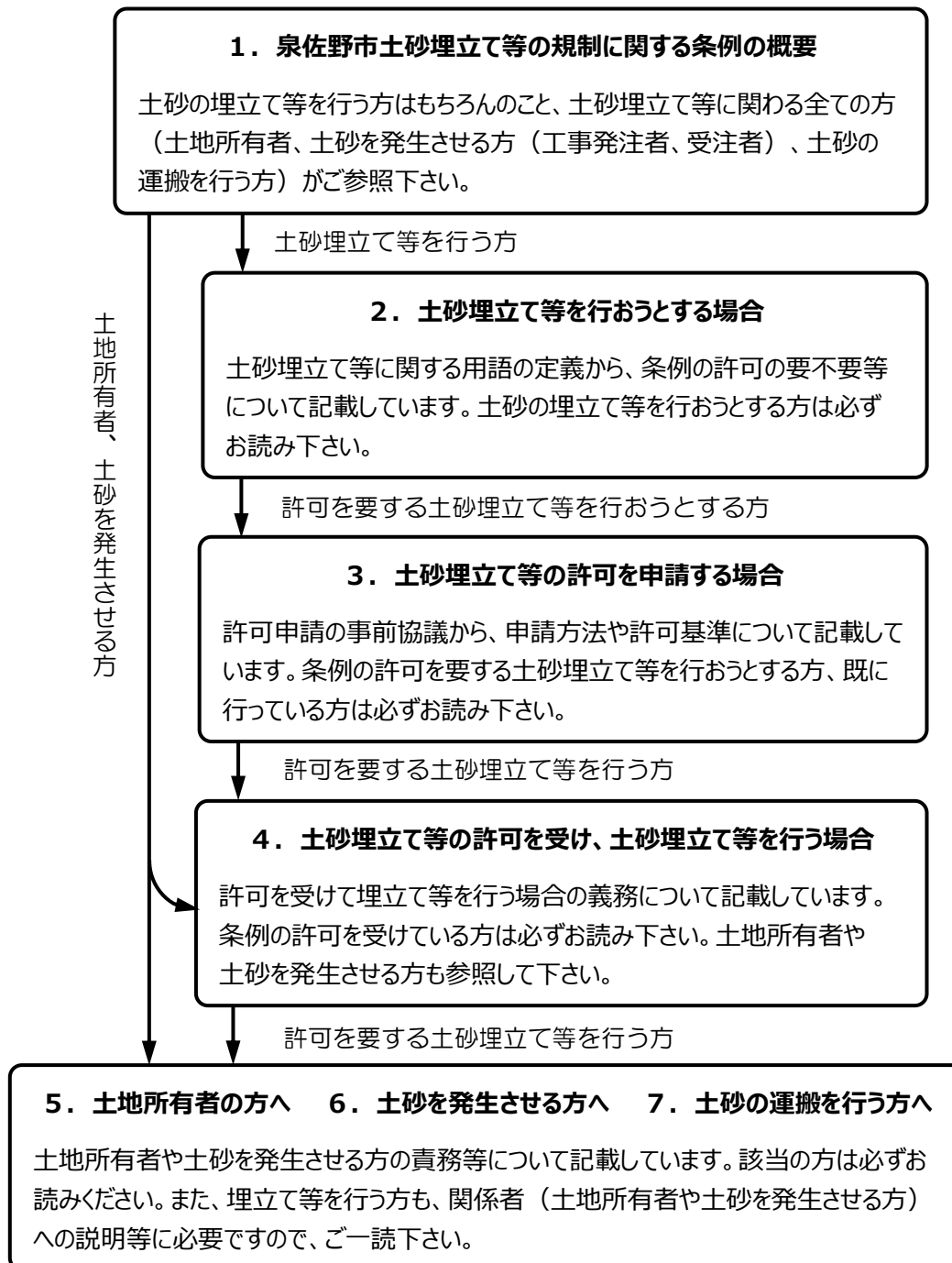
①土地所有者への勧告	87
6. 土砂を発生させる者の責務等	87
(1) 土砂を発生させる者の責務（全ての方）	87
(2) 土砂を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する方）	87
7. 土砂を運搬する者の責務等	88
8. 参考資料	89
(1) 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例・施行規則（案）（様式除く）	89
(2) 条例施行規則様式	118
(3) 本手引きで提示する様式	153

本手引きの構成

この手引きは、土砂埋立て等を行おうとする皆様に、条例の趣旨・内容をご理解いただくとともに、許可申請にあたっての留意事項、申請書類の作成等について解説したものです。

また、土砂埋立て等に関わる様々な方（土地所有者の方、土砂を発生させる方（建設工事の発注者、受注者）、土砂の運搬を行う方）にも参考としていただけるよう、それぞれの責務や関連する資料を掲載しています。

土砂埋立て等の適正化のために有効にご活用下さい。



1. 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例の概要

(1) 条例の目的

この条例は、土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋め立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。（条例第1条）

(2) 条例の構成

この条例の構成は、図表1-1のとおりとなっています。

許可を要する土砂埋立て等 【条例第8条】 (500㎡以上 3,000㎡未満かつ高さ1m以上)	許可不要の埋立て等 (500㎡以上 3,000㎡未満かつ高さ1m以上)	許可不要の埋立て等 (500㎡未満※ ₁ 、3,000㎡以上※ ₂ 、高さ1m未満)
<p>第1条 目的　第2条 定義　第3条 市の責務 第4～7条 土砂埋立て等に関わる者（埋立て等を行う者、土地所有者、土砂を発生させる者（工事発注者、受注者）、土砂を運搬する者）の責務</p>		
<p>第8条 土砂埋立て等の許可（附則第2～3項：経過措置） 第9条 事前協議 第10～11条 許可に必要なとなる、土地所有者の同意 及び周辺地域の住民への周知（説明会） 第12～13条 申請方法及び許可基準 （欠格要件、技術基準、資力基準等） 第14条 変更の許可、軽微な変更の届出 第15～23条 許可を受けた者の義務 （発生場所・汚染おそれなし確認、水質検査、報告等） 第24条 地位の承継 第25～26条 市長による命令、許可の取消し</p>	<p>第8条 許可を要しない土砂埋立て等 (規則第3～5条)</p>	<p>※₁ 500㎡未満の埋立て等区域が隣・近接し、それらが一回の土地の区域として認められる場合は許可が必要です。 ※₂ 3,000㎡以上の土砂埋立て等については、大阪府知事の許可が必要です。</p>
<p>第28条 土地所有者の義務（施工状況の確認、報告・通報） 第29条 市長による土地所有者への勧告・命令</p>		
<p>第30～34条 報告徴収、立入検査、命令時の公表、意見聴取、委任 第35～40条 最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（無許可埋立て等、命令違反）など</p>		

図表 1-1 条例の構成

(3) 条例の概要（主な責務等）

①土砂埋立て等を行う方の責務等

(i)土砂埋め立て等を行う方の責務（条例第4条関係）

- 埋立て等を行う土地の区域の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

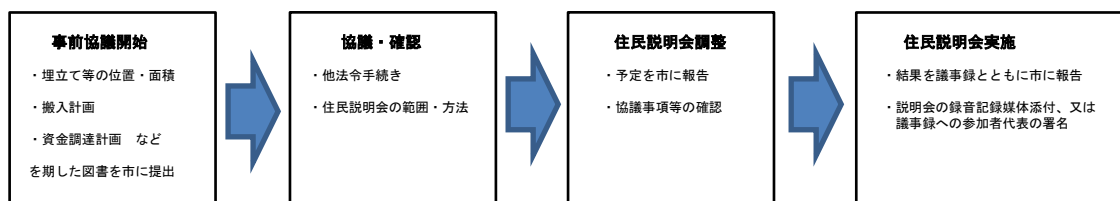
(ii)500 m³以上 3,000 m³未満かつ高さ1 m以上の土砂の埋立て等を行う方の責務

(ア) 許可について（条例第8条関係）

- 埋立て等を行う土地の区域の面積が 500 m³以上 3,000 m³未満かつ高さ1 m以上の場合は、許可が必要です。
- ただし、条例施行（R2.4.1）の際に埋立て等を行っている場合の経過措置や他法令の許認可取得などにより許可が不要になる場合があります。
- 500 m³未満の埋立て等であっても、隣接等している複数の埋立て等の区域をあわせ、一団の土地の区域で 500 m³以上かつ高さが1 m以上となる場合には、許可が必要です。
- 許可期間は最大3年となっています。（一時堆積（ストックヤードなど）など、区域外への搬出を目的とした埋立て等は除きます。）

(イ) 許可の申請について（条例第9～12条関係）

- 規則第6条に定める事前協議についての規定に従って、事前の相談及び事前の協議を十分にしてください。（図表1-2参照）
- 許可申請前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。
- 説明会の議事録（出席者の要望・意見、それらへの回答等について具体的に記載）の提出等が必要です。（条例第11条関係）
- 許可の申請にあたっては、埋立て等の目的及び内容、面積、搬入計画、災害防止の措置等を記した許可申請書にあわせ、土地所有者の同意書や住民説明会の開催結果などの各種図書の提出が必要です。（条例第12条関係）



（注意）わかりやすく示すため、概略を記載しています。事前協議の詳細については、規則第6条をご覧ください。

図表 1-2 事前協議等の概要

(ウ) 許可の基準等について（条例第13条関係）

- 許可申請者やその役員等が欠格要件（本条例の命令・取消しを受け3年を経過していない者、暴力団員やその関係者、など）に該当しないこと
- 許可申請者が埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかでないこと
- 災害の発生を防止するため、基礎地盤及び盛土の安定、地下水及び表面水の適正処理、擁壁の設置、法面保護、沈砂池の設置等、形状及び構造上の基準に適合していること

□埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること など

(エ) 許可を受けた方の義務(条例第 14 条～24 条関係)

□搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、その結果の市への報告(搬入前)

□搬入土砂の量等を記載した土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の市への報告(半年毎)

□生活環境に被害が生じる恐れがある場合、又は市長が必要と認める場合の水質検査(市職員立会い)、その結果の市への報告

□氏名又は名称その他を記載した標識の掲示、境界標の設置 など

(これらの義務を履行しない場合、埋立て等の停止命令などの対象となります。)

□許可を受けた内容に変更が生じた場合は、その内容に応じて変更許可等の手続きが必要です。

②土砂を発生させる方の責務等

土砂を発生させる方の責務等は、次のとおりです。(条例第 5 条、第 17 条関係)

□土砂の発生を抑制し、発生土砂の有効利用の促進に努めるとともに、発生土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。

□土砂を発生させる方は、本条例の許可を受け埋立て等を行う方に対して、土砂の搬入前に、土砂発生元証明書を発行して下さい。これは搬入される土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認するためのものです。(汚染等が確認された場合には、土砂発生場所の土地所有者の方等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう、土地所有者の方等に連絡をお願いします。)

③土地所有者の方の責務等

土地所有者の方の責務等は、次のとおりです。(条例第 6 条、第 28 条～29 条関係)

□所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

□条例第 10 条の同意を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月 1 回以上確認し、計画と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったとき、直ちに埋立て等の中止などを求め、市長に報告する必要があります。これらの義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。(施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。)

④土砂を運搬する方の責務等

土砂を運搬する方の責務等は、次のとおりです。(条例第 7 条)

□沿道への粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の低減に努める必要があります。

□具体的には、土砂を湿潤化すること、耐久力を有するシート等で荷台の土砂全体を覆うこと等により、運搬時の沿道への飛散を防止すること、住宅街・商店街・通学路・狭い道路等通行に支障がある経路を避けるか、または混雑した時間帯や通学通園期間帯を避けること、低騒音型の車両を選択することなどが考えられます。

⑤命令・公表・罰則など

(i) 命令・公表など(条例第 25～第 26 条、第 32 条～第 33 条関係)

□市はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う方や条例第 10 条に規定する同

意をした土地所有者の方に対して埋立て等に関する報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う方等に対して立入検査を行うことがあります。

□市は災害を防止するため緊急の必要がある場合や許可条件違反があった場合などに、本条例の許可を受けた方等に対して、埋立て等の停止や必要な措置を命じたり、許可を取り消すことがあります。

□市は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名又は名称、命令内容等を公表することがあります。

(ii) 罰則（条例第 35 条～40 条関係）

□無許可、命令違反など：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

□排水の基準適合のための措置命令違反など：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

□土地所有者に対する命令違反：6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 など

2. 土砂埋立て等を行おうとする場合

(1) 土砂、土砂埋立て等、埋立て等区域とは

条例で使用している用語等の定義について説明します。（条例第 2 条関係）

① 土砂とは

条例の対象となる「土砂」とは、次のようなものです。

□建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。岩石や化石などの自然物が混入又は付着されているものも含まれます。

□有価物か無価物かは問いません。

□改良土も対象となります。

□産業廃棄物である汚泥、アスファルトやコンクリートの破片・塊は該当しません。

（それら産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、土砂とは別に処理・処分して下さい。）

□土砂に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせ下さい。

② 土砂埋立て等とは

条例の対象となる「土砂埋立て等」とは、次の「埋立て」、「盛土」その他の土地への土砂の堆積を行う行為です。将来の搬出を前提とする一時的な堆積も対象となります。

なお、「切土」のみ（発生土は場外に搬出）の場合は、該当しません。

□埋立て

・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。

・例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

□盛土

・周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、その形状の変更の予定がないもの。

・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

□一時堆積（いちじたいせき）

・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、将来の形状の変更（搬出）が予定されているもの。

・例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。



図表 2-1 条例の対象となる「土砂埋立て等」

③埋立て等区域とは

埋立て等区域とは、次のとおりです。

- 土砂を直接、埋立て、盛土、又は堆積する土地の区域です。
- 上記以外の進入路や調整池、展開検査等を行う場所や緩衝地帯等は原則含みません。ただ、進入路等自体も土砂の埋め立て等により造成する場合は「埋立て等区域」に該当します。
- 許可に際しては「埋立て等区域」だけでなく、災害防止や生活環境保全のために必要な施設等の「埋立て等に供する施設」にも各種基準が適用されることにご留意下さい。

(2) 土砂埋立て等を行う場合

①土砂埋立て等を行う方の責務

次節(3)の許可の要不要に関わらず、土砂埋立て等を行おうとする方は、次の事項に留意する必要があります。(条例第4条関係)

- 埋立て等区域の周辺住民の理解を得よう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

②泉佐野市による報告徴収及び立入検査

土砂埋立て等を行う方に対し、この条例の施行に必要な限度において、次節(3)の許可の要不要に関わらず、市から次のことを求める場合があります。これらの求めに対応しなかった場合、罰則が適用される場合があります。(条例第30～31条、第38条関係)

- 市は、土砂埋立て等の施工の状況等について報告を求めることがあります。
- 市は、土砂埋立て等を行う方の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、土砂もしくは排水を無償で収去し、又は関係者に質問することがあります。

③その他

土砂埋立て等の土地の改変については、この条例以外にも、都市計画法、宅地造成等規制法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、大阪府砂防指定地管理条例をはじめ、各種法令、及び土砂埋立て等に関する市町村条例により規制が設けられています。土砂埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制の内容や手続きについて、関係機関に確実に確認するようにして下さい。

(3) 条例の許可を要する土砂埋立て等とは

①許可を要する土砂埋立て等

埋立て等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満かつ高さ1m以上の土砂の埋立て等を行おうとする方は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市の許可を受ける必要があります。(条例第8条関係)

許可期間は最大3年となっています。ただし、当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われる埋立て等の場合（ストックヤードや仮置き場などの一時堆積の場合）は、許可の期間はありません。

埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満かつ高さ1m以上であれば、許可は必要となります。（※1参照）

なお、3,000㎡以上の場合は、大阪府の許可が必要となります。

次節(4)に該当する埋立て等の場合の許可は不要です。

※1 一団の土地の区域について

「一団の土地の区域」とは、複数の埋立て等区域が、次の(a)～(c)のいずれかに該当するものである場合に、個々の行為を一体の行為と捉えて、許可が必要な500㎡以上になるかどうか判断する為に設定する区域です。

このため、たとえ、埋立て等を行う者が別の者であっても、「一団の土地の区域」に該当する場合があります。また、複数の行為を行おうとする場合などでは、個々の行為面積では許可対象とならなくても、「一団の土地の区域」として許可が必要となる可能性がありますので、必ず市への事前相談を行って下さい。

(a) 物理的・一体的性（土砂埋立て等を行う土地が隣・近接しているか）

・対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体的性を有していること。

(b) 機能的・計画的・主体的・一体的性（埋立て等の行為が相互に関連しているか）

・二つ以上の土地の土砂の埋立て等が一連の計画（排水施設の共用など）のもとに、その時期、目的等について密接な関連を持っていること。

(c) 既行為地の施工状況及び施工時期の近接性

・既行為地が完全に施工済み（先に埋立て等が行われた土地が既に土地利用されているか等）でない場合や既行為との施工時期が近接している場合。

②条例施行時において埋立て等を行っている場合（経過措置）

条例施行時（R2.4.1）において、既に埋立て等を行っている場合、6ヶ月又は最大3年の経過措置期間が設けられています。（附則第2項関係）

(i) 条例施行時（R2.4.1）に現に埋立て等を行っている場合

6ヶ月の経過措置期間が設けられています。

6ヶ月の経過措置期間終了後も継続して土砂埋立て等を行う場合は、経過措置期間中（R2.10.1）に許可申請する必要があります。

(ii) 条例施行時（R2.4.1）に現に図表2-2に掲げる特定の法令の許可等を有している方が行う当該許可等に係る土砂埋立て等の場合

図表2-2に掲げる法令による許可等の期間が満了する日まで許可は不要です。ただし、当該許可期間が3年を超える場合は、条例施行後最大3年（2022年3月31日）までとなります。

この経過措置期間終了後も継続して土砂埋立て等を行う場合は、経過措置期間中に許可を受ける必要があります。（(i)と異なり、許可申請だけではないことにご留意下さい。）

図表 2-2 法令の許可等（条例附則第 3 項関係）

土地改良法第 95 条第 1 項の認可
森林法第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（準用規定を含む）の許可
農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可
地すべり等防止法第 18 条第 1 項の許可
宅地造成等規則法第 8 条第 1 項の許可
河川法第 55 条第 1 項の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可
農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の許可
生産緑地法第 8 条第 1 項の許可
大阪府砂防指定地管理条例第 4 条第 1 項の許可
泉佐野市風致地区内における建築等の規則に関する条例第 2 条第 1 項（同項第 3 号及び第 7 号に係る部分に限る。）の許可

（４）条例の許可が不要な土砂埋立て等とは

次の①～④に掲げる土砂の埋立て等は、条例の許可は不要です。（条例第 8 条、同規則第 3～5 条関係）

①面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合

□土砂埋立て等の面積が 500 ㎡未満、又は高さ 1 m 未満の場合は許可不要です。（ただし、当該埋立て等の区域を含む一団の土地の面積が 500 ㎡以上かつ高さ 1 m 以上の場合を除く。（(3)①参照））

なお、土砂埋立て等の面積が 3,000 ㎡以上の場合は大阪府の許可が必要です。

□土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行う場合（外部から土砂の搬入がない場合）は許可不要です。

②埋立て等を行う方に関して許可不要の場合

□土砂の埋立て等を行う方（発注する場合も含む）が、国、地方公共団体その他図表 2-3 に掲げる団体等の場合、許可不要です。

図表 2-3 許可を要しない団体等

土地改良区	土地改良区連合	土地区画整理組合
地方住宅供給公社	市街地再開発組合	地方道路公社
日本下水道事業団	土地開発公社	住宅街区整備組合
独立行政法人	国立大学法人	大学共同利用機関法人
地方独立行政法人	西日本高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
新関西国際空港株式会社	関西国際空港土地保有株式会社	
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者（市長が公示した者）		

③他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合

- 図表 2-4 に掲げる法令等の処分を受けて土砂埋立て等を行う場合は、許可は不要です。
- ただし、当該法令等の処分を受けた区域に隣接して、さらに埋立て等を行う場合は、泉佐野市環境衛生課に必ずご相談下さい。

図表 2-4 許可を要しない特定の法令等の処分等による埋立て等

採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は同法第15条第1項の許可
土壌汚染対策法第22条第1項の許可
建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の確認
港湾法第37条第1項（第2号を除く。）の許可
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項又は第6条第1項の許可
下水道法第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認
河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可
鉄道事業法第8条第1項又は同法第9条第1項の認可

④その他の許可不要の場合

- 図表 2-5 に掲げる土砂埋立て等は、許可は不要です。

図表 2-5 その他許可を要しない土砂埋立て等（その1）

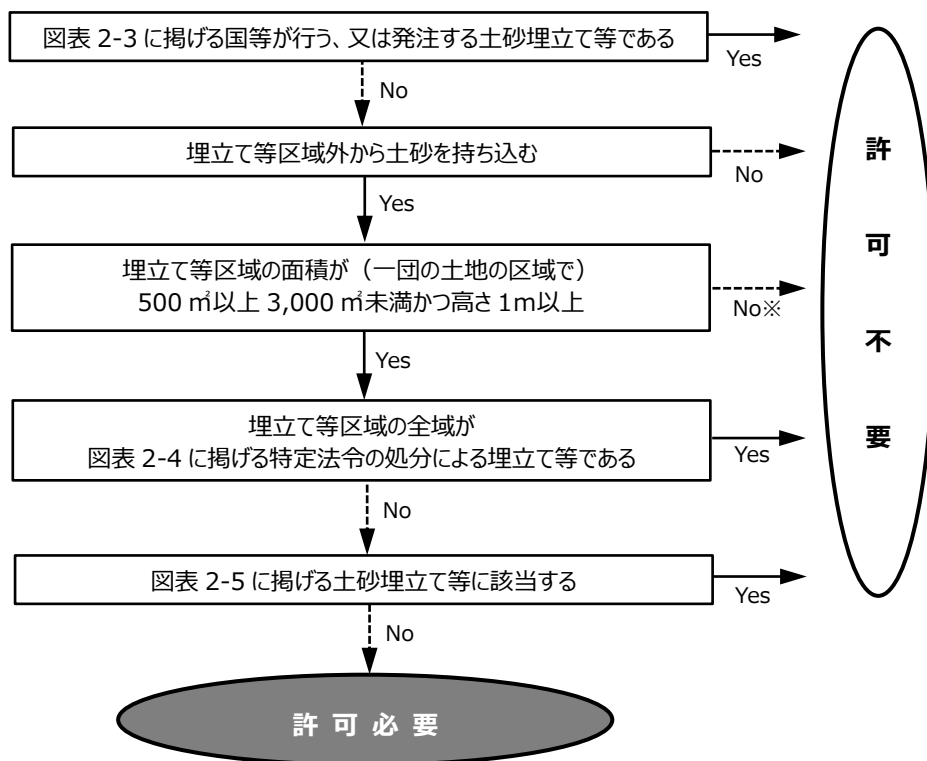
コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等
<ul style="list-style-type: none"> ・運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等 ・駐車場において道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両法が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等 ・現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つことを目的として管理者が行う土砂埋立て等 ・宅地内において緑地の整備を目的として管理者が行う土砂埋立て等 ・道路において同法第2条第1項に規定する道路運送車両法が円滑かつ安全に走行することを目的として管理者が行う土砂埋立て等
運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（事前の届出必要）
土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（事前の届出必要）
地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等
建築基準法第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等

図表 2-5 その他許可を要しない土砂埋立て等（その2）

敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが1メートル未満であるもの（事前の届出必要）
建築基準法第6条第1項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積で除した面積を超えないもの（事前の届出必要）
道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両法が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが1メートル未満であるもの（事前の届出必要）
道路において、地下埋設管の新設、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等
土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等
都市計画法施行令第21条各号に掲げる建築物の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等
大阪府自然環境保全条例第33条の規定による緑化又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議し、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが1メートル未満であるもの
法令若しくは条例（大阪府の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

(5) 許可の要不要のまとめ

許可の要不要の判断の参考とするためのフロー（イメージ）は図表 2-6 となります。ただし、その適用が明確でない場合には、泉佐野市環境衛生課に必ずご相談下さい。



※3,000㎡以上の土砂埋立て等については、別途「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」の許可が必要です。

図表 2-6 許可の要不要の判断フロー

3. 土砂埋立て等の許可を申請する場合

■ポイント

- 条例に基づく土砂埋立て等の許可を受けようとする場合、条例の規定により申請が必要です。
- 条例では、周辺住民への説明会をはじめとして、多くの規定が設けられていることから、申請手続きをより円滑に進めるため、申請者の方と市や関係機関等との間で、十分な事前の協議が不可欠と考えています。
- 許可を要する土砂埋立て等を行おうとする場合は、許可までに相当の時間を要しますので、可能な限り早期にご相談下さい。
- なお、埋立て等を行う前の埋立て等区域における土壌汚染や周辺住民の反対など、埋立て等に伴う事業リスクを十分に勘案して進めるようにして下さい。
- また、溪流に盛土をする行為は、雨水が集中するなど、流水の作用により、多量の土砂が流出しやすい状態になるため、原則禁止としています。溪流の定義などを含め、詳しくは、審査基準（第1土砂埋立て等の技術基準 7.3）をご覧ください。

(1) 事前協議

■ポイント

- ここでは、事前協議の時期・方法について説明します。
- 許可申請及び変更許可申請を行う場合には、以降の円滑な手続きのために、事前相談及び事前協議が必要となります。
- 住民説明会については、条例第4条第1項の規定のとおり、周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならないことから、分かりやすく、丁寧に説明して下さい。
- 事前協議を行ったから、あるいは事前協議を終了したからといって、許可がなされることが確約されたものではありません。
- 事前協議終了の通知から1年以上経過しても条例第8条の許可申請を行わない場合は、再度事前協議から開始していただくこととなります。

①事前調査・事前相談

(i)事前調査

(ア) 条例の許可の対象かどうかの調査

□条例の許可の対象かどうかについては、前章(2.(3)~(5))をよくご覧下さい。

□ただし、該当するかどうか明らかでない場合、又は判断に迷う場合については、泉佐野市環境衛生課に必ずご相談下さい。

(イ) 土砂埋立て等を行おうとする区域に関する規制の調査

□土砂埋立て等や土地の改変については、この条例以外にも、土地改良法、森林法、農地法、宅地造成等規制法、自然公園法、河川法及び大阪府砂防指定地管理条例をはじめ、市町村の条例など様々な法令により規制が設けられています。

土砂埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制について漏れなく関係機関に確認して下さい。

(ウ) 埋立て等を行おうとする土地の調査

埋立て等を行おうとする土地が滑りやすい土質であるか、軟弱地盤であるか等の調査を行う必要があります。

調査の結果、軟弱地盤であること等が判明した場合は、措置を講じる必要があります。必要な措置については、別冊泉佐野市の審査基準を参照して下さい。

(ii) 事前相談

(ア) 市への事前相談

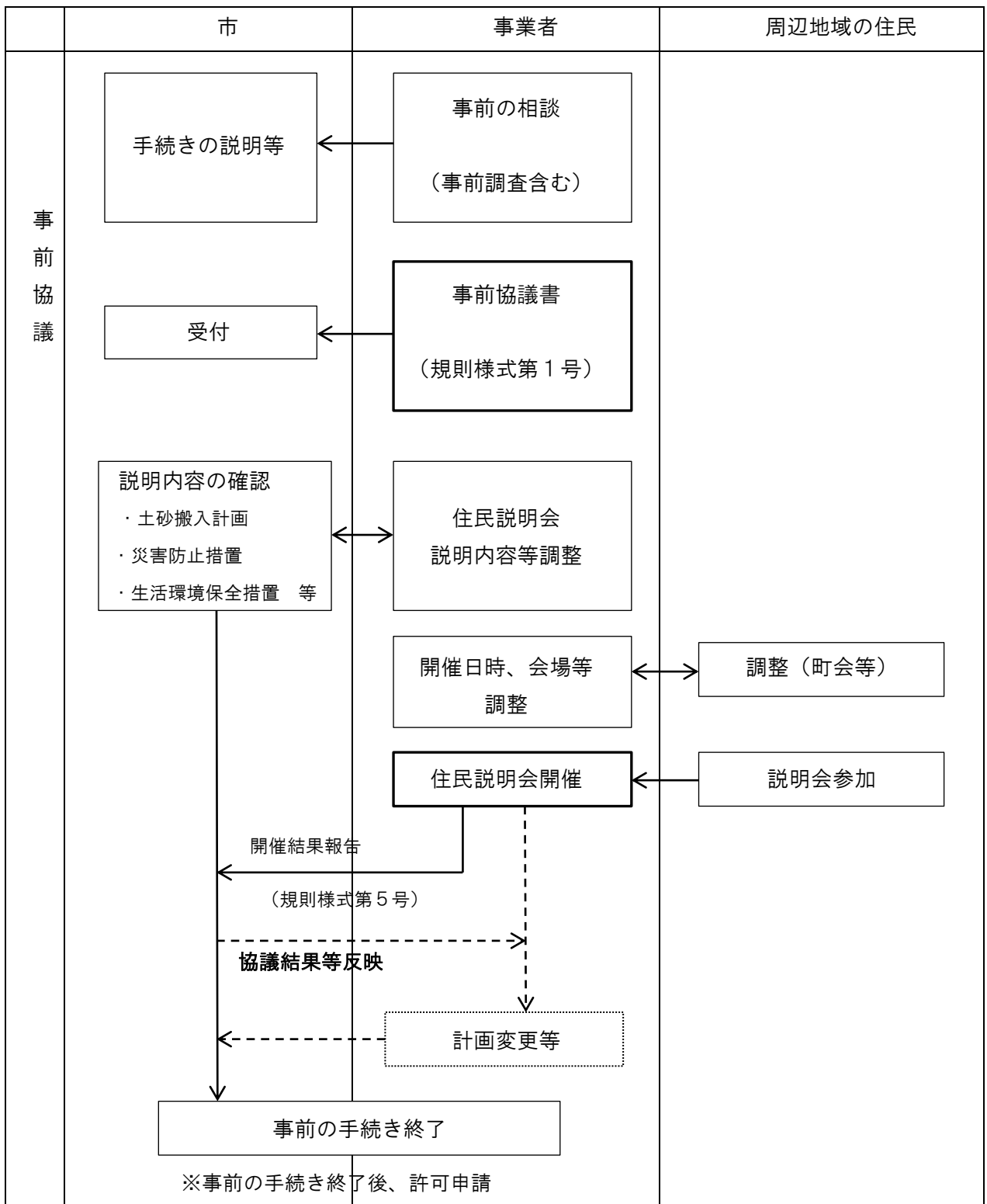
事前調査が終了した時点で、事前協議に関する相談をして下さい。

市からは事前協議の手順、内容、許可申請、許可基準及び許可取得後の義務等について説明します。

欠格要件（条例第 13 条第 1 項第 1 号）に該当しないかどうか確認してください。該当する場合、許可はできません。

また、土地所有者の責務について理解した上で、埋立て等を行おうとする区域の土地所有者に対して、当該責務について説明し、内諾を得ておくことを薦めます。

事前相談については、以降の円滑な手続きを行うため、複数回にわたる相談が必要になる場合があります。



図表 3-1 事前協議の手順 (フロー図)

②事前協議書の作成・提出

(i)事前協議書

(ア) 事前協議書の作成

- 市への事前相談が終了した場合、「土砂埋立て等事前協議書」(規則様式第1号)の作成を始めて下さい。(変更許可の場合にあつては、「土砂埋立て等変更事前協議書」(事前協議様式第1号))
- 本協議書には、図表3-2-1のとおり、行おうとする土砂埋立て等の目的、区域の位置及び面積などの項目から、期間や埋立て等完了時の形状、搬入に関する計画などの将来に関する事項、さらには水質検査や災害防止及び生活環境保全のための措置まで記載する必要があります。そのため、綿密な計画をたててから記載するようにして下さい。
- また、事前協議書の提出の際には、図表3-2-2のとおり、埋立て等区域の位置図、平面図、断面図(現況・計画)、土砂の量の計算書及び資金調達計画書等の添付が必要となります。そのため、埋立て等に必要な工事の見積もり等の徴収など、周到的な準備をして下さい。
- 事前協議書の提出の際には、行おうとする土砂埋立て等に関する他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。これは、本条例の許可後に遅滞なく事業が進められるかどうかの実現性を確認するためです。

(イ) 事前協議書の提出

- 事前協議書の作成が終了した場合、図表3-2-1及び3-2-2で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認してください。必要な書類や記載が不足しているなど、形式的要件が整っていない場合、受理できない場合があります。
- 提出の際は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、正本1部、副本1部を泉佐野市環境衛生課に提出してください。副本は受付後に事業計画者にお返しします。
- その後、提出された事前協議書の内容について、許可基準への適合や住民説明会への対応等に関する協議等を行うこととなります。
- なお、事前協議書については、関係機関や大阪府等と情報共有することがあります。また、市が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

図表 3-2-1 土砂埋立て等事前協議書（規則様式第 1 号）の記載事項（その 1）

記 載 事 項
<p>○氏名、住所及び生年月日 [条例第 12 条第 1 項第 1 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地 ・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載
<p>○土砂埋立て等の目的 [条例第 12 条第 1 項第 2 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載 ・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載 ・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（ ）内に記載 ・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」 <p>※規則第 13 条に該当するかどうかを判断する上で必要な場合には、跡地の利用方法を確認する。</p>
<p>○埋立て等区域の位置 [条例第 12 条第 1 項第 3 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載 ・埋立て等を行う区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等を行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）。 ・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。 ・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意）
<p>○埋立て等区域の面積 [条例第 12 条第 1 項第 3 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求積図等から算定した面積を記載。㎡単位で小数点以下は切り捨て。
<p>○管理事務所の所在地 [条例第 12 条第 1 項第 4 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所の所在地番と連絡が取れる電話番号を記載 ・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示 ・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。 （周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示）
<p>○管理責任者の氏名及び職名 [条例第 12 条第 1 項第 4 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載 ・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載 ・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要 ・申請者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。
<p>○土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 [条例第 12 条第 1 項第 5 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。 ・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。 ・可能なものは、施設の位置、構造等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。
<p>○土砂埋立て等に使用される土砂の量 [条例第 12 条第 1 項第 6 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入予定量を記載（㎡単位で小数点以下切り捨て） ・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載（ストックヤード除く） ・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量 ・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。
<p>○土砂埋立て等の期間 [条例第 12 条第 1 項第 7 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。 ・一時堆積である場合にあっては、記載不要 ・3 年を超えないようにすること。（一時堆積除く）
<p>○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 [条例第 12 条第 1 項第 8 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画断面図を添付 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の平面図や断面図を添付 ・一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積形状

図表 3-2-1 土砂埋立て等事前協議書（規則様式第 1 号）の記載事項（その 2）

記 載 事 項
<p>○土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画 [条例第 12 条第 1 項第 9 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則様式第 1 号別紙 1 及び搬入経路図を添付していること。 ・別紙 1 には、以下の事項を記載 ・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。 ・1 日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」（m³単位で小数点以下切り捨て）で記載。搬入するダンプの台数を併せて記載すること。 ・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載 ・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載 ・搬入土砂の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」）を記載 ・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、別紙 1 の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。
<p>○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 10 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載すること。 ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した 1/1,000 以上の平面図、構造図を「別添 図面○○」として記載すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
<p>○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 11 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講ずる措置（調整池、沈砂池、擁壁）について、技術基準に基づき、構造安定計算書、計算の根拠となる調査結果及び試験結果等説明資料を添付。 ・技術基準各項目についての適合説明一覧表を添付 ・技術基準各項目の図面等（1/1,000 以上）を添付。
<p>○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 11 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん飛散防止措置、土砂及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載（生活環境保全計画） ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付

【注意】 ○添付書類を参照する場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載して下さい。（例「添付書類○—○の・・・部を参照」）

○全体計画（3 年以上）の一部計画（3 年分）の申請の場合は、全体計画についても記載して下さい。

図表 3-2-2 土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その1）

添付書類	
1. 申請者関係証明書類	
(1) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第 8 号）〔規則第 9 条第 3 項第 5 号〕 ・様式の第 1 面と第 2 面を両面印刷とすること。（割印でも可）
2. 土地の登記事項証明書等	
(1) 土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域（*）の土地登記事項証明書〔規則第 6 条第 2 項第 3 号〕 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 *土砂埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域、以下同じ。
(2) 土地調書（土地が複数に及ぶ場合は必須）	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の土地調書 ・作成年月日、作成者名を記載 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 ・必要に応じ隣接地の土地調書を提出 ※土地調書を添付した場合は、（1）土地登記事項証明書の省略可
(3) 公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し〔規則第 6 条第 2 項第 3 号〕 ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番・地目・地籍・所有者等を記入したもの。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。
(4) 連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図） ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 ・公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図を作成し、作成年月日及び作成者名を記載すること。
3. 広域位置図	
(1) 広域位置図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図〔条例第 12 条第 3 項〕 ・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの（色分して下さい。） ・縮尺は 1/25,000～1/10,000 程度。方位及び縮尺を記載すること。
4. 周辺状況図	
(1) 周辺状況図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面〔条例第 12 条第 3 項〕〔規則第 6 条第 2 項第 2 号ア〕 ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図） ・方位及び縮尺を記載すること。 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・管理事務所を土砂埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内） ・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能

図表 3-2-2 土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その2）

添付書類	
5. 現況図面等	
(1) 現況平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図 [規則第6条第2項第2号] ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上の地形図を標準とする。 ・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。 ・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（確定時に追完） ・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示）
(2) 現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図 [規則第6条第2項第2号] ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上の地形図を標準とする。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。
6. 計画図面等	
(1) 計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図 [規則第6条第2項第2号] ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上の地形図を標準とする。 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・関係法令の区域線を記載すること。 ・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載。（確定時に追完）
(2) 計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図 [規則第6条第2項第2号] ・縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m以下）とすること。
(3) 施設設置計画図	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂の埋立て等へ供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）の設置に関する計画図 ・周辺状況図、計画平面図等に記載する場合は、それらの図面で代えることができる。 ・搬入路（公道からの進入路）、土砂の展開場所、管理事務所等の施設を明示する図面（1/5,000～1/1,000以上）
7. 求積図・土量計算書等	
(1) 測量図等	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図） [規則第6条第2項第2号] ・面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 ・測量図は現況平面図に代えることができる。
(2) 土量計算書	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書 [規則第6条第2項第5号] ・横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂の搬入予定量を積算した計算書 ・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「締め固めた土量」を、土量換算係数（土量変化率）を用いて地山土量、「ほぐした土量」を算出 ・「締め固めた量」「ほぐした量」、の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。 （一般に公開しているものとして、大阪府都市整備部建設工事積算基準他） ・ストックヤードの場合は、「ほぐした量」のみで可能な場合あり。

○現行断面図が計画断面図に記載されている場合は省略可能です。

○断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は50mまで可能です。

図表 3-2-2 土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その 3）

添付書類
8. 搬入計画等
<p>(1) 搬入計画 [規則第 6 条第 2 項第 6 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規則様式第 1 号別紙 1 に、発生元事業者、発生場所、1 日当りの最大搬入予定量、土砂埋立て等に使用される土砂の量、搬入期間、搬入曜日と時間及び搬入土砂の区分（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」））を記載すること。
<p>(2) 搬入経路図 [規則第 9 条第 2 項第 7 号] [規則様式第 1 号脚注 4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、(1) に当該ルート番号を記載することで代えることができる。
9. 災害防止措置関係書類
<p>(1) 技術基準適合一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生のおそれがないものとして定められた技術基準（規則別表第 1 又は第 2）への適合状況を一覧にしたもの ・別表第 1 又は別表第 2 の技術的基準毎に、計画する具体的な内容を一覧表形式にして示すこと
<p>(2) 地盤調査書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面 [規則第 9 条第 3 項第 8 号] ・地盤調査の結果を記載した書面とは、技術基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、オランダ式 2 重管試験等の方法により実施される地盤調査結果である。 ・地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面とは、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果等である。 ・地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置を講じることを示した書面、図面を添付すること。（この場合、安定計算を要する場合と同様に安定に対する照査を行うこと） ・規則第 13 条各項に該当する場合は原則不要。
<p>(3) 安定計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面 [規則第 9 条第 3 項第 8 号] ・土砂埋立て等の高さ 10m 以上は必須。10m 未満であっても、搬入土砂の区分によっては提出が必要な場合がある。（詳細は技術基準参照。） ・規則第 13 条各項に該当する場合は原則不要。
<p>(4) 擁壁構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○擁壁の断面図及び背面図並びに概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 [規則第 9 条第 3 項第 9 号] ・擁壁の設置が必要な場合のみ。（詳細は技術基準参照。） ・1/20～1/50 程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。
<p>(5) 流域図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の流域図 [規則第 6 条第 2 項第 2 号] ・1/5,000 の地形図を標準とする ・(7)～(9) の流量・断面・容量等の計算根拠が説明可能なものとする。
<p>(6) 排水計画図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図 [規則第 6 条第 2 項第 2 号] ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上を標準とする。 ・関係法令（規則第 12 条に掲げる法令）の区域線を記載すること。 ・地下排水計画図も添付すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。

図表 3-2-2 土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その 4）

添付書類
<p>(7) 排水施設構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面 [規則第 9 条第 3 項第 10 号] ・技術基準に適合した断面を有するもので、土圧等に十分耐えうる構造であることを証する書面、構造図を添付するものとする。
<p>(8) 沈砂池構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沈砂池の構造図及び容量を算定した書面 [規則第 9 条第 3 項第 11 号] ・容量算定にあたっては、技術基準に基づき埋立て等区域の面積に応じて算出すること。（土砂埋立て等の期間中の仮設沈砂池も同様） ・構造図についても、末端部に設置する沈砂池、施工に伴い移動させる仮設沈砂池を問わず、添付すること。 ・土砂埋立て等期間中に沈砂池に堆積した土砂を重機等で浚渫できる場合にあっては、4 ヶ月に 1 回浚渫する計画と同等の容量まで低減できるものとする。
<p>(9) 調整池構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面 [規則第 9 条第 3 項第 13 号] ・技術基準記載の洪水調整計画を添付する。 ・排水能力の変更地点、狭窄地点の断面形状（寸法含む）がわかる写真
<p>(10) 災害防止関係図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面 [規則第 6 条第 2 項第 9 号] ・既に添付した災害防止関係図書以外に添付する必要がある、軟弱地盤の場合の対策工、段切り工、法面保護工、高さ 1m 程度の板柵工等必要な措置を講じたものを作成すること。 ・平面図は 1/1000 以上を標準とし、構造図はその構造がわかる図面とする。方位及び縮尺を記載すること。
<p>(11) 施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面（参考様式第 6 号） [規則第 9 条第 3 項第 12 号] など ・次の 1～9 を記載した書面。 <ol style="list-style-type: none"> 1 計画工程表（工事の順序） 2 使用機械（低騒音型、低公害型であるならばその旨を記載） 3 埋立てに関する施工方法、管理方法 4 品質管理計画 5 緊急時の体制 6 管理責任者の権限、勤務形態 ・申請者又は申請法人の社員でない場合は、委託関係等が確認できる書類 [規則第 8 条第 3 項第 23 号] 7 工事の順序 8 施行中の排水処理方法 9 その他
<p>10. 生活環境保全措置関係書類</p>
<p>(1) 水質検査施設図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図 [規則第 21 条第 1 項第 1 号] ・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。 ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000 以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。 ・1/500 程度の平面図及び 1/50 程度の断面図に排水溝、集水柵等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。 ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。

図表 3-2-2 土砂埋立て等事前協議書の添付書類（その 5）

添付書類
<p>(2) 生活環境保全計画</p> <p>○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面（参考様式第 7 号）〔規則第 6 条第 2 項第 9 号〕</p> <p>1 粉じん飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載。 ・粉じん測定結果等がある場合は添付。 <p>2 土砂及び雨水等の流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載（他の書面に記載している場合は、その旨を記載。） <p>3 騒音及び振動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載。 ・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載。 ・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し ・騒音・振動測定結果等がある場合は添付。 <p>4 その他</p> <p>5 上記対策措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。）</p>
<p>11. 資力関係書類</p> <p>(1) 資金調達計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第 3 号）〔規則第 6 条第 2 項第 11 号〕 ○工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類〔規則第 6 条第 2 項第 11 号〕 ○自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能。
<p>12. その他</p> <p>(1) 参考図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書〔規則第 6 条第 2 項第 12 号〕など ・申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書若しくは申請書鑑の写し又は協議録 ・現況写真及び撮影位置図 ・住民説明会に関する市町村との協議記録 ・委任状（参考様式第 2 号）

○資金調達計画書の添付書類について、自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなどを省略することも可能です。

（注）変更許可申請時の事前協議書には、これらの書類のうち変更に係る書類を添付して下さい。

③周辺地域の住民への説明会の開催

(i) 住民説明会の開催の前に

(ア) 説明会開催日時や場所の調整

- 説明会を開催する範囲や周知の方法（規則第8条第1、2項を参考にしてください）、周知期間などについては、市に確認してください。後日、市に報告していただくこととなりますので、議事録等（日時、場所、相手方、対応者、発言内容など）を作成するようにしてください。
- また、説明会を開催する範囲の町会等の代表者と、説明会の開催日時、場所、周知方法及び周知期間等について調整してください。
- 住民説明会を開催すべき範囲は、埋立て等区域の隣接地及び同区域の属する町会等に係る区域のほか、次の区域となります。
 - ・土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置（施設）に関する区域
 - ・周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置（施設）に関する区域
- なお、説明会終了後説明会の結果について、市に報告する際、議事録以外に説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表（町会長等）の署名が必要となります。これは事業計画者と説明会参加者との間に、説明会で行われたやり取りについて、認識のずれが生じることを防ぐためのものです。どちらを採用するかについては、町会等の代表者と事前に調整しておくことを勧めます。

(イ) 説明会開催予定の市への報告

- 説明会の開催日時、場所等が決まりましたら、図表3-3-1に掲げる事項を記載した「説明会開催計画書」（規則様式第2号）を作成し、図表3-3-2の書類を添付して、速やかに市に提出してください。
- 説明会では、図表3-2-1に掲げる事項について、図表3-2-1の図書を用いるなど、わかりやすく説明してください。
- 後日提出された説明会開催計画書の内容に基づき、住民説明会での説明内容等について、協議等をする場合があります。

図表3-3-1 説明会開催計画書（規則様式第2号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
説明会の開催の日時
説明会の開催の場所
説明を予定している内容
開催地域や周知方法（日時、場所、対応者及び説明概要等含む）

図表3-3-2 説明会開催計画書（規則様式第2号）の添付書類

説明に使用する予定の資料

(ウ) 説明会の周知

(ア) で市に確認した周知方法及び周知期間等により、説明会について周辺地域の住民に周知をして下さい。

周知期間は十分な期間をとるようにして下さい。

(ii) 住民説明会の開催 (条例第 11 条関係)

(ア) 説明会すべき内容

図表 3-3-1 に掲げる事項について説明して下さい。

図や写真 (図表 3-3-2 に掲げる書類等) を用いるなど、参加者にわかりやすい説明を心がけて下さい。

説明内容について、市との協議結果を反映して下さい。

申請内容が全体計画の一部である場合は、全体計画についても説明して下さい。

(イ) 説明会において定めておくべきこと

埋立て着手後、説明会において説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更が生じた場合の扱い等に関し、説明会において定めておいて下さい。

(ウ) その他

説明会の開催結果は、市への報告が必要ですので議事録をとるようにして下さい。

議事録以外に説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表 (町会長等) の署名が必要です。前者を採用される場合は、説明会の冒頭に説明会の内容を録音する旨について説明して下さい。

また録音する場合は、複数の録音装置を設置し、説明者による説明内容だけでなく、説明会参加者の意見・質問についても明瞭に録音できるよう工夫して下さい。

(iii) 住民説明会の開催後

(ア) 議事録等の作成

説明会終了後、直ちに議事録を作成して下さい。

議事録は説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について、具体的に記載して下さい。

議事録以外に説明会の内容を録音した記録媒体の提出、又は議事録への説明会参加者の代表 (町会長等) の署名が必要です。後者を採用される場合は、作成した議事録について、説明会参加者の代表に確認と署名を求めて下さい。その際、説明会参加者の代表から議事録の修正の提案があった場合には、十分に協議をし、必要な修正を行って下さい。

(イ) 説明会開催結果の市への報告

説明会終了後、図表 3-4-1 に掲げる事項を記載した「説明会開催結果報告書」(規則様式第 5 号) を説明会ごとに作成し、許可申請時に市へ提出して下さい。

提出にあたっては、説明会に使用した資料及び議事録、説明会の内容を録音した記録媒体を添付して下さい。なお、録音記録媒体は議事録への説明会参加者の代表 (町会長等) の署名で代えることができます。

(ウ) 結果報告後の協議・計画変更

説明会の結果を受け、事業計画者が行おうとする埋立て等の内容を変更する場合には、市と協議して下さい。

□また、市から事業計画者に対して埋立て等の内容の変更について、協議等をする場合があります。

図表 3-4-1 説明会開催結果報告書（規則様式第5号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
埋立て等区域の位置
説明会の開催日時
説明会の開催場所
説明会開催についての周知の範囲とその方法
説明者の氏名（法人にあつては、氏名及び役職名）
住民の出席者数
説明会の概要
搬入計画等の変更があつた場合の周知方法
その他特筆すべき事項

図表 3-4-2 説明会開催結果報告書（規則様式第5号）の添付書類

説明に使用した資料
説明会の内容を具体的に記載した議事録
説明会の内容を記録した録音媒体（議事録に説明会参加者の代表の署名が有る場合は不要）

（2）土地所有者への説明・同意

■ポイント

- この条例による許可申請（変更許可含む）又は許可に関する地位の承継を受けようとする者は、当該埋立て等区域の土地所有者に対して、行おうとする埋立て等や承継内容、土地所有者の義務等について、説明し同意を得なければなりません。（条例第10条関係）
- ・土砂埋立て等の許可申請（条例第12条第1項）をしようとする場合 ⇒ ①へ
 - ・土砂埋立て等の変更許可申請（条例第14条第1項）をしようとする場合 ⇒ 4.（1）へ
 - ・土砂埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請（条例第24条第1項）をしようとする場合 ⇒ 4.（4）へ
- なお、土地所有者への説明事項（許可の申請内容）が確定してから最終的な同意を得る必要がありますが、市への事前相談の段階でも埋立て等の計画概要と土地所有者の責務について十分に説明しておくようにして下さい。

①土砂埋立て等の許可申請（条例第8条）の場合

- 事業計画者は図表 3-5 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 図や写真（図表 3-2-2 に掲げる書類など）を用いるなど、わかりやすい説明を心がけて下さい。
- 土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書」（規則様式第4号）を使用する必要があります。
- その際、埋立て等行為が行われている間に土地所有者に係る責務についても必ず説明し、確認してもらって下さい。

□条例第 10 条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.（1）③参照）内の土地所有者です。許可後遅滞なく埋立て等が行われるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、同意を得るようにして下さい。（8.（3）参考様式第 1 号参照）

図表 3-5 土砂埋立て等の許可申請における土地所有者への説明事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
土砂埋立て等の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・目的について、埋立て、盛土及び一時堆積の別を説明。残土処分やストックヤードを目的としている場合は、それも説明すること。 ・跡地利用方法について、宅地造成、改良農地及びソーラーパネル設置等も説明すること。
埋立て等区域の位置及び面積 <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番を全て示す。又は代表地番及び他〇〇筆と記載した一覧を示すこと。 ・事前協議書の添付書類の「測量図及び求積図」から算定した面積を示すこと。（平方メートル単位で小数点以下は切り捨て）
管理事務所及び管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所の所在地と連絡が取れる電話番号を示すこと。 ・管理責任者が法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名を示すこと。
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入路の施設を明示する図面（1/1,000 以上）で示すこと。
使用する土砂の量（「ほぐした量」を記載すること。） <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入予定量を説明すること。（立法メートル単位で小数点以下は切り捨て） ・一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量も説明すること。 ・事前協議書添付図書「土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書」で計算した量を説明すること。
土砂埋立て等の施工期間（※ 1）
最大堆積時及び完了時の土地及び土地の堆積の形状（※ 2） <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画縦横断面図で示すこと。 ・完了時における堆積量を超える場合には、最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図で示すこと。
土砂の搬入に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・規則様式第 1 号別紙に必要事項を記載して説明すること。 ・搬入経路についても説明すること。
水質検査を行うために講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を説明すること。
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図及び断面図を添付すること。 ・土砂の流出を防ぐために講ずる措置（柵や沈砂池の設置等）についても説明すること。
年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量（※ 2）
埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※ 2）

（※ 1）一時堆積（ストックヤードなど）の場合は説明不要です。

（※ 2）一時堆積でない場合は説明不要です。

(3) 許可の申請

■ポイント

- ここでは、許可申請に必要な書類について説明します。(条例第12条関係)
- 円滑な審査を行うため、(1)事前協議の内容を反映し、分かりやすい書面を作成して下さい。
- 申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから3か月程度で許可・不許可について通知します。
- なお、許可を受けずに許可を要する埋立て等を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)や撤去命令等の対象となります。

①許可申請書の作成・提出

(i)許可申請書の作成

- 事前協議終了後、図表 3-6-1 に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等許可申請書」(規則様式第7号)の作成を始めて下さい。
- 本申請書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けて下さい。
- 許可申請書の提出の際には、図表 3-6-2 に掲げる書類の添付が必要となります。
- なお、一時堆積(ストックヤード等)の場合を除き、埋立て等の期間が3年を超える場合には、3年間の計画と最終の計画の両方を記載、添付して下さい。
- 事前協議中に準備は進められますが、申請書に記載する項目や添付する書類の内容が確定する事前協議の終了を待ってから、作成して下さい。
- 事前協議の段階で他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議して下さい。

(ii)許可申請書の提出

- 許可申請書の作成が終了した場合、図表 3-6-1 及び 3-6-2 で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。
- 提出に当たっては、次のとおり、正本1部、副本1部を環境衛生課に提出して下さい。副本は、許可・不許可通知後に申請者にお返しします。
 - ・フラットファイル、ファイルケース等で製本して下さい。
 - ・添付書類一覧(書類内容と目次番号をつけたもの)を作成して、添付書類の最初に挿入して下さい。
 - ・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけて下さい。
 - ・A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。
 - ・1つの図面に2以上の内容を記載する場合、その内容を示す表題を全て記載して下さい。
 - ・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。
 - ・設計事務所等が申請を代理する場合、申請者からの委任状(参考様式第2号)を添付して下さい。

- 後日、提出された申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。
- なお、申請書の内容について、関係機関や府及び他市町村等と情報共有することがあります。また、市が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。
- 申請書類一式（写し）は、事業実施期間中は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧されるとともに（条例第 22 条）、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。（条例第 22 条、第 27 条）

図表 3-6-1 土砂埋立て等許可申請書（規則様式第 7 号）の記載事項（その 1）

記 載 事 項
<p>○氏名、住所及び生年月日 [条例第 12 条第 1 項第 1 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地 ・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載
<p>○申請者が法人にあっては、その役員（※ 1）の氏名、住所及び生年月日 [規則第 9 条第 2 項第 1 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（規則様式第 7 号）別紙 2 と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がいない場合は、その旨記載すること。 ※ 1「役員」の定義 [条例第 13 条第 1 項第 1 号イ] 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
<p>○申請者が未成年者（※ 2）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員（※ 1）の氏名、住所及び生年月日） [規則第 9 条第 2 項第 2 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（規則様式第 7 号）別紙 2 と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がいない場合は、その旨記載すること。 ※ 2「未成年者」の定義 [条例第 13 条第 1 項第 1 号オ]：営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
<p>○申請者に使用人（※ 3）がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日 [規則第 9 条第 2 項第 3 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（規則様式第 7 号）別紙 2 と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がいない場合は、その旨記載すること。 ※ 3「使用人」の定義 [規則第 11 条] 一 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者（工場長など）
<p>○土砂埋立て等の目的 [条例第 12 条第 1 項第 2 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載 ・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載 ・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（ ）内に記載 ・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」 ※必要な場合には、跡地の利用方法を確認する。
<p>○埋立て等区域の位置 [条例第 12 条第 1 項第 3 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載 ・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）。 ・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。 ・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意）
<p>○埋立て等区域の面積 [条例第 12 条第 1 項第 3 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の「測量図及び求積図等」から算定した面積を記載。（平方メートル単位で小数点以下は切り捨て。）

図表 3-6-1 土砂埋立て等許可申請書（規則様式第 7 号）の記載事項（その 2）

記 載 事 項
<p>○管理事務所の所在地 [条例第 12 条第 1 項第 4 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所を設置する場合は、所在地番と連絡が取れる電話番号を記載 ・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示 ・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。 <p>（周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示）</p>
<p>○管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 [条例第 12 条第 1 項第 4 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載 ・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載 ・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要 ・申請者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。
<p>○土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 [条例第 12 条第 1 項第 5 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入路の施設を明示する図面（1/1,000 以上）を添付すること。 ・土砂の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。 ・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。 ・可能なものは、施設の位置、構造等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。
<p>○土砂埋立て等に使用する土砂の量 [条例第 12 条第 1 項第 6 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入予定量を記載（立方メートル単位で小数点以下切り捨て） ・土量換算係数を考慮して、「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方を記載（ストックヤード除く） ・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量も記載すること。 ・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。 ・添付図書「土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書」で計算した量を記載すること。
<p>○土砂埋立て等の期間 [条例第 12 条第 1 項第 7 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着手から完了までの期間を記載すること。 ・開始日については申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。 ・一時堆積である場合にあつては、記載不要 ・3 年を超えないようにすること。（ストックヤード除く）
<p>○最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 [条例第 12 条第 1 項第 8 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画断面図を添付していることを記載。 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。 ・一時堆積である場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積形状。
<p>○土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画 [条例第 12 条第 1 項第 9 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙のとおり」とし、第 7 号別紙に必要事項を記載して添付すること。 ・規則様式第 7 号別紙 1 及び搬入経路図を添付していることを記載すること。 ・別紙 1 には、以下の事項を記載 ・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。 ・1 日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」（m³単位で小数点以下切り捨て）で記載。搬入するダンプの台数を併せて記載すること。 ・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載 ・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載 ・搬入土砂の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」）を記載 ・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、付表 1 の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。

図表 3-6-1 土砂埋立て等許可申請書（規則様式第 7 号）の記載事項（その 3）

記 載 事 項
<p>○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 10 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載すること。 ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した 1/1,000 以上の平面図、構造図を「別添 図面○○」として記載すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
<p>○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 11 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に基づく構造安定計算書、計算の根拠となる調査結果及び試験結果等説明資料を添付すること。 ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図及び断面図を添付すること。 ・規則第 11 条に基づき作成して、計画平面図、断面図等（調整池、沈砂池、擁壁）について記載すること。 ・技術基準各項目についての適合説明一覧表を添付 ・技術基準各項目の詳細検討内容、計算結果、図面等を添付
<p>○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 [条例第 12 条第 1 項第 11 号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じん飛散防止措置、土砂及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を位置図、構造図等で記載（生活環境保全計画）すること。 ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付すること。

【注意】 ○添付書類を参照する場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載して下さい。（例「添付書類〇—〇の・・・部を参照」）

○全体計画（3 年以上）の一部計画（3 年分）の申請の場合は、全体計画についても記載して下さい。

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その1）

添 付 書 類
1. 申請者関係証明書類
(1) 申請書（規則様式第7号）別紙2 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合に、役員を記載。 ・申請者が未成年者である場合に、法定代理人を記載。 ・申請者に使用人がある場合に当該使用人について記載。 ・該当ない場合は、斜線を記載して下さい。
(2) 申請者住民票等（申請者が個人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書【規則第9条第3項第2号】 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの
(3) 法人登記事項証明書等（申請者が法人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の登記事項証明書及び印鑑登録証明書【規則第9条第3項第2号】
(4) 役員住民票（申請者が法人の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し（本籍必要）【規則第9条第3項第2号】 ・代表取締役、監査役等も必要 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの
(5) 法定代理人住民票等（申請者が未成年の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し【規則第9条第3項第3号】 ・法定代理人が個人の場合でも印鑑登録証明書は必要【規則第9条第3項第3号】 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの
(6) 使用人住民票 <ul style="list-style-type: none"> ○申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し【規則第9条第3項第4号】 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの
(7) 誓約書 <ul style="list-style-type: none"> ○申請者が条例第13条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第8号）【規則第9条第3項第5号】 ・様式の第1面と第2面を両面印刷とすること。（割印でも可）
2. 土地の登記事項証明書等
(1) 土地登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域（*）の土地登記事項証明書【規則第6条第2項第3号】 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 *土砂埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域。以下同じ。
(2) 土地調書（土地が複数に及ぶ場合は必須） <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の土地調書 ・作成年月日、作成者名を記載 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 ・必要に応じ隣接地の土地調書を提出 ※土地の筆数が少ない場合は、土地登記事項証明書の提出をもって省略可能
(3) 公図の写し <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し【規則第6条第2項第3号】 ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番・地目・地籍。所有者等を記入したもの。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その2）

添付書類
<p>(4) 連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ）</p> <p>○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・作成年月日、作成者名を記載 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。
<p>3. 土地所有者同意書（法定外公共物等同意書含む）</p> <p>(1) 土地所有者同意書（埋立て等区域内）</p> <p>○土砂埋立て等区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第4号）[条例第10条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の土地が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・様式裏面に記載の留意事項や土地の一覧を別紙とする場合は、当該土地所有者の印鑑で割印すること。 ・土地所有者の印鑑登録証明書は不要 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と齟齬がないよう確認 <p>(2) 土地所有者同意書（埋立て等区域外の施設設置区域）</p> <p>○土砂埋立て等区域以外の土地（施設設置区域）の所有者の同意を得たことを証する書面（参考様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・土地の一覧を別紙とする場合は、当該土地所有者の印鑑で割印すること。 ・土地所有者の印鑑登録証明書は不要 ・施設設置区域については申請書の「土砂の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認
<p>4. 広域位置図</p> <p>(1) 広域位置図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図 [規則第6条第2項第3号]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの（色分すること。） ・縮尺は 1/25,000～1/10,000 程度。方位及び縮尺を記載すること。
<p>5. 周辺状況図</p> <p>(1) 周辺状況図</p> <p>○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図） ・方位及び縮尺を記載 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・管理事務所を土砂埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内） ・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能
<p>6. 現況図面等</p> <p>(1) 現況平面図</p> <p>○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図 [規則第6条第2項第2号] など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする ・関係法令（規則第12条に掲げる法令）の区域線を記載すること。 ・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（確定時に追完） ・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得よう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示）

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その 3）

添 付 書 類
<p>(2) 現況断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図〔規則第 6 条第 2 項第 2 号〕など ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m 以下）とすること。 ・現況写真を添付すること。 <p style="text-align: center;">※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は 50m まで可能</p>
<p>7. 計画図面等</p>
<p>(1) 計画平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図〔規則第 6 条第 2 項第 2 号〕 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・関係法令（規則第 12 条に掲げる法令）の区域線を記載すること。 ・申請時に境界未確定の場合は想定線を記載（確定時に追完）
<p>(2) 計画断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図〔規則第 6 条第 2 項第 2 号〕 ・縮尺を記載すること。1/1,000 以上を標準とする。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m 以下）とすること。 <p style="text-align: center;">※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は 50m まで可能</p>
<p>(3) 施設設置計画図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂の埋立て等へ供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）の設置に関する計画図 ・周辺状況図、計画平面図等に記載する場合は、それらの図面で代えることができる。 ・搬入路（公道からの進入路）、土砂の展開場所、管理事務所等の施設を明示する図面（1/5,000～1/1,000 以上）
<p>8. 求積図・土量計算書等</p>
<p>(1) 求積図・測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図）〔規則第 6 条第 2 項第 2 号〕 ・面積は小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで表示すること。 ・測量図は現況平面図に代えることができる。
<p>(2) 土量計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書〔規則第 6 条第 2 項第 5 号〕 ・横断面図、縦断面図、土量換算計数を元に作成した、土砂の搬入予定量を積算した計算書 ・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「締め固めた土量」を、土量換算係数（土量変化率）を用いて地山土量、「ほぐした土量」を算出 ・「ほぐした量」、「締め固めた量」の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。 （一般に公開しているものとして、大阪府都市整備部建設工事積算基準他） ・ストックヤードの場合は、「ほぐした量」のみで可能な場合あり。
<p>9. 搬入計画等</p>
<p>(1) 搬入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請書（規則様式第 1 号）別紙 1 ○規則様式第 7 号別紙に、発生元事業者、発生場所、1 日当りの最大搬入予定量、土砂埋立て等に使用される土砂の量、搬入期間、搬入曜日と時間及び搬入土砂の区分（建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」））を記載すること。
<p>(2) 搬入経路図〔規則様式第 1 号脚注 4〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○搬入経路を添付すること。 ○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、（1）に当該ルート番号を記載することで代えることができる。

表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その4）

添付書類	
10. 災害防止措置関係書類	
(1) 技術基準適合一覧	○災害の発生のおそれがないものとして定められた技術基準（規則別表第一又は第二）への適合状況を一覧にしたもの
(2) 地盤調査書	○埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面〔規則第9条第3項第7号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査の結果を記載した書面は、技術基準に示すとおり、スウェーデン式サウンディング試験、標準貫入試験、オランダ式2重管試験等の方法により実施される地盤調査結果である。 ・地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面とは、岩盤であることが明らかであることを証する資料や既存の調査結果等である。 ・地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置を講じることを示した書面、図面を添付すること。（この場合、安定計算を要する場合と同様に安定に対する照査を行うこと） ・規則第12条各項に該当する場合は原則不要。
(3) 安定計算書	○安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面〔規則第9条第3項第8号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂埋立て等の高さ10m以上は必須。10m未満であっても、搬入土砂の区分によっては提出が必要な場合がある。（詳細は技術基準参照。） ・規則第13条各項に該当する場合は原則不要。 ・計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。
(4) 擁壁構造図・計算書	○擁壁の断面図及び背面図並びに概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書〔規則第9条第3項第9号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の設置が必要な場合のみ。（詳細は技術基準参照。） ・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。
(5) 流域図	○埋立て等区域及び施設設置区域の流域図〔規則第9条第3項第2号〕など <ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000の地形図を標準とする ・（7）～（9）の流量・断面・容量等の計算根拠が説明可能なものとする。
(6) 排水計画図	○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図〔規則第6条第2項第2号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000以上を標準とする。 ・関係法令（規則第13条に掲げる法令）の区域線を記載すること。 ・地下排水計画図も添付すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
(7) 排水施設構造図・計算書	○排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面〔規則第9条第3項第10号〕 <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合した断面を有するもので、土圧等に十分耐えうる構造であることを証する書面、構造図を添付するものとする。

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その 5）

添 付 書 類
<p>(8) 沈砂池構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沈砂池の構造図及び容量を算定した書面 [規則第 9 条第 3 項第 11 号] ・容量算定にあたっては、技術基準に基づき埋立て等区域の面積に応じて算出すること。（土砂埋立て等の期間中の仮設沈砂池も同様） ・構造図についても、末端部に設置する沈砂池、施工に伴い移動させる仮設沈砂池を問わず、添付すること。 ・土砂埋立て等期間中に沈砂池に堆積した土砂を重機等で浚渫できる場合にあつては、4 ヶ月に 1 回浚渫する計画と同等の容量まで低減できるものとする。
<p>(9) 調整池構造図・計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調整池を設置する場合にあつては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面 [規則第 9 条第 3 項第 13 号] ・技術基準記載の洪水調整計画を添付する。 ・排水能力の変更地点、狭窄地点の断面形状（寸法含む）がわかる写真
<p>(10) 災害防止関係図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面 [規則第 9 条第 3 項第 1 号] ほか ・既に添付した災害防止関係図書以外に添付する必要がある、軟弱地盤の場合の対策工、段切り工、法面保護工、高さ 1m 程度の板柵工等必要な措置を講じたものを作成すること。 ・平面図は 1/1000 以上を標準とし、構造図はその構造がわかる図面とする。方位及び縮尺を記載すること。
<p>(11) 施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面（参考様式第 6 号） [規則第 6 条第 2 項第 8 号] など ・次の 1～7 を記載した書面。 <ol style="list-style-type: none"> 1 計画工程表（工事の順序） [規則第 9 条第 3 項第 12 号] 2 使用機械（低騒音型、低公害型であるならばその旨を記載） 3 埋立てに関する施工方法、管理方法 4 品質管理計画 5 緊急時の体制 6 管理責任者の権限、勤務形態 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は申請法人の社員でない場合は、委託関係等が確認できる書類 7 その他 8 施工中の排水処理方法 9 周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
<p>11. 生活環境保全措置関係書類</p>
<p>(1) 水質検査施設図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図 [規則第 9 条第 3 項第 6 号] ・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。 ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000 以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。 ・1/500 程度の平面図及び 1/50 程度の断面図に排水溝、集水桝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。 ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その6）

添 付 書 類
<p>(2) 生活環境保全計画</p> <p>○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面（参考様式第7号）〔規則第6条第2項第9号〕</p> <p>1 粉じん飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載。 ・粉じん測定結果等がある場合は添付。 <p>2 土砂及び雨水等の流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載（他の書面に記載している場合は、その旨を記載。） <p>3 騒音及び振動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載。 ・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載。 ・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し ・騒音・振動測定結果等がある場合は添付。 <p>4 その他</p> <p>5 上記対策措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。）</p>
12. 資力関係書類
<p>(1) 資金調達計画書</p> <p>○土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第3号）〔規則第6条第2項第11号〕</p> <p>○及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類〔規則第6条第2項第11号〕</p> <p>○自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能。</p>
<p>(2) 納税関係書類</p> <p>○最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面〔規則第9条第3項第14号〕</p> <p>【法人】 ・国税：納税証明書 ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書</p> <p>【個人】 ・国税：納税証明書 ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書</p>
<p>(3) 確定申告書</p> <p>○法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し〔規則第9条第3項第15号〕</p>
<p>(4) 財務諸表等（申請者が法人の場合のみ）</p> <p>○法人にあっては最近一事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）〔規則第9条第3項第15号〕</p>
<p>(5) 残高証明（資金調達計画書において自己資金調達がある場合のみ）</p> <p>○資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類〔規則第9条第3項第16号〕</p>
<p>(6) 融資証明（資金調達計画書において借入金がある場合のみ）</p> <p>○借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面〔規則第9条第3項第16号〕</p>
13. 住民説明会関係書類
<p>(1) 説明会の開催結果等報告書</p> <p>○住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第5号）〔条例第11条2項〕</p>
<p>(2) 説明会配布資料</p> <p>○説明会で配布した説明資料</p>
<p>(3) 議事録</p> <p>○説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録〔規則第8条第7項〕</p>
<p>(4) 要望対応表</p> <p>○住民説明会において、参加者から要望あった事項及びその対応の一覧を記載した書面</p>

図表 3-6-2 土砂埋立て等許可申請書の添付書類（その7）

添 付 書 類
14. その他
<p>(1) 参考図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める図書 (例) 申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書又は申請書鑑（受付印あるものに限る）の写し

- 【注意】 ○公的機関・金融機関の発行する証明書類は、原則、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないものです。
 - 資金調達計画書の添付書類について、自ら工事を行う場合は、工事業者の見積もりなど不要とすることも可能です。
 - 「13.住民説明会関係書類」については、事前協議段階で既に徴収し、手続き面及び内容面で問題ない場合は、省略することも可能となります。

(4) 許可の基準

■ ポイント

- ここでは、欠格要件や資力に係る基準、技術基準など、許可を受けるための基準について説明します。(条例第13条第1項関係)
- 申請段階になって、これらの基準に適合しないことがないように、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行って下さい。

① 許可の基準

許可を受けるための要件・基準は次のとおりです。許可申請に際しては、(i)～(v)の要件を満足しておくことが必要です。

(i) 欠格要件

- 図表3-7-1に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。
- なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、警察など関係機関に照会することになります。

(ii) 資力に係る基準

- 申請者が、次の(a)、(b)を満たし、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないことが必要です。
 - (a) 防災のための施設の設置工事に要する経費について、必要な資金を確保できること。
 - ・「土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」(規則様式第3号)において、
 - (あ) \geq (い) となっていること。
 - (あ)「防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法」欄の金額合計
 - (い)「防災のための施設の設置工事に要する経費」の金額
 - ・ただし、(い)については、工事業者の見積もりなど、必要経費を証する書類を添付して下さい。
 - (b) 法人税等の滞納をしていないこと。
 - ・最近1事業年度の法人税及び法人事業税(個人にあつては、前年の所得税及び個人事業税)の滞納がないことを証する書面により確認します。
 - ・なお、申立書や追加資料で補填することができます。(例えば、納税証明書に手形による納付受託中である場合など)
- 資力に係る基準については、別冊「資力に係る審査基準」を参照して下さい。

(iii) 土地所有者の同意

- 土地所有者の同意を得ていることを、規則様式第4号で確認します。
- 3.(2)を参照して下さい。

図表 3-7-1 欠格要件

ア 条例第25条又は第26条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
イ 条例第 26 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例第 15 条第 1 項（平成 11 条例第 2 号）の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）
ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる、施行規則第 10 条で定める相当の理由がある者
エ 泉佐野市暴力団排除条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの
カ 法人でその役員又は使用人（※）のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
キ 個人で使用人（※）のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

（※） 使用人とは、次の（あ）、（い）の代表者

（あ） 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

図表 3-7-2 欠格要件一覧（施行規則第 10 条関係）

<p>(1) 条例第8条の許可の申請前10年間に2回以上この条例又は森林法(昭和26年法律第249号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、大阪府砂防指定地管理条例(平成15年大阪府条例第7号)、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)若しくは大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 条例第8条の許可の申請前10年間に2回以上条例第26条第1項(同項第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例(平成11年泉佐野市条例第2号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。)</p> <p>(3) 大阪府の区域において、森林法第10条の3、第10条の9第3項若しくは第4項若しくは第38条各項に規定による命令、宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで、第17条第1項若しくは第2項若しくは第22条第1項若しくは第2項の規定による命令、大阪府砂防指定地管理条例第19条各項の規定による命令、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第23条各項若しくは第24条第1項の規定による命令又はこれらの規定に相当する大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)</p> <p>(4) 大阪府の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる者のいずれかに該当する者</p> <p>ア 土地改良法(昭和24年法律第195号)第109条の規定に違反した者</p>
--

- イ 森林法第10条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為(同条第1項に規定する開発行為をいう。以下このイにおいて同じ。)をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者、同法第10条の8第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者、同法第15条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書を提出した者(同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第44条第1項第1号に掲げる行為をした者を除く。)、同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。)の条件に違反して保安林若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りのその他不正な手段により同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立木を伐採した者、同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可に付した同法第34条第6項(同法第44条において準用する場合を含む。)の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者又は同法第34条の2第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- ウ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りのその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第5条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正の手段により同項の許可を受けた者
- エ 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の規定に違反して同法第3条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正の手段により同項の許可を受けた者、同法第8条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為(海岸法施行令(昭和31年政令第332号)第3条第1項に規定する行為を除く。)をした者、同法第8条第1項の許可に付した条件(同令第3条第1項に規定する行為に係るものを除く。)に違反した者若しくは偽りその他の不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第37条の5の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為(同令第12条の3第1項に規定する行為を除く。)をした者
- オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の規定に違反して同項第1号、第2号、第4号若しくは第8号から第10号までに掲げる行為をした者、同法第21条第3項の規定に違反して同項第1号(同法第20条第3項第5号から第7号まで、第15号及び第16号に掲げる行為に係るものを除く。)、第3号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は同法第33条第1項の規定による届出をせず同項各号(第2号、第3号及び第7号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

- カ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者又は同法第18条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者
- キ 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に違反して宅地造成(同法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下このキにおいて同じ。)に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者
- ク 河川法第20条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同条の承認を受けた者、同法第25条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者、同法第26条第1項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除去をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第27条第1項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第55条第1項の規定に違反して同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法57条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ケ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者
- サ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為(同条第1項に規定する開発行為をいう。以下このサにおいて同じ。)をした者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者
- シ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年大阪府条例第7号)第2条第1項の規定に違反して同項各号(第2号を除く。)に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ス 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定に違反して同項第1号若しくは第2号に掲げる行為(同項第1号に掲げる行為にあっては、同法第17条第1項第5号に掲げる行為を除く。)をした者又は同法第28条第1項の規定による届出をせず同項各号(第5号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

- セ 大阪府自然環境保全条例第13条第4項の規定に違反して同項各号(第5号、第7号及び第8号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第5項の規定により許可に付せられた条件(同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。)に違反した者、同条例第15条第1項の規定による届出をせず同項各号(第5号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者又は同条例第18条第1項の規定に違反して同項各号(第5号及び第7号から第9号までを除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第2項において準用する同条例第13条第5項の規定により許可に付せられた条件(同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。)に違反した者
- ソ 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- タ 大阪府立自然公園条例(平成13年大阪府条例第6号)第6条第3項の規定に違反して同項各号(第4号、第5号及び第9号から第12号までを除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第4項の規定により許可に付せられた条件(同条例第6条第3項第4号、第5号及び第9号から第12号までに係るものを除く。)に違反した者又は同条例第7条第1項の規定による届出をせず同項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- チ 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に違反して同項各号(第4号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同条例第16条第1項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者
- (5) 条例第8条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者、条例第14条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者、条例第22条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者、条例第17条第2項、第19条若しくは第20条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は条例第20条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(iv)災害防止の措置

- 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていることが必要です。

(v)構造基準

(ア) 一時堆積(ストックヤード等)以外の埋立て等の場合

- 土砂埋立て等の施工に関する計画が、図表 3-8-1 に掲げる形状及び構造上の基準(技術基準)に適合するものであること。(詳細については、別冊審査基準を参照して下さい。)

(イ) 一時堆積(ストックヤード等)の埋立て等の場合

- 土砂埋立て等の施工に関する計画が、図表 3-8-2 に掲げる形状及び構造上の基準(技術基準)に適合するものであること。(詳細については、別冊審査基準を参照して下さい。)

図表 3-8-1 形状及び構造上の基準（技術基準）（一時堆積以外）

<p>1. 埋立て等区域及び施設設置区域（土砂埋立て等に供する施設が設置される区域）の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。</p>
<p>2. 著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。</p>
<p>3. 土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）及び土砂埋立て等によって生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次のア又はイに掲げる土砂の区分に応じ、当該ア又はイに定める高さ及び法面の勾配とすること。</p> <p>ア 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの 安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直1mに対する水平距離が2m以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては10m以下の高さ及び垂直1mに対する水平距離が1.8m以上の勾配</p> <p>イ その他のもの 安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配</p>
<p>4. 土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。</p>
<p>5. 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。</p>
<p>6. 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次に掲げる規定に適合すること。</p> <p>ア 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。</p> <p>イ 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。</p> <p>ウ 渓流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。</p> <p>エ 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。</p> <p>オ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の(1)から(4)までの規定が満たされることが確かめられていること。</p> <p>(1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。</p> <p>(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。</p> <p>(3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。</p> <p>(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p>
<p>7. 土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5m以上である場合にあっては、当該法面の高さが5mごとに幅が1.5m以上の小段が設置されること。</p>
<p>8. 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。</p>
<p>9. 8の排水施設は、その管渠（かんきょ）の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。</p>
<p>10. 埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること</p>
<p>11. 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。</p>
<p>12. 土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。</p>
<p>13. 埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。</p>
<p>14. 土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。</p>

（注）詳細について、別冊審査基準を必ず参照して下さい。

図表 3-8-2 形状及び構造上の基準（技術基準）（一時堆積）

1. 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
2. 1の排水施設は、その管渠（かんきよ）の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
3. 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1mに対する水平距離が10m以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りではない。
4. 土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が5m以下であること。
5. 埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。

（注）詳細について、別冊審査基準を必ず参照して下さい。

(vi)水質検査のための措置

- 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることが必要です。
- 例えば、埋立て等区域からの排水のみを集めることのできる排水枡等を設置することなどが考えられます。
- 調整池等を活用する場合は、埋立て等区域外からの排水が混入しないようにする必要があります。

(vii) (iv) 及び (v) の要件の適用を受けない場合

- 当該申請に係る埋立て等が、図表 3-9 に掲げる法令等の許認可等を受けている埋立て等区域の内部で行われる埋立て等である場合には、(iv) の措置、及び (v) の基準は適用されません。（条例第 13 条第 2 項関係）

図表 3-9 技術基準等が適用されない場合

地すべり等防止法第18条第1項の許可を受けて行う埋立て等
宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可を受けて行う埋立て等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けて行う埋立て等
大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を受けて行う埋立て等

②許可の交付等

市長は、埋立て等許可（変更許可を含む。）をしたときは、土砂埋立て等許可書（規則様式第9号）を申請者に交付し、埋立て等許可をしないときは土砂埋立て等不許可通知書（規則様式第 10 号）により申請者に通知します。（施行規則第 14 条）

③許可に付す条件

許可をする際に、有効期間や災害の防止ための措置、生活環境保全のための措置などについて、条件を付す場合があります。（条例第 13 条第 3 項関係）

この条件に違反した場合、許可の取消しや埋立て等停止命令の対象となります。

4. 土砂埋立て等の許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合

■ポイント

- 条例の許可を受けた後、条例等の規定により様々な義務があります。ここでは、それらの義務について説明しています。
- 本章で説明する義務や許可する際に付した条件、他法令等を遵守するとともに、埋立て等に当たっては、許可を受けた内容及び計画等に沿って行うことが必要です。
- なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等の停止などの命令の対象となるだけでなく、場合によっては許可の取消しや罰則の対象になります。

(1) 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合（許可、届出）

■ポイント

- 許可を受けた埋立て等の内容について変更する場合は、変更する内容によって、許可又は届出が必要となります。
- 許可が必要かどうかは、①(i)に記載の変更に該当するかどうかを確認して下さい。
- 許可が必要な場合は、3.(1)で説明した事前協議（住民説明会等）が必要となるので、できるだけ早期にご相談下さい。また、土地所有者の同意も必要となります。

①変更の許可申請か、変更届出か

(i) 変更の許可申請が必要な場合

許可を受けた埋立て等の内容について、一時堆積（ストックヤードなど）以外の埋立て等の場合は図表 4-1-1 に該当する変更をする場合に、一時堆積である埋立て等の場合は図表 4-1-2 に該当する変更をする場合に、変更の許可申請が必要となります。

図表 4-1-1 許可申請が必要な変更（一時堆積以外の埋立て等の場合）

土砂埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び面積の変更
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更
土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減らす場合は、(ii)変更届出）
土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、(ii)変更届出）
土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状の変更
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ii)変更届出）

図表 4-1-2 許可申請が必要な変更（一時堆積の埋立て等の場合）

土砂埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び面積の変更
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画の変更
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置の変更
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更（排水施設その他の施設の構造の変化で、その機能を高める場合は、(ii)変更届出）
年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量の変更（当該土砂の量を減らす場合は、(ii)変更届出）
埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状の変更

(ii) 変更届出が必要な場合

許可を受けた埋立て等の内容について、図表 4-2 に該当する変更（軽微な変更）をする場合には、変更届の提出が必要となります。（規則第 15 条第 1 項関係）

表 4-2 変更届出が必要な変更

許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（注意：承継する場合は承認が必要です。）
許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
許可を受けた者に係る役員、又は使用人の変更
管理事務所の所在地の変更
管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減少させるものに限る。）
土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更
土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）

② 変更の許可

■ ポイント

- ここでは、変更許可申請（条例第 14 条第 1 項）に必要な書類、変更許可を受けるための基準について説明します。
- 円滑な審査を行うため、(i)事前協議の内容を反映し、分かりやすい書面の作成に心がけて下さい。
- 申請書類等に不備等ない場合は、許可申請を受理してから 3 ヶ月程度で許可・不許可について通知します。
- また、申請段階になって、変更許可を受けるための基準に適合しないことがないように、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行って下さい。
- なお、許可を受けずに許可を要する変更を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

(i) 変更事前協議

- 変更の許可申請に先立って、3.(1)の事前協議（住民説明会等含む）が必要です。そのため、できるだけ早期にご相談下さい。
- 条例第 14 条第 1 項の変更許可申請についても、これに先立って、変更事前協議（住民説明会等含む）が必要です。そのため、できるだけ早期にご相談ください。
- 変更事前協議の進め方・方法等については、条例第 8 条の許可申請に先立って行ったものと基本的には同様です。3.(1)を参照して下さい。

(ii) 土地所有者への説明・同意（条例第 10 条関係）

- 変更許可の申請を行おうとする場合、事業計画者は図表 4-3 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 変更許可申請に直接関わる土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）」（規則様式第 1 号その 2）を使用しなければなりません。
- その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらって下さい。

□ 条例第 10 条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」(2.(1)③参照)内であり、かつ、変更に係る土地の所有者です。しかし、直接変更に係らない土地所有者についても、変更申請の内容を知り、変更内容に応じて、改めて同意するかどうかを判断する必要があるものと考えられます。

また、変更許可後遅滞なく埋立て等が行われるようする意味でも、当初許可で既に同意を得ている他の土地所有者へも説明を行い、同意を得るようにしてください。この場合、それらの土地所有者の同意については、8.(3)参考様式第 1 号をご参照下さい。

なお、埋立て等区域外の施設設置区域の土地所有者についても同様です。

図表 4-3 土砂埋立て等の変更許可申請における土地所有者への説明事項

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更の内容及びその理由

(iii) 変更許可申請書の作成・提出（条例第 14 条第 2 項～第 3 項関係）

(ア) 変更許可申請書の作成

- 事前協議終了後、図表 4-4-1 に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等変更許可申請書」（規則様式第 8 号）の作成を始めて下さい。
- 本申請書においては、具体的かつわかりやすく、簡潔に記載して下さい。
- 変更許可申請書の提出の際には、図表 4-4-2 に掲げる書類の添付が必要となります。
- 一時堆積（ストックヤードなど）の場合を除き、埋立て等の期間が当初許可から 3 年を超える場合には、変更に係る項目の 3 年間の計画と最終計画の両方を記載、添付して下さい。
- 変更事前協議中に作成することは可能ですが、申請書に記載する項目や添付する書類の内容が確定する変更事前協議の終了を待ってから、作成を開始することをお勧めます。
- 変更事前協議の段階で、他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をして下さい。

(イ) 変更許可申請書の提出

- 変更許可申請書の作成が終了した場合、図表 4-4-1 及び 4-4-2 で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。
- 提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、正本 1 部、副本 1 部を環境衛生課に提出して下さい。副本は、許可・不許可の通知後に申請者にお返しします。
 - ・ A3 版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。
 - ・ 1 つの図面に 2 以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。
 - ・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。
 - ・ 設計事務所等が申請を代理する場合、申請者からの委任状（参考様式第 2 号）を添付して下さい。
- 後日、提出された変更申請書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。

□なお、変更申請書の内容について、関係機関や大阪府等と情報交換することがあります。

また、市が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□申請書類一式（写し）は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第22条、第27条）

（ウ）変更許可の基準（条例第14条第4項で準用する条例第13条関係）

□変更の許可を受けるためには、変更に係る項目により、欠格要件や資力に係る基準、技術基準などの要件があります。

□詳細は、3.(4)をご参照いただき、変更に係る項目ごとにどのような基準が適用されるのか、よく確認しておいて下さい。

（エ）変更許可に付す条件

□変更許可をする際に、有効期間や災害の防止ための措置、生活環境保全のための措置など、条件を付す場合があります。

図表 4-4-1 土砂埋立て等変更許可申請書（規則様式第11号）の記載事項

氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置 ・埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。
変更内容（変更前、変更後）
変更理由 次に該当する場合は、規則様式第8号別紙に必要事項を記載して添付して下さい。 ・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日 ・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日） ・申請者に次の（あ）、（い）の代表者に該当する使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日 （あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） （い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

図表 4-4-2 土砂埋立て等変更許可申請書の添付書類

土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第 4 号）
変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面 ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図） ・方位及び縮尺を記載すること。 ・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内）
住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第 5 号） ・説明会で配布した説明資料、説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録も含む。
次の図書のうち、変更に係るもの
申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
申請者が法人である場合にあっては、その者にあっては、その役員の住民票の写し
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）
申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第 8 号）
埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「施設設置区域」（※）」という。）の位置図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の現況平面図及び現況断面図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の測量図及び求積図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の流域図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の土地の登記事項証明書及び公図の写し
埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し
土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
土砂の搬出入経路図
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図
埋立て等区域及び施設設置区域（※）の地盤が軟弱か否かの判定をするための地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
安定計算（土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算）を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面
擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
調節池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面
埋立て等関係区域の現況の写真

図表 4-4-2 土砂埋立て等変更許可申請書の添付書類（その2）

土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第3号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類
最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面 【法人の場合】・国税：納税証明書（その3の3） ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書 【個人の場合】・国税：納税証明書（その3の2） ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書
法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し
資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面
前各号に掲げるもののほか、参考となる図書 （例）申請に係る土砂埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合は、当該処分に係る許可書又は申請書（受付印あるものに限る）の写し

【注意】○変更許可申請に係る法人の役員の住所が当該法人の登記事項証明書に掲載されているものと同一であるときは、住民票の写しの添付を省略することができます。

○公的機関・金融機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。

○住民票の写しは本籍が記載のものに限ります。マイナンバーは記載されていないものにして下さい。

③変更の届出

■ポイント

- 許可を受けた埋立て等の内容について、図表 4-2 に掲げる軽微な変更をする場合は、変更後に遅滞なく届出することが必要となります。
- ただし、搬入計画等について変更する場合は、住民説明会において定めた「搬入計画等について変更した場合の扱い」（3.(1)③(ii)(イ)参照）に従って対応して下さい。
- なお、届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

(i)変更届の作成・提出（条例第14条第5項関係）

- 図表 4-2 に該当する軽微な変更をした場合は、図表 4-5 に掲げる事項について記載した「土砂埋立て等変更届」（規則様式第12号）に必要な事項を記入し、遅滞なく届出しなければなりません。
- 後日、提出された変更届の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等をお願いする場合があります。
- なお、変更届の内容について、関係機関や大阪府等と情報交換することがあります。また、市が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。
- 届出書類（写し）は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第22条、第27条）

図表 4-5 土砂埋立て等変更届（規則様式第 12 号）の記載事項

氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
変更年月日
変更内容（変更前、変更後）

（２）許可を受けた後、土砂埋立て等を行う場合の義務等

■ポイント

○条例の許可を受けた後も、次のような様々な義務があります。

- ①土地所有者への通知（許可の受けた日から遅滞なく）
- ②埋立て等の着手の府への届出（着手した日から 10 日以内）
- ③搬入（発生元、汚染のおそれがないことの確認）の市への報告（搬入する前）
- ④土砂管理台帳の作成（毎月の月末まで）

及び使用した土砂の量の市への報告（上半期分：10 月末まで、下半期分：4 月末まで、等）

⑤水質検査及びその結果の市への報告（検査：市長が必要と認める場合、報告：検査後 1 ヶ月以内、等）

⑥標識の掲示等

⑦関係図書の備え付け及び閲覧、保存

⑧完了、廃止、休止及び再開の届出

○なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等停止などの命令の対象となるだけでなく、許可の取消しや罰則の対象になります。

①土地の所有者への通知

■ポイント

○次の場合は、遅滞なく、条例第 10 条の同意を行った土地所有者に、必要な事項を通知する必要があります。（条例第 15 条関係）

- (i)埋立て等の許可を受けた場合
- (ii)変更の許可を受けた場合
- (iii)変更の届出をした場合
- (iv)承継の承認を受けた場合

(i)埋立て等の許可を受けた場合

□条例第 8 条による許可を受けた場合、図表 4-6-1 に掲げる事項を記載した書面（8.(3)参考様式第 3 号その 1）により、条例第 10 条の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□ただし、土砂埋立て等の区域以外の土地所有者の同意も得ている場合は、それらの土地所有者にも通知するようにして下さい。

(ii)変更許可を受けた場合

□条例第 14 条第 1 項による変更許可を受けた場合、図表 4-6-2 に掲げる事項を記載した書面（8.(3)参考様式第 3 号その 2）により、条例第 10 条第 2 項の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□ただし、変更に係る土砂埋立て等の区域以外の土地所有者の同意も得ている場合は、それらの土地所有者にも通知するようにして下さい。

図表 4-6-1 埋立て等許可通知書（参考様式第 3 号その 1）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
土砂埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の面積
土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
土砂埋立て等に使用される土砂の量（※1）
土砂埋立て等の期間（※2）
土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※3）
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画（※4）
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散の防止措置 ・土砂及び雨水等の流出の防止措置 ・騒音及び振動の防止措置 ・その他
許可に付された条件（3.(4)②参照）

（※1）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあつては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載して下さい。

（※2）一時堆積である場合にあつては、記載不要です。

（※3）一時堆積である場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状です。

（※4）発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を規則様式第7号別紙を活用して記載し、添付して下さい。

図表 4-6-2 変更許可通知書（参考様式第 3 号その 2）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更内容（変更前、変更後）
変更理由
許可に付された条件（4.(1)②(I)参照）

(iii)変更届を行った場合

- 条例施行規則第 15 条第 1 項に定める軽微な変更を行った場合、図表 4-6-3 に掲げる事項を記載した書面（8.(3)参考様式第 3 号その 3 参照）により、変更に係る土地所有者にその旨を通知する必要があります。
- また、変更に係る土地所有者以外の土地所有者にも通知するようにして下さい。

図表 4-6-3 軽微変更通知書（参考様式第 3 号その 3）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更内容（変更前、変更後）

②着手の届出

- 土砂埋立て等の許可（条例第 8 条）を受けて土砂埋立て等に着手（土砂埋立て等に供する施設の設置工事の開始）した場合、着手した日から 10 日以内に、図表 4-7 に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等着手届」（規則様式第 13 号）を提出する必要があります。（条例第 16 条関係）
- 届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。
- 届出書類（写し）は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。（条例第 22 条、第 27 条）

図表 4-7 土砂埋立て等着手届（規則様式第 13 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
着手年月日

③-1 搬入の報告（搬入土砂の発生元の確認）

■ポイント

- 条例の許可を受けて土砂埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、埋立て等を行っている者は、当該土砂の搬入をする前に、次の事項を確認し、市に報告する必要があります。（条例第 17 条関係）
 - 1) 土砂の発生元（③-1）
 - 2) その土砂に汚染のおそれがないこと（③-2）
- そのため、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、それらの確認をすることができる書面の提出を求めるなどの方法で、確認を行う必要があります
- これらの確認ができない土砂については、受け入れできません。
- この報告をしなかった場合や、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i)搬入される土砂の発生元の確認

- 土砂埋立て等区域に土砂を搬入する前に、当該土砂の発生場所ごとに、建設工事の発注者又は受注者等の土砂を発生させる方に土砂の発生元を確認する必要があります。
- 確認に当たっては、土砂を発生させる方に図表 4-8 に掲げる事項を記載した「土砂発生元証明書」（規則様式第 14 号）の提出を求めなければなりません。

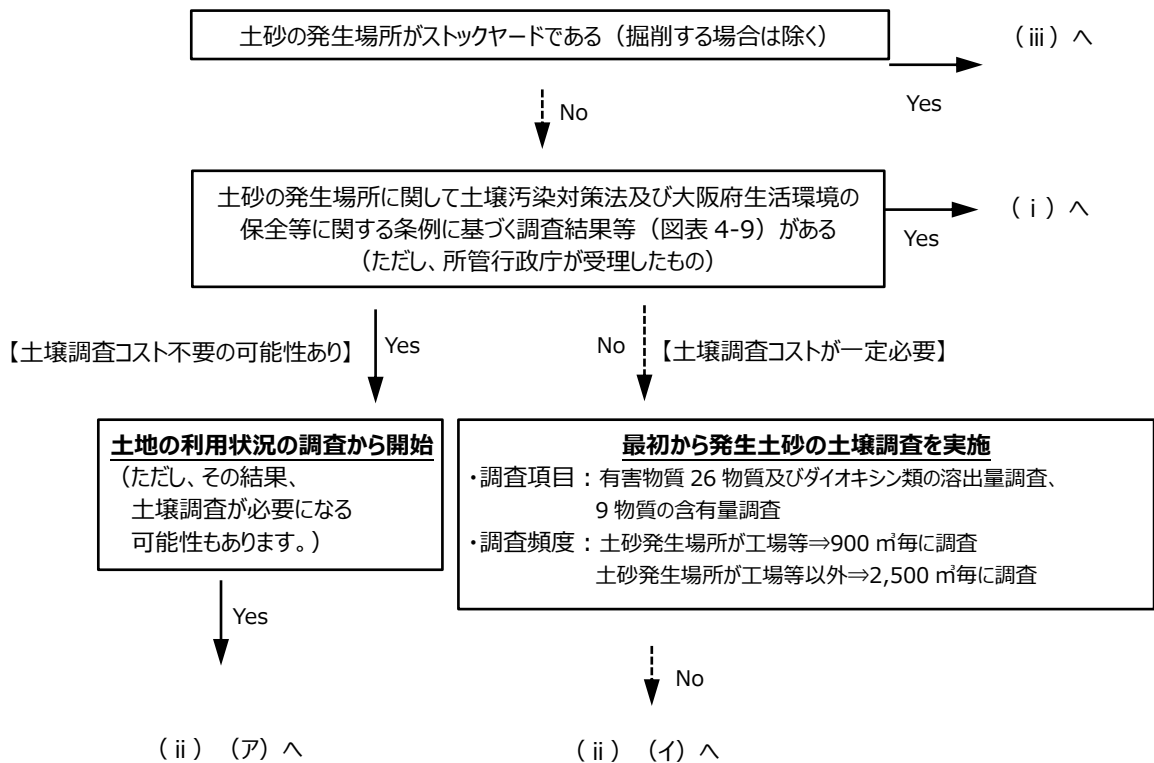
図表 4-8 土砂発生元証明書（規則様式第 14 号）の記載事項

土砂を発生させた者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）
工事等の名称
工事等の施工場所
工事等の発注者
工事等の施工期間
搬出する土砂の量
搬出する土砂の区分（該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 の上欄に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」）を記載すること。）
搬出する土砂を使用する埋立て等区域の位置

③-2 搬入の報告（搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認）

■ ポイント

- 搬入土砂に汚染のおそれがないことの確認については、次のとおり行う必要があります。
- (i) 土砂の発生場所に関する土壌汚染対策法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果（図表 4-9 に掲げるもので所管行政庁が受理したもの）がある場合
⇒土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、当該調査結果の写し等を求めて下さい。（③-2（i）へ）
 - (ii) (i) に該当しない場合（土砂の発生場所が一時堆積（ストックヤード等）でない）
⇒次の（ア）（イ）のどちらかの方法で汚染のおそれがないことを確認する必要があります。土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して確認を求めるなど、適正に確認するようにして下さい。（③-2（ii）へ）
 - （ア）土地の利用状況の調査から開始する方法（その結果、土砂の検査（土壌調査）が必要になる場合もあります。）
 - （イ）土地の利用状況の調査をせず、最初から土壌調査を実施する方法
 - (iii) (i) に該当しない場合（土砂の発生場所が一時堆積（ストックヤード等）である（注1））
⇒土壌調査が必要となります。土砂を発生させる方（ストックヤード管理者等）に対して、土壌調査を求めるなどの方法で確認して下さい。（③-2（iii）へ）
 - （注1）ストックヤード等であっても、その区域を掘削した土砂が発生する場合は、（i）又は（ii）により汚染のおそれがないことを確認して下さい。
- 「汚染のおそれがないことの確認」については、その方法を確定するためのフロー図をまとめましたので、ご活用下さい。



- 汚染が確認された場合には、土砂発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）から土地所有者等に連絡するよう促して下さい。

(i)土砂の発生場所に関する土壌汚染対策法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果がある場合

- 土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、図表 4-9 に掲げる調査結果等（ただし、所管行政庁に受理されたものに限ります。）の写しを入手して下さい。
- 上記調査結果がある場合は、当該調査結果の写し等を入手し、8.(3)参考様式第 4 号その 1 を活用して、③-3 の市への報告を行って下さい。

図表 4-9 土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果

調査結果等（法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例）
法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（法施行規則様式第 6 号）及びその添付書類（※1）であって、同条第 2 項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録（※ 2）を付したもの
法第 4 条第 2 項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第 1 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 5 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第 23 号の 8）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの
法第 3 条第 1 項、同条第 8 項又は第 5 条第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第 1 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」（法施行規則様式第 11 号）及びその添付書類である法第 14 条第 3 項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 4 第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第 23 号の 3）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 6 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書（管理有害物質）」（生環条例施行規則様式第 23 号の 10）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの【令和元年 10 月 1 日施行】
生環条例第 81 条の 4 第 6 項又は第 81 条の 6 第 2 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 3）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの【令和元年 10 月 1 日施行】
生環条例第 81 条の 6 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」（生環条例施行規則様式第 23 号の 9 の 2）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの【令和元年 10 月 1 日施行】
生環条例第 81 条の 6 第 3 項（令和元年 9 月 30 日までは第 81 条の 6 第 1 項）に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書（管理有害物質）」（生環条例施行規則様式第 23 号の 10）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 21 の 3 に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの（「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」（平成 23 年 3 月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課）様式第 2 号及びその添付書類（※1））
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」（法施行規則様式第 15 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 16 第 1 項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」（生環条例施行規則様式第 23 号の 13 の 6、H31.7.1 から同様式第 23 号の 13 の 13）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等（泉佐野市と別途協議すること）

(※ 1) 全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出して下さい。

(※ 2) 変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法 4 条 2 項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。もしくは、「法 4 条 2 項による調査命令を発出しない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面（ヒアリングの日時、ヒアリング対象者（所属、役職、氏名）、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・役職・連絡先も記載のこと。）

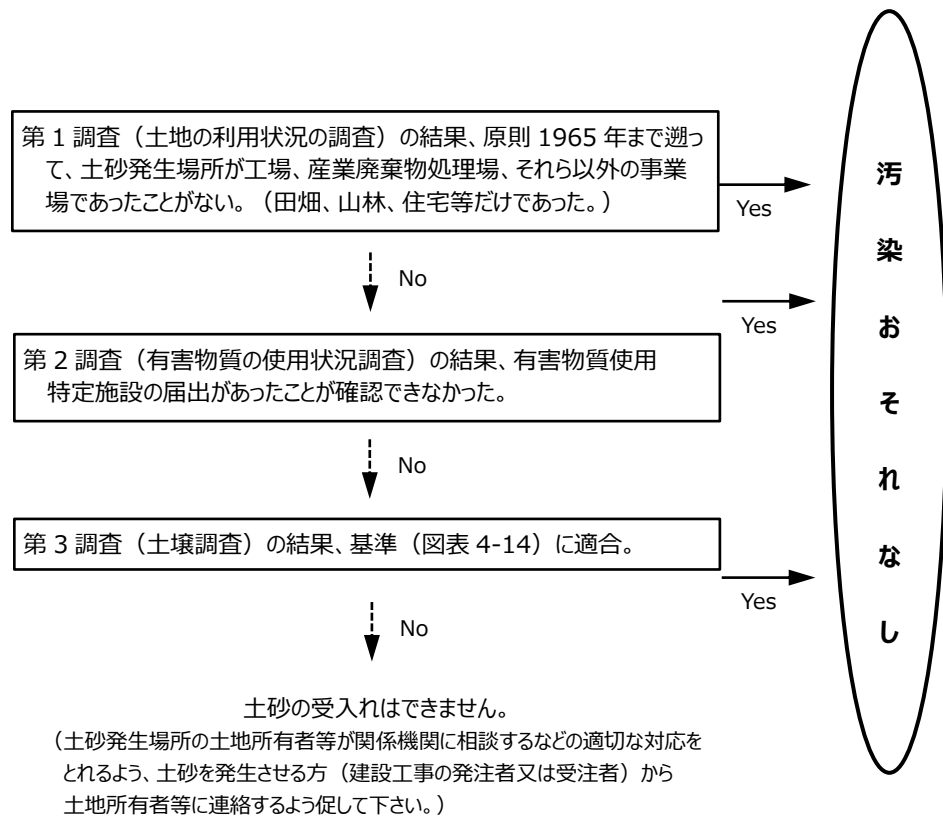
(注) 土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(平成31年4月 大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照して下さい。

(ii) (i) に該当しない場合（土砂の発生場所がストックヤード等でない）

- 次のどちらかの方法で、搬入土砂に汚染のおそれがないことを確認する必要があります。
 - (ア) 土地の利用状況の調査から開始する方法（土壌調査が必要になる場合もあります。）
 - (イ) 最初から土壌調査を実施する方法
- 土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、確認を求めるなど、確実に汚染のおそれがないことを確認するようにして下さい。
- ③-3 の市への報告に当たっては、8.(3)参考様式第4号その4を活用して下さい。
- この確認ができない土砂については、受け入れることはできません。

(ア) 土地の利用状況の調査から開始する方法

- 確認フローは図表 4-10 のとおりです。
- このフローに従って、第1調査から開始して下さい。



図表 4-10 確認フロー（(ii) (ア) の場合）

【第1調査：土地の利用状況の調査】

- 土砂の発生場所の土地の利用状況等の履歴を、図表 4-11 に掲げる情報を用いて調査し、
 - (a) 工場又は産業廃棄物処理場
 - (b) (工場又は産業廃棄物処理場以外の) 事業場の存在の有無について、原則、1965年（昭和40年）まで遡って調査して下さい。
- 調査の結果、土地の利用状況等の履歴において、上記(a)及び(b)の存在がなかったことを確認できた場合（住宅、山林、田畑等のみであった場合）は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。
- 調査の結果、上記(a)及び(b)の存在があった場合は、図表 4-12 に従い、工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業場の判断をした上で、第2調査（有害物質の使用状況調査）を行って下さい。

図表 4-11 土地利用履歴調査に活用できる情報

情報	概要
1. 現況地図・写真	○撮影日、撮影位置がわかる資料として下さい。
2. 過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図	○概ね5年毎に調べて下さい。 ○大阪府内の住宅地図は概ね昭和30年代以降のものが大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧・入手できます。
3. 過去の航空写真	○概ね5年毎に調べて下さい。 ○概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページから閲覧・入手できます。
4. ヒアリング調査	○土砂の発生場所の周辺居住者や関係者（土砂の発生場所が事業場の場合、過去の従事者など）にヒアリングすることも有効です。その場合、8.(3)参考様式第4号を活用してヒアリングして下さい。
5. 土地、建物の登記簿謄本（登記事項証明書）	○1～4までで、土地の利用状況等の履歴や工場や事業場等の名称等が把握できない場合に必要に応じて調査を実施して下さい。 ○当該土地を管轄する法務局で閲覧（入手）可能です。
6. その他	○上記の資料のほか、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり、必要と考えられる資料を適宜調べて下さい。

(注)「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(平成31年4月、大阪府環境農林水産部環境管理室)表4-1 (p.27)を準用して作成して下さい。

図表 4-12 工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業場の判断基準

分類	判断基準
工場	<p>○工場とは、継続的な物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売りする事業所（反復継続して行われる事業活動に供される場所をいう。）</p> <p>○具体的には、次のものは「工場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本標準産業分類」の大分類 E「製造業」 ・大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち、火力発電所、ガス製造工場 ・大分類 R（サービス業）のうち、中分類 89（自動車整備業）及び中分類 90（機械等修理業） ・工場の敷地内に所在する寮及び組織的に工場に付属している研究所 <p>○次のものは「工場」としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的に工場から独立している研究所 ・加工食品小売業のように加工食品を製造して、その場所で小売する事業場
産業廃棄物処理場	<p>○次のいずれかに該当すれば「産業廃棄物処理場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の積替保管を行っている事業場 ・産業廃棄物の処分（焼却、破碎等）を行っている事業場
工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場	<p>○具体的には次のようなものを「工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次産業 ・クリーニング業、リネンサプライ業 ・市町村等の清掃工場、下水の終末処理場、し尿処理場、雨水ポンプ場、熱供給業者、浄水場 ・給食センター ・倉庫 ・ガソリンスタンド ・市役所庁舎、会社の本社・支社ビル、学校、病院、デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等

（注）「逐条解説大気汚染防止法」（昭和59年 大気汚染防止法令研究会）を一部準用して作成

【第2調査：有害物質の使用状況調査】

□工場や事業場の名称及び住所が判明している場合には、土砂の発生場所の土壌汚染対策法所管部局等（※）に対して、有害物質使用特定施設の届出の有無を確認して下さい。

（確認結果が届くまでに、1か月程度の期間が必要になる場合があります。）

※問合せ先は次のURLを参照して下さい。

「有害物質使用特定施設等の届出確認申請」

http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kanky/menu/kougai_new/kogai_03/dozyoukannkei/1520576613783.html

□確認の結果、有害物質使用特定施設の届出があった場合は、第3調査（土壌調査）を行って下さい。

□届出がない場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。

【第3調査：土壌調査】

- 第2調査（有害物質の使用状況調査）で、有害物質使用特定施設等の届出があり、使用等していた有害物質が判明した場合には、当該有害物質及びダイオキシン類について図表4-13のとおり土壌調査を実施して下さい。
- 土壌調査の結果、図表4-14に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表4-13 土壌調査の方法（（ii）（ア）の場合）

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○図表4-14に掲げる有害物質のうち、土砂の発生場所で使用等していたことが判明した物質の土壌溶出量調査を実施。 ○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。
試料採取・調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○第1調査（土地の利用状況等の調査）の結果により、次の頻度で実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・工場又は産業廃棄物処理場があった場合 ⇒900 m³毎に1回 ・工場又は産業廃棄物処理場以外の事業場があった場合 ⇒2,500 m³毎に1回 ○各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。 （例）土砂発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂発生量が100 m³の場合⇒1回 ・土砂発生量が1,900 m³の場合⇒3回（900 m³×2+100 m³）
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ○5か所の表層土砂を採取し、等量混合する。
調査方法（測定方法）	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号） ○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号）
調査機関（測定機関）	<ul style="list-style-type: none"> ○環境計量証明事業者

図表 4-14 特定有害物質及び基準値

(令和3年4月1日現在)

分類		項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)		
管理有害物質 (府条例)	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 以下		
			四塩化炭素 (※)	0.002 以下		
			1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		
			1,1-ジクロロエチレン (※) (塩化ビニリデン)	0.1 以下		
			1,2-ジクロロエチレン (※)	0.04 以下		
			1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 以下		
			ジクロロメタン (塩化メチレン)	0.02 以下		
			テトラクロロエチレン (※) (パークロロエチレン)	0.01 以下		
			1,1,1-トリクロロエタン (※)	1 以下		
			1,1,2-トリクロロエタン (※)	0.006 以下		
			トリクロロエチレン (※)	0.01 以下		
			ベンゼン	0.01 以下		
			(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
				六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下
	シアン化合物	遊離シアン 50 以下		シアンが検出されないこと		
	水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15 以下		水銀 0.0005 以下 検出されないこと		
	セレン及びその化合物	セレン 150 以下		セレン 0.01 以下		
	鉛及びその化合物	鉛 150 以下		鉛 0.01 以下		
	砒素及びその化合物	砒素 150 以下		砒素 0.01 以下		
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下		ふっ素 0.8 以下		
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下		ほう素 1 以下		
	(特定有害物質) 農薬等 (第三種)	シマジン (CAT)	0.003 以下	0.003 以下		
		チウラム	0.006 以下	0.006 以下		
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.02 以下	0.02 以下		
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	検出されないこと		
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	検出されないこと	検出されないこと		
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	0.001 以下		

(※) 下表の左欄に掲げる有害物質の使用履歴がある場合にあっては、その有害物質の区分に応じて下表右欄に掲げる物質を含めて検査して下さい。

四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(注) 土壌含有量基準：有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
 土壌溶出量基準：有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の
 摂取によるリスクに係る基準

mg/kg (土壌1キログラムあたりミリグラム) mg/L (検液1リットルあたりミリグラム)
 pg-TEQ/g (土壌1gにつきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

(イ) 土地の利用状況等の調査をせず、最初から土壌調査を実施する方法

図表 4-15 のとおり土壌調査を実施して下さい。

土壌調査の結果、図表 4-14 に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表 4-15 土壌調査の方法 ((ii) (イ) の場合)

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○図表 4-14 に掲げる有害物質の土壌溶出量調査を実施。 ○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。
試料採取・調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○工事の施工場所（土砂の発生元）の現況により、次の頻度で実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合 ⇒900 m³毎に 1 回 ・現況が工場又は産業廃棄物処理場以外の場合 ⇒2,500 m³毎に 1 回 ○各々の土砂量に満たない場合でも 1 回の試料採取・検査が必要。 (例) 土砂発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂発生量が 100 m³の場合⇒ 1 回 ・土砂発生量が 1,900 m³の場合⇒ 3 回 (900 m³×2 + 100 m³)
試料採取方法	○5 か所の表層土砂を採取し、等量混合する。
調査方法 (測定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 (H15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号) ○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (H15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号)
調査機関 (測定機関)	○環境計量証明事業者

(iii) (i) に該当しない場合 (土砂の発生場所がストックヤードである)

図表 4-16 のとおり土壌調査を実施して下さい。

ただし、土砂の発生場所が、この条例施行後に許可を得て、供用開始しているストックヤード等である場合は、土砂検査の実施が不要な場合があるので、ご相談下さい。

③-3 の市への報告に当たっては、8.(3)参考様式第 4 号その 4 を活用して下さい。

土壌調査の結果、図表 4-14 に示した基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたとみなすことができます。

土壌調査の結果、図表 4-14 に示した基準に適合していなかった場合は、環境衛生課にご連絡下さい。

図表 4-16 土壌調査の方法

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○図表 4-14 に掲げる有害物質の土壌溶出量調査を実施。 ○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。
試料採取・調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○2,500 m³毎に 1 回実施。 ○2,500 m³に満たない場合でも 1 回の試料採取・検査が必要。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・土砂発生量が 100 m³の場合⇒ 1 回 ・土砂発生量が 2,600 m³の場合⇒ 2 回 (2,500 m³ + 100 m³)
試料採取方法	○5 か所の表層土砂を採取し、等量混合する。

調査方法（測定方法）	○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 （H15年3月6日環境省告示第18号） ○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 （H15年3月6日環境省告示第19号）
調査機関（測定機関）	○環境計量証明事業者

(iv)その他の場合

□土砂の発生場所が岩石、砂利又は土の採取計画の認可等（採石法、砂利採取法）に係る採取場である場合には、発生場所、汚染のおそれのないことの確認は、土砂売渡・譲渡証明書（規則様式第13号）によって行うことができます。

③-3 搬入の報告（土砂搬入報告書）

- ③-1及び③-2の確認後、当該土砂を搬入する前に、図表4-17-1に掲げる事項を記載した「土砂搬入報告書」（規則様式第14号）を提出する必要があります。
- その際には、図表4-17-2に掲げる書類も添付しなければなりません。
- 報告書類一式（写し）は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第22条、第27条）

図表4-17-1 土砂搬入報告書（規則様式第16号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂埋立て等の期間（※）
土砂の発生場所
土砂の搬入予定量
土砂の搬入期間
運搬事業者の名称及び連絡先

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあつては、記載不要です。

図表4-17-2 土砂搬入報告書の添付書類

土砂発生元報告書（規則様式第14号）
③-2で確認した汚染のおそれがないことの確認をしたことを証明できる図書 （参考様式第4号その1、その2、その3のいずれかを活用）

④土砂管理台帳の作成及び使用等された土砂の量の報告

■ポイント

- 条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、次のとおり毎月の月末までに土砂管理台帳を作成し、使用等された土砂の量については半期毎に市に報告する必要があります。（条例第18条～第19条関係）
 - ・一時堆積（ストックヤードなど）以外の許可を受けている場合 ⇒（i）（ア）、（ii）（ア）
 - ・一時堆積の許可を受けている場合 ⇒（i）（イ）、（ii）（イ）
- 土砂管理台帳を作成しなかった場合や、記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合、使用等された土砂の量の報告を行わなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i)土砂管理台帳

(ア) 一時堆積以外の許可を受けている場合

- 土砂の発生場所ごとに、図表 4-18-1 に掲げる事項を記載した「土砂管理台帳」(規則様式第 15 号)を毎月の月末までに作成する必要があります。
- 土砂管理台帳は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。(条例第 22 条、第 27 条)

図表 4-18-1 土砂管理台帳(規則様式第 17 号)の記載事項

許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)
許可年月日及び番号
土砂の発生場所の事業者(土砂を発生させる方)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)
土砂を発生させた工事等の名称
土砂の搬入の日付
当該日の搬入量
当該日の搬入車両台数

(イ) 一時堆積の許可を受けている場合

- 土砂の発生場所ごとに、図表 4-18-1 に掲げる事項を記載した「土砂管理台帳」(規則様式第 14 号)と図表 4-18-2 に掲げる事項を記載した土砂管理台帳(搬出用)(規則様式第 17 号)を毎月の月末までに作成して下さい。
- 土砂管理台帳は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。(条例第 22 条、第 27 条)

図表 4-18-2 土砂管理台帳(搬出用)(規則様式第 17 号)の記載事項

許可を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称)
許可年月日及び番号
土砂の搬出の日付
当該日の搬入量又は搬出量
当該日の搬入又は搬出車両台数

(ii)使用等された土砂の量の報告

(ア) 一時堆積以外の許可を受けている場合

- 図表 4-19-1 に掲げる事項を記載した「土砂使用量報告書」(規則様式第 18 号)を作成し、次のとおり提出する必要があります。
 - ・ 毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂の量：当該年度の 10 月末日まで。
 - ・ 毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂の量：翌年度の 4 月末日まで。
 - ・ 埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂の量：完了届又は廃止届と同時に。
- 報告書等一式(写し)は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。(条例第 22 条、第 27 条)

図表 4-19-1 土砂使用量報告書（規則様式第 18 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂埋立て等の期間
この報告に係る期間
土砂埋立て等に使用される土砂の量（許可期間及び最終計画の間に使用される土砂の量）
この報告に係る期間の前までに報告した土砂の量（累積）
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量
土砂の発生場所（工事等の名称）毎の次の事項
・前回の報告までの累計搬入量
・今回の報告期間の搬入量
・上 2 つを合算した量（累計量）

※ 土砂発生元が多数あり、土砂使用量報告書に記載しきれない場合は、1 枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにして下さい。

なお、当該報告時に各土砂発生元からの土砂の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂発生元は、末尾に追加して行って下さい。

(イ) 一時堆積の許可を受けている場合

□図表 4-19-2 に掲げる事項を記載した「土砂搬入量及び搬出量報告書」（規則様式第 19 号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

- ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂の量：当該年度の 10 月末日まで。
- ・毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂の量：翌年度の 4 月末日まで。
- ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。（条例第 22 条、第 27 条）

図表 4-19-2 土砂搬入量及び搬出量報告書（規則様式第 19 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
この報告に係る期間
年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量
土砂の発生場所（工事等の名称）毎の次の事項
・前回の報告までの累計搬入量
・今回の報告期間の搬入量
・上 2 つを合算した量（累計量）
この報告に係る期間中に搬出した土砂の量

※ 土砂発生元が多数あり、土砂使用量報告書に記載しきれない場合は、1 枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにして下さい。

なお、当該報告時に各土砂発生元からの土砂の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂発生元は、末尾に追加して行って下さい。

⑤水質検査及びその報告

■ポイント

- 条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、3ヶ月毎に埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。(条例第20条関係)
- また、埋立て等を完了、廃止する場合も同様です。
- 水質検査を実施しなかった場合や、その結果の報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則(50万円以下の罰金)や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i)水質検査の実施

(ア)埋立て等を施工中

- 埋立て等に着手した日から、1回は当該埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。
- 水質検査に使用する試料(排水)の採取には市職員の立会いが必要です。そのため、事前に採取日等について市と調整して下さい。
- 晴天が続くなど、試料(排水)の採取が困難な場合は延期することがあります。また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料(排水)が必要以上に希釈されて検査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。
- 試料(排水)の採取は、許可申請の際の「排水の水質検査を行うための施設」(排水を採取する施設)において、環境計量証明事業者が実施するようにして下さい。
- 採取した試料(排水)の水質検査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- 水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表4-20のとおりです。
- 水質検査の結果が図表4-21の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表4-20 水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準

検査項目	排水基準を定める省令(S46総理府令第35号)別表第一の上覧に掲げる有害物質(28項目)(図表4-21)
検査方法	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(S49環境庁告示第64号)
排水の水質基準	排水基準を定める省令別表第一に規定するもの(図表4-21)

(イ)埋立て等を完了又は廃止した場合

- 埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。
- 水質検査に使用する試料(排水)を採取する日は市が指定し、市職員が立会います。
- 晴天が続くなど、試料(排水)の採取が困難な場合は延期することがあります。また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料(排水)が必要以上に希釈されて検査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。
- 試料(排水)の採取は、許可申請の際の「排水の水質検査を行うための施設」(排水を採取する施設)において、環境計量証明事業者が実施するようにして下さい。
- 採取した試料(排水)の水質検査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- 水質検査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表4-20のとおりです。
- 水質検査の結果が図表4-21の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表 4-21 排水の水質基準

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

有害物質の種類 (水濁法施行令第 2 条)	「排水基準を定める省令」に基づく排水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
1,2-ジクロロエチレン	シス体 : 0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	海域以外に排出 10 海域に排出 230
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出 8 海域に排出 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量として 100
1,4-ジオキサン	0.5

- 「塩化ビニルモノマー」は対象となっておりません。(「排水基準を定める政令」では基準化されていない。)
- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号の第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(ii)水質検査結果の報告

- 水質検査の結果については、試料（排水）の採取を行った日から1ヶ月以内に、図表4-22-1に掲げた事項を記載した「水質検査報告書」（規則様式第20号）を市に提出する必要があります。
- 水質検査報告書の提出の際には、図表4-22-2に掲げる書類も添付しなければなりません。
- 報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第22条）、事業完了又は廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第27条）

図表4-22-1 水質検査報告書（規則様式第20号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂埋立て等の期間（※）
採取した試料（排水）ごとの水質検査結果証明書に記載された発行番号
検査時期の区分（廃止・完了・その他）
採取年月日
試料（排水）の採取場所
備考

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあつては、記載不要です。

図表4-22-2 水質検査報告書の添付書類

試料（排水）を採取した地点の位置図及び現場写真
水質検査結果証明書（規則様式第21号）又は計量法第110条の2第1項の規定に基づく証明書 ただし、環境計量士の記名・押印が必要

(iii)水質検査結果が排水の水質基準に適合していない場合

- 水質検査の結果において、排水の水質基準（図表4-21）に適合していない場合には、直ちに市に報告する必要があります。
- あわせて、その原因の調査を行うとともに、生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければなりません。

⑥ 標識の掲示等

■ ポイント

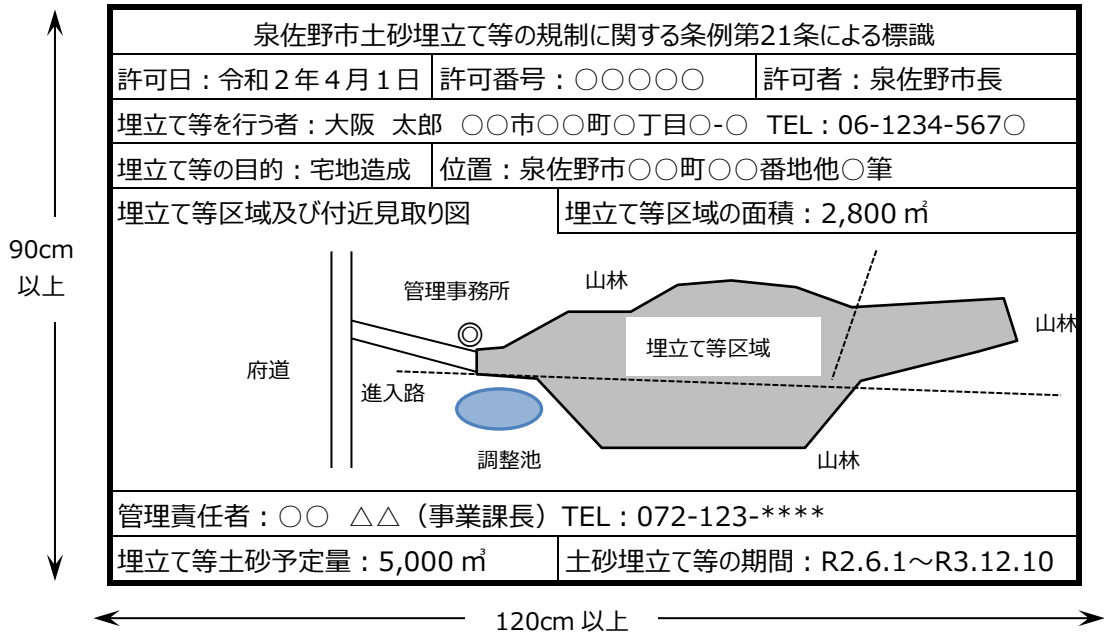
- 条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、当該埋立て等区域の見やすい場所に標識を掲示するとともに、埋立て等区域の境界標を設置する必要があります。(条例第 21 条関係)
- 標識の掲示や境界標設置を行わなかった場合、罰則 (50 万円以下の罰金) や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i) 標識の掲示

- 埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、図表 4-23 に掲げる事項を記載した標識を掲示する必要があります。
- 標識の大きさは縦 90 センチメートル以上横 120 センチメートル以上とし、材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。(図表 4-24 参照)
- 標識が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

図表 4-23 標識に記載すべき事項

許可年月日及び番号、許可をした者 (泉佐野市長)
土砂埋立て等を行う者の氏名、住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) 及び連絡先の電話番号
土砂埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の面積
埋立て等区域を明示した付近見取図
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
埋立て等を使用される土砂の予定量 (一時堆積 (ストックヤードなど) である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量)
当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間



図表 4-24 標識例

(ii)境界標の設置

- 埋立て等区域の境界を明らかにするため、境界標を設置する必要があります。材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。
- 境界標は、原則として土砂埋立て等区域線上の折れ点全てに設置して下さい。
- 境界標が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復して下さい。

⑦関係図書の備え付け、閲覧及び保存

(i)関係図書の備え付け及び閲覧

- 許可を受けた日から完了（廃止）届出の日まで、図表 4-25 に掲げる書類を備え置く必要があります。備え置くに当たっては、種類ごとにファイル化するなど、整理して綴じて下さい。（完了（廃止）届出の日以降も、保存は必要です。（条例第 27 条関係））
- 許可を受けた日から完了（廃止）届出の日まで、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させる必要があります。種類ごとにファイル化するなど、整理して綴じて下さい。（完了（廃止）届出の日以降も、保存は必要です。（条例第 27 条関係））
- ただし、個人情報や法人等の競争上の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する部分を除きます（申請者等の生年月日や本籍地、住所、印影、住民票、印鑑証明、図面等に記載されている作成担当者名及び印影、銀行口座、納税証明など納税額を示す書類、確定申告の写し、残高証明など預貯金額を示す書類、融資を証明する書類、等）。それら個人情報等に該当する部分は黒塗り等をしていただき閲覧させて下さい。

図表 4-25 閲覧に供する図書等

許可申請書（条例第12条第1項又は第2項、規則様式第9号）及び添付図書の写し
変更許可申請書（条例第14条第2項、規則様式第15号）及び添付図書の写し
土砂管理台帳（条例第18条、規則様式第18号（一時保管のみ））の写し
土砂埋立て等変更届（規則第15条第5項、規則様式第12号）の写し
土砂埋立て等着手届（規則第16条、規則様式第13号）の写し
土砂搬入報告書（規則第17条第5項、規則様式第16号）及び添付図書の写し
土砂使用量報告書（規則第19条第1項、規則様式第18号） 又は土砂搬入量及び搬出量報告書（規則第19条第2項、規則様式第19号）の写し
水質検査報告書（規則第21条第1項及び第2項、規則様式第20号）及び添付図書の写し
土砂埋立て等地位承継承認申請書（規則第25条第1項、規則様式第25号）の写し

(ii)関係図書の保存

- 許可に関して市に提出した図書（図表 4-25 に掲げる図書及び完了届、廃止届、休止届、再開届など）の写しを保存しなければなりません。（条例第 27 条関係）
- 保存する期間は、次のうちのいずれか短い期間となります。
 - ・ 条例第 23 条第 2 項の完了届及び廃止届に対する市からの通知（(3)②(i)参照）を受けた日から 3 年間
 - ・ 条例第 26 条第 1 項による許可の取消しの日から 3 年間
- 関係図書の保存をしなかった場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(3) 完了、廃止、休止する場合

■ポイント

- 次の場合、それぞれの期日までに、所定の様式により市に届け出る必要があります。(条例第23条関係)
 - ・完了：当初の計画どおり、埋立て等を完了した場合（完了した日から15日以内）
 - ・廃止：施工途中において、埋立て等をもう行わない場合（廃止した日から30日以内）
 - ・休止：2ヶ月以上の間、埋立て等を行わない場合（休止した日から10日以内）
 - ・再開：休止していた埋立て等を再開する場合（再開する前）
- 完了届、廃止（休止）届が提出された場合、市が届出のあった埋立て等が許可基準に適合しているかどうかの確認を行います。
- 確認の結果、災害防止措置等が不十分である旨の通知を受けた場合は、必要な措置を講じる必要があります。
- 届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

①届出

(i) 完了する場合

- 土砂埋立て等を完了したときは、完了日から15日以内に、図表4-26に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等完了届」（規則様式第22号）を提出する必要があります。
- 届出書類（写し）は、事業完了後も3年間保存する必要があります。（条例第27条）

図表4-26 土砂埋立て等完了届（規則様式第22号）の記載事項

氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号
許可の年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂埋立て等の期間（※）
土砂埋立て等を完了した年月日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置を講じている場合には、その内容

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

(ii) 廃止又は休止する場合

- 土砂埋立て等の施工途中で、埋立て等を行わなくなった（廃止した）場合は、廃止日から30日以内に、図表4-27に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第23号）を提出する必要があります。
- 土砂埋立て等を、2ヶ月以上休止する場合は、休止の日から10日以内に、図表4-27に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等廃止（休止）届」（規則様式第23号）を提出する必要があります。
- 届出書類（写し）は事業廃止後も3年間保存する必要があります。（条例第27条）

図表 4-27 土砂埋立て等廃止（休止）届（規則様式第 23 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号
許可の年月日及び番号
埋立て等区域の位置
土砂埋立て等の期間（※）
土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間
土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置を講じている場合には、その内容

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあつては、記載不要です。

（iii）再開する場合

- 休止していた土砂埋立て等を再開する場合には、図表 4-28 に掲げる事項を記載した「土砂埋立て等再開届」（規則様式第 24 号）（7.(2)参照）を提出する必要があります。
- 届出書類（写し）は、事業完了又は廃止後も 3 年間保存する必要があります。（条例第 27 条）

図表 4-28 土砂埋立て等再開届（規則様式第 24 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号
埋立て等区域の位置
許可の年月日及び番号
休止期間
再開年月日

②市による確認等

（i）市による確認・通知

- 完了届又は廃止（休止）届が提出された場合は、市は届出のあった土砂埋立て等が許可の基準（3.(4)参照）に適合しているかどうかの確認を行います。確認の際には、現地調査を行う場合があります。
- 上記の確認結果について通知します。

（ii）災害防止のため必要な措置

- （i）で「土砂の崩落、飛散又は流出による災害防止のために必要な措置が講じられていない」旨の通知を受けた場合、その通知の内容を是正する措置を講じなければなりません。
- 措置を講じない場合、措置命令の対象となります。

(4) 地位を承継する場合

■ポイント

- 埋立て等の許可について、次のような場合など、当該埋立て等の区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した場合は、地位承継の申請をし、承認を受ける必要があります。(条例第 24 条関係)
 - ・相続により、埋立て等の地位を承継しようとする場合
 - ・吸収合併等により、地位を承継しようとする場合
- この申請をするためには、土地所有者の同意が必要です。
- なお、承認を受けなかった場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)や許可取消し、埋立て等の停止命令などの対象となります。

①地位承継の申請

(i) 土地所有者への説明・同意 (条例第 10 条関係)

- 許可の地位承継を申請しようとする者は図表 4-29 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 土地所有者の同意については、「土砂埋立て等に係る土地使用同意書(地位承継)」(規則様式 4 号)を使用しなければなりません。
- その際、埋立て等行為が行われている間に土地所有者に係る責務についても必ず説明し、確認してもらってください。
- 条例第 10 条の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」(2.(1)③参照)内の土地の所有者です。しかし、許可後遅延なく埋立て等が行われるよう、進入路や調整池、その他許可に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、同意(8.(3)参考様式第 1 号)を得るようにしてください。この場合、それらの土地所有者の同意については、手引き様式第 1 号を使用して下さい。
- 承継の承認を受けた際には、土地の所有者に対して承認を受けたことの通知を書面(8.(3)参考様式第 3 号その 4)にて行って下さい。

図表 4-29 土砂埋立て等の許可に関する地位承継の承認申請における土地所有者への説明事項

氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第 8 条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号ホの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(ii) 地位承継の申請

- 土砂埋立て等の許可について、当該許可を受けた者から、その権原を取得した者は、図表 4-30-1 に掲げた事項を記載した「土砂埋立て等地位承継承認申請書」(規則様式第 25 号)(7.(2)参照)を提出する必要があります。
- その際には、図表 4-30-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- なお、申請には、土地所有者が承継に同意した書面(規則様式第 4 号)の添付が必要です。
- 申請書類一式(写し)は、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに、事業完了又は廃止後も 3 年間保存等する必要があります。(条例第 22 条、第 27 条)

図表 4-30-1 土砂埋立て等地位承継承認申請書（規則様式第 25 号）の記載事項

氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
条例第 8 条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
許可の年月日及び番号
土砂埋立て等の期間（※）
埋立て等区域の位置
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
承継の理由
<p>次に該当する場合は、規則様式第23号別紙に必要事項を記載して添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合：その役員の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日） ・申請者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日） ・申請者に次の（あ）、（い）の代表者に該当する使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日 <ul style="list-style-type: none"> （あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） （い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（※）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、記載不要です。

図表 4-30-2 土砂埋立て等地位承継承認申請書の添付書類

条例第 10 条第 3 項の土地所有者の同意書（規則様式第 4 号）
埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面
申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し）及び印鑑登録証明書
申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）
申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
申請者が条例第 13 条第 1 項第 1 号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第 8 号）
土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第 3 号）及び工事業者の見積もりなど必要経費を証する書類
最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面 【法人の場合】・国税：納税証明書（その 3 の 3） ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書 【個人の場合】・国税：納税証明書（その 3 の 2） ・府税：府税（全ての税目）に未納がない旨の証明書
法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し
資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面
条例第 8 条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第 8 条の許可を受けた者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

（注 1）住民票など公的期間・金融機関の発行する書類は、発行日から起算して 3 か月以内のものに限ります。

（注 2）住民票は本籍地記載のものに限ります。

②地位承継の承認の基準

地位の承継の承認を受けるための要件・基準は次のとおりです。承認申請に際しては、(i) 及び (ii) の要件を満足しておくことが必要です。

(i) 欠格要件

- 図表 4-31 に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。（ただし、「許可の申請前」とあるところを「地位承継の申請前」と読みかえる。）
- なお、これらの欠格要件に該当しないかどうか、警察等関係機関に照会することがあります。

(ii) 資力に係る基準

- 申請者が、次の (a)、(b) を満たし、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないことが必要です。
 - (a) 防災のための施設の設置工事に要する経費について、必要な資金を確保できること。
 - ・「土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書」（規則様式第 3 号）において、(あ) \geq (い) となっていること。
 - (あ) 「防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法」欄の金額合計
 - (い) 「防災のための施設の設置工事に要する経費」の金額
 - ・ただし、(い) については、見積もりなどの必要経費を証する書類を添付して下さい。

(b) 法人税等の滞納をしていないこと。

- ・最近 1 事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面により確認します。
- ・なお、申立書や追加資料で補填することができます。（例えば、納税証明書に手形による納付受託中である場合など）

□資力に係る基準については、別冊審査基準を参照して下さい。

図表 4-31 欠格要件

ア. 条例第 25 条又は第 26 条第 1 項の規定に基づく処分（許可の取消しを除く。）を受けた日から 3 年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
イ. 条例第 26 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成 11 年条例第 2 号）第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。
ウ. 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる、次に掲げる者。 <ul style="list-style-type: none">・埋立て等許可の申請前 10 年以内にこの条例又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、大阪府砂防指定地管理条例（平成 15 年大阪府条例第 7 号）、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年大阪府条例第 177 号）若しくは大阪府内の本市以外の市町村が定めた土砂埋立て等の規制に関する条例に違反して罰金以上の刑に処せられたことが 2 回以上ある者・埋立て等許可の申請前 10 年以内に条例第 25 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消されたことが 2 回以上ある者で、かつ、これらの取消しの日から 3 年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、その取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成 11 年条例第 2 号）第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過したものを含む。）・本市の区域内において、森林法第 10 条の 3、第 10 条の 9 第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 38 条各項の規定による命令、宅地造成等規制法第 14 条第 2 項から第 4 項まで、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令、大阪府砂防指定地管理条例第 19 条各項の規定による命令、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第 23 条各項若しくは第 24 条第 1 項の規定による命令又はこれらの規定に相当する大阪府内の本市以外の市町村が定めた土砂埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から 3 年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）・埋立て等許可の申請前 3 年以内に条例第 8 条の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受け、条例第 14 条第 1 項の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受け、条例第 24 条第 1 項の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受け、又は条例第 17 条第 2 項若しくは第 19 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたことが 2 回以上ある者

<p>・埋立て等許可の申請前 3 年以内に大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例又は大阪府内の本市以外の市町村が定めた土砂埋立て等の規制に関する条例の前号に掲げる規定に相当する規定に違反して土砂埋立て等を行い、偽りその他不正の手段により許可、変更許可若しくは承認を受け、又は当該条例の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたことが 2 回以上ある者</p>
<p>工. 泉佐野市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者</p>
<p>オ. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからエまでのいずれかに該当する者</p>
<p>カ. 法人でその役員又は使用人（※）のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>キ. 個人で、使用人のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>

（※）使用人とは次の（あ）、（い）の代表者

（あ）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（5）命令・許可の取消し

■ ポイント

- 許可を受けた土砂埋立て等に関して、遵守すべき義務を実施しなかった場合や虚偽の申請、他法令の違反が発覚した場合には、埋立て等の停止や必要な措置についての命令、許可取消しの対象となります。
- また、命令の内容等については公表することがあります。
- 命令（①のみ）に違反した場合は、罰則の対象となります。

①命令

- 条例第 8 条の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合などにおいて、災害の防止や生活環境の保全上の観点から、図表 4-32 に掲げる命令を行う場合があります。（条例第 25 条関係）
- この命令に違反した場合、罰則の対象となります。

②許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令

- 条例の許可を受けた者が図表 4-33 の左欄に該当する場合は、許可の取消し又は埋立て等の停止命令の対象となります。（条例第 26 条関係）

③命令時の公表

- 市は①又は②（条例第 25 条又は第 26 条第 1 項）の命令をした場合、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することがあります。（条例第 32 条関係）
- 公表する場合は、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会のため、意見の聴取を行います。

図表 4-32 命令の概要

命令の種類	命令の概要
1. 災害防止のための緊急の措置命令・埋立て等停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとき ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
2. 無許可で埋立て等している者への撤去命令・措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例に違反して許可を受けずに土砂埋立て等を行った者（無許可変更の場合も含む） ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の全部又は一部の撤去（相当の期限） ・土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（相当な期限） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
3. 埋立て等完了等した者、許可を取り消された者への措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：埋立て等を完了・廃止・休止し、又は条例第 26 条第 1 項による許可を取り消された者で、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずる義務がある者（条例第 23 条第 3 項及び第 26 条第 2 項に該当する者） ○条件：上記義務が果たされない場合 ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
4. 災害防止又は構造基準適合のための措置命令・埋立て等停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置（条例第 13 条第 1 項第 5 号）又は構造基準（同第 5 号）に適合しないと認めるとき ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
5. 排水の水質基準不適合時の調査命令・措置命令・埋立て等停止命令	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：条例第 8 条の許可を受けた者 ○条件：排水の水質基準に適合しないことを確認したとき（条例第 20 条等） ○命令内容 <ul style="list-style-type: none"> ・原因の調査（相当の期限） ・当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置（相当の期限） ・当該許可に係る土砂埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

図表 4-33 許可の取消し・埋立て等の停止命令の概要

該当条件	許可取消しの対象	埋立て等の停止命令の対象
1. 許可等取得に虚偽・不正があった場合 ○偽りその他不正の手段により許可（変更許可含む）又は地位承継の承認を受けたとき。	○	○
2. 埋立て等未着手（許可後1年間）の場合 ○正当な理由なく、許可（条例第8条）を受けた日から起算して1年を経過した日までに土砂埋立て等に着手しないとき。	○	○
3. 埋立て等不実施（1年以上）の場合 ○許可（条例第8条）に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き土砂埋立て等を行わないとき。	○	○
4. 暴力団関係者の場合 ○申請者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合	○	○
5. 役員等が暴力団関係者の場合 ○役員又は法定代理人、使用人が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合	○	○
6. 無許可変更を行った場合 ○変更許可を受けなければならない事項を、変更許可を受けずに変更したとき。	○	○
7. 許可に付された条件に違反した場合 ○許可に付された条件（変更許可に付された条件も含む。）に違反したとき。	○	○
8. 各種報告義務等違反した場合 ○条例で規定する次の義務に違反した場合 ・土砂の搬入の報告（発生元、汚染のおそれ確認）（条例第17条） ・土砂管理台帳の作成（条例第18条） ・使用された土砂の量の報告（条例第19条） ・排水の水質検査とその結果の報告（条例第20条） ・標識の掲示等（条例第21条）	×	○
9. 命令に違反した場合 ○条例第25条の命令（図表4-32参照）又は第26条第1項の命令（本図表参照）に違反した場合	○	○

(6) その他（報告徴収・立入検査、罰則）

①報告徴収

- 市長は必要に応じて、土砂埋立て等を行う者に対して、土砂埋立て等の施工の状況やその他必要な事項の報告を求められます。（条例第 30 条）
- この報告の求めに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。
- 市長は必要に応じて、条例第 10 条の同意をした土地所有者に対して、当該同意をした埋立て等の施工状況の確認状況（条例第 28 条第 1 項）やその他必要な事項の報告を求められます。

②立入検査

- 市は必要に応じて、身分証明書を提示した上で、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他事業を行う場所に立ち入ることができます。（条例第 31 条）
- また、帳簿書類その他の物件を検査し、試験のために土砂や排水などを無償で収去すること、関係者への質問ができます。
- これらの立入検査等を拒んだり、妨げたり、質問に回答しなかったり、虚偽の回答をした場合は、罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。

③罰則

- 土砂埋立て等に関する方は、条例の定めを遵守しなければなりません。条例に違反した場合は、図表 4-34 に掲げる罰則が適用されます。

図表 4-34 本条例の罰則

	違反事項	罰則
無許可等の埋立て	<ul style="list-style-type: none"> ○許可（条例第 8 条）を受けずに埋立て等を行った者 ○許可（条例第 14 条第 1 項）を受けずに許可を要する変更を行った者 ○承認（条例第 24 条第 1 項）を受けずに、許可の地位を承継し、埋立て等を行った者 	2 年以下の懲役
虚偽等による許可等の取得	<ul style="list-style-type: none"> ○虚偽や不正な手段により ・許可（条例第 8 条）を受けた者 ・許可（条例第 14 条第 1 項）を受けた者 ・許可の地位承継の承認（条例第 24 条第 1 項）を受けた者 	又は 100 万円以下の罰金
措置命令違反（災害防止措置）	○災害防止等のための命令（条例第 25 条第 1 項～ 4 項）に違反した者	1 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金
措置命令違反（排水の水質基準不適合）	○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令（条例第 25 条第 5 項）に違反した者	6 ヶ月以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
土地所有者への命令違反	○条例第 10 条による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令（条例第 29 条第 2 項）に違反した者	50 万円以下の罰金
搬入の報告義務違反	○搬入土砂の発生元の確認と汚染のおそれの確認の報告（条例第 17 条第 2 項）を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者	50 万円以下の罰金
土砂管理台帳義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂管理台帳（条例第 18 条）を作成しなかった者 ○土砂管理台帳に必要な記載をしなかった者 ○土砂管理台帳に虚偽の記載をした者 	50 万円以下の罰金
使用土砂量報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○使用された土砂の量の報告（条例第 19 条）を行わなかった者 ○使用された土砂の量について虚偽の報告をした者 	50 万円以下の罰金
水質検査及び報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○排水水質検査(条例第 20 条第 1 項又は第 2 項)を行わなかった者 ○水質検査結果報告(条例第 20 条第 1 項～3 項)を行わなかった者 ○水質検査結果について虚偽の報告をした者 	50 万円以下の罰金
標識及び境界標設置義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○標識（条例第 21 条第 1 項）を掲示しなかった者 ○境界標（条例第 21 条第 2 項）を設置しなかった者 	50 万円以下の罰金
報告義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○市長の求める報告（条例第 30 条第 1 項）をしなかった埋立て等を行っている者 ○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者 	50 万円以下の罰金
立入検査の拒否・妨害・忌避等	○市による立入検査、物件の収去、質問（条例第 31 条第 1 項）を拒否、妨害、忌避した者	50 万円以下の罰金
届出義務違反	<ul style="list-style-type: none"> ○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・軽微な変更の届出（条例第 14 条第 5 項） ・埋立て等の着手の届出（条例第 16 条） ・完了、廃止（休止）、再開の届出（条例第 23 条第 1 項） 	30 万円以下の罰金
関係図書保存義務違反	○土砂管理台帳及び市に提出した図書の写しの保存（条例第 27 条）しなかった者	30 万円以下の罰金

5. 土地所有者の責務等

■ ポイント

- 本条例では、条例の許可を要する埋立て等区域の土地所有者の同意（条例第 10 条）がなければ、許可はできません。
- また、条例第 10 条による同意をした土地所有者には、埋立て等の状況確認等の義務を課しています。（条例第 28 条関係）
- 不適正な埋立て等が行われていた場合において、土地所有者がこの義務を怠っていた場合には、土地所有者も、勧告及び命令の対象となります。（条例第 29 条関係）
- 条例の許可等を受けようとする方は、埋立て等区域の土地所有者に本章と規則様式第 4 号を提示、説明した上で、同意を得るようにしてください。

(1) 土地所有者の責務

- 許可の要不要や面積等に関係なく、全ての土砂埋立て等の区域の土地所有者は、所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。（条例第 6 条関係）

(2) 土地所有者の義務

①埋立て等に同意する場合

- 次の者は土地所有者の同意を得たことを証する書面の提出が義務付けられています。
 - ・土砂埋立て等の許可（条例第 8 条）を受けようとする者
 - ・土砂埋立て等の変更許可（条例第 14 条第 1 項）を受けようとする者
 - ・土砂埋立て等の許可の地位承継の承認（条例第 24 条第 1 項）を受けようとする者
- その際、定められた様式（規則様式第 4 号）に土地所有者の署名捺印（法人の場合は記名押印でも可）が必要となります。
- 上記同意をする場合には、埋立て等を行おうとする者等から、申請の具体的な内容について説明を求めるとともに、同意をした場合の義務や勧告・命令の対象となる旨について、十分にご理解いただいたうえで署名捺印等をするようにして下さい。

②埋立て等に同意した場合

(i)埋立て等の状況の確認

- 条例第 10 条による同意をした土地所有者は、埋立て等が施工されている間、毎月 1 回以上はその埋立て等の状況を確認する必要があります。
- 状況の確認は、同一地点から同一方向の写真を撮影するなどして、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と合致しているかどうかの確認結果を保管するようにして下さい。
- 確認した場合は、参考様式第 5 号を用いて確認結果を保管するようにして下さい。
- 土地所有者が遠方に居住するなど、何らかの理由で埋立て等の状況の確認が困難な場合には、他の方にしてもらうことも可能です。

(ii)埋立て等に異常が見られた場合の対応

- (i)の埋立て等の状況の確認において、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と明らかに異なる埋立て等が行われていることを把握したときは、次に掲げる事項を実施する必要があります。
 - ・直ちに、土砂埋立て等を行っている者に対して、埋立て等の中止又は原状の回復その他の必要な措置を講ずるよう求める（口頭で求めた上で、書面でも早期に求めることが望ましいです。）
 - ・速やかに、市へ報告する

□条例第 10 条の同意をした土地所有者は、その同意した埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに市へ通報しなければなりません。

(3) 土地所有者への勧告・命令

①土地所有者への勧告

(i) 土地所有者への勧告

□市が土砂埋立て等を行っている者に対して、災害防止等の命令（条例第 25 条第 1 項、第 3～4 項）をしたにも関わらず、期限までにその命令に係る措置を講じない場合において、条例第 10 条の同意をした土地所有者が次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

- ・埋立て等の状況の確認（(2)②(i)）を怠った場合（明らかに異なる埋立て等が行われている時に確認を怠った場合に限る。）
- ・埋立て等に異常が見られた場合の市への報告（(2)②(ii)）を怠った場合

(ii) 土地所有者への命令

□(i) の勧告に土地所有者が従わない場合であって、その土地所有者に勧告した内容を講じさせることが相当と認めるときは、その必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

□この命令に違反した場合、罰則（6ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象となります。

6. 土砂を発生させる者の責務等

■ポイント

- 土砂を発生させる方（建設工事の発注者及び受注者）は、埋立て等が行われている場所に土砂を搬入する場合には、その埋立て等の状況や許可の有無の確認など、適正な処理が行われるように努めて下さい。
- また、条例の許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する場合には、搬入する前に、「土砂発生元証明書」（規則様式第 12 号）と当該搬入土砂に汚染のおそれがないことを証明する書面を、当該埋立て等区域の許可を受けている者に提出してください。
- 条例の許可を受けている方は、土砂の発生元の方に本章と 4.(2)③-1～③-3 を提示、説明した上で、必要書類の提出を求めてください。

(1) 土砂を発生させる者の責務（全ての方）

□建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。（条例第 5 条関係）

(2) 土砂を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する方）

□許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する場合に、その搬入より前に、当該埋立て等区域の許可を受けている者に、次の書面を提出して下さい。（条例第 17 条関係）

- ・「土砂発生元証明書」（規則様式第 12 号）（4.(2)③-1 を参照してください。）
- ・搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認を証明できる書類（参考様式第 4 号その 1、その 2、その 4 のいずれか）

7. 土砂を運搬する者の責務等

■ ポイント

- 土砂を運搬する方は、埋立て等が行われている場所に土砂を搬入する際、沿道への粉じんの飛散防止や騒音・振動の低減に努めて下さい。
- 条例の許可を受けている方は、土砂を運搬する者に係る責務について、説明するようにして下さい。
- 土砂を湿潤化すること、耐久力を有するシート等で荷台の土砂全体を覆うこと等を行い、沿道への粉じんの飛散防止に努めて下さい。
- 住宅街・商店街・通学路・狭い道等を避ける、混雑した時間帯や通園通学の時間帯を避ける、低騒音型の車両を使用すること等により、騒音・振動の低減に努めて下さい。

8. 参考資料

(1) 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例・施行規則（案）（様式除く）

条例	施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規則を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）の堆積を行う行為をいう。</p> <p>2 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。</p> <p>3 この条例において「土砂を発生させる者」とは、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生じるおそれがある土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。</p> <p>(土砂埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>2 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止又は生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土砂を発生させる者の責務)</p> <p>第5条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和元年泉佐野市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。</p>

<p>利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。</p> <p>(土砂を運搬する者の責務)</p> <p>第7条 土砂を運搬する者は、沿道への粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の低減に努めなければならない。</p> <p>(土砂埋立て等の許可)</p> <p>第8条 土砂の埋立て等を行おうとする者は、当該土砂埋立て等が次の各号のいずれにも該当するときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市長の許可（以下「埋立て等許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>(1) 埋立て等区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満である土砂埋立て等（当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のものを含む。）</p> <p>(2) 土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離（当該土砂埋立て等を行う日前 3 年以内に行われた土砂埋立て等によって生じた地盤面の垂直距離を合算したものを含む。）が 1 メートル以上となる土砂埋立て等</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土砂埋立て等については、埋立て等許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等</p> <p>(3) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の規定によ</p>	<p>(許可を要しない者)</p> <p>第3条 条例第8条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 土地改良区</p> <p>(2) 土地改良区連合</p> <p>(3) 土地区画整理組合</p> <p>(4) 地方住宅供給公社</p> <p>(5) 市街地再開発組合</p> <p>(6) 地方道路公社</p> <p>(7) 日本下水道事業団</p> <p>(8) 土地開発公社</p> <p>(9) 住宅街区整備組合</p> <p>(10) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人</p> <p>(11) 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人</p> <p>(12) 国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>(13) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(14) 西日本高速道路株式会社</p> <p>(15) 阪神高速道路株式会社</p> <p>(16) 新関西国際空港株式会社</p> <p>(17) 関西国際空港土地保有株式会社</p> <p>(18) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同様に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの</p> <p>(許可を要しない法令等の処分による土砂埋立て等)</p>
--	---

<p>り許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等</p> <p>(5) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等</p> <p>(6) 法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等</p>	<p>第 4 条 条例第 8 条第 2 項第 6 号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。</p> <p>(1) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 2 号を除く。）の許可</p> <p>(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の確認</p> <p>(3) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認又は同法 91 条第 1 項の許可</p> <p>(4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項の認可又は同法 76 条第 1 項の許可</p> <p>(5) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項（これらの規定を同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）の許可</p> <p>(6) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 16 条（同法第 25 条の 18 及び第 31 条において準用する場合を含む。）の承認</p> <p>(7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 1 項の許可</p> <p>(8) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可</p> <p>(9) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 50 条の 2 第 1 項の認可又は同法第 66 条第 1 項の許可</p> <p>(10) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の許可又は同法第 33 条第 1 項の認可</p> <p>(11) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の認可</p> <p>（許可を要しない土砂埋立て等）</p> <p>第 5 条 条例第 8 条第 2 項第 8 号の規制で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。</p> <p>(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等</p> <p>(3) 運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に</p>
--	---

	<p>掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。)</p> <p>ア 催しの名称、概要、主宰者名、受託事業者名、実施場所及び実施時間</p> <p>イ 土砂埋立て等の計画</p> <p>(4) 土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。)</p> <p>ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間</p> <p>イ 土砂搬出及び埋戻しの計画</p> <p>(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋め立て等</p> <p>(7) 前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋め立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が1メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。)</p> <p>ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間</p> <p>イ 土砂埋立て等の計画</p> <p>(8) 建築基準法第6条第1項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。)</p> <p>ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工</p>
--	---

<p>(事前協議)</p> <p>第9条 埋立て等許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規制で定めるところにより、当該土砂埋立て等について市長と協議しなければならない。</p>	<p>事場所及び工事期間</p> <p>イ 土砂埋立て等の計画</p> <p>(9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第2条第6項に規定する道路（以下「道路」という。）に接続するために行う500平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が1メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の30日前までに、市長に提出したものにに基づき行われるものに限る。）</p> <p>ア 工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間</p> <p>イ 土砂埋立て等の計画</p> <p>(10) 道路において、地下埋設管の新設、改装又は増築を目的として行う土砂埋立て等</p> <p>(11) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等</p> <p>(12) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第21条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等</p> <p>(13) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第33条の規定による緑化（同条例第34条第1項に規定する緑化計画書を届け出て行うものに限る。）又は同条例第38条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議をし、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋め立て等の高さが1メートル未満であるもの</p> <p>(14) 法令若しくは条例（大阪府の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋め立て等</p> <p>(事前協議)</p> <p>第6条 条例第9条の規定による協議は、土砂埋立て等事前協議書（様式第1号）により行わなければならない。</p> <p>2 前項の土砂埋立て等事前協議書には、次に</p>
---	---

<p>(土地の所有者の同意)</p> <p>第 10 条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立て等許可の申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第 12 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 11 号までに掲げる事項（同項第 1 号の生年月日を除く。）を、同条第 2 号の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項（同条第 1 項第 1 号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。</p> <p>2 第 14 条第 1 項の変更許可の申請をしようとする者（以下「変更申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該</p>	<p>掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める図書については、この限りでない。</p> <p>(1) 説明会開催計画書（様式第 2 号）</p> <p>(2) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立て等関係区域」という。）に係る次に掲げる図書</p> <p>ア 位置図</p> <p>イ 現況平面図及び現況断面図</p> <p>ウ 測量図及び求積図</p> <p>エ 計画平面図、計画断面図及び排水計画図</p> <p>オ 流域図</p> <p>(3) 埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(4) 埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し</p> <p>(5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書</p> <p>(6) 土砂埋立て等に使用される土砂の運搬に関する計画</p> <p>(7) 土砂の搬出入経路図</p> <p>(8) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面</p> <p>(9) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面</p> <p>(10) 埋立て等関係区域の現況の写真</p> <p>(11) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第 3 号）</p> <p>(12) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(土地の所有者の同意書)</p> <p>第 7 条 条例第 10 条各項の同意は、土地使用同意書（様式第 4 号）により行わなければならない。</p>
---	--

申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、変更申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。

- 3 第24条第1項の承認の申請をしようとする者（以下「承認申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、承認申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。

（周辺地域の住民等への周知）

- 第11条 申請予定者は、規則で定めるところにより、埋立て等許可の申請を行うまでに、埋立て等区域の周辺地域の住民等に対し、次条第1項又は第2項の申請書（以下この条において「申請書」という。）の記載事項を周知させるための説明会（以下この項において「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、申請予定者は、その旨を速やかに市長に届け出るとともに、規則で定めるところにより、当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じることにより、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民等に周知しなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の規定による住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第14条第1項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。

（周辺地域の住民等への周知）

- 第8条 条例第11条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する町会等に係る区域その他条例第12条第1項又は第2項の申請書に記載する同条第1項第10号に掲げる措置に関係する区域とする。
- 2 条例第11条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 条例第11条第1項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。
- 4 条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置は、条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示とする。
- 5 前項の規定は、条例第11条第3項において準用する条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項中「条例第12条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第14条第2項」と読み替えるものとする。
- 6 条例第11条第2項（同条第3項において準

<p>(許可申請の手続き)</p> <p>第 12 条 埋立て等許可を受けようとするもの者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人あつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 土砂埋立て等の目的</p> <p>(3) 埋立て等区域の位置及び面積</p> <p>(4) 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）を設置する場合は、その所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p> <p>(6) 土砂埋立て等に使用される土砂の量</p> <p>(7) 土砂埋立て等の期間</p> <p>(8) 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土地の堆積の形状</p> <p>(9) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画</p> <p>(10) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置</p> <p>(11) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものについては、埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>用する場合を含む。)の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合以外の場合 説明会開催結果報告書（様式第 5 号）</p> <p>(2) 条例第 11 条第 1 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する周知を行った場合 周知結果報告書（様式第 6 号）</p> <p>7 前項第 1 号の報告書には、当該説明会に係る議事録を添付しなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 9 条 条例第 12 条第 1 項及び第 2 項の申請書は、土砂埋立て等許可申請書（様式第 7 号）とする。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項第 12 号及び第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第 12 条第 1 項の埋立て等許可を受けようとするもの者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員（条例第 13 条第 1 項第 1 号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2) 申請者が未成年者（条例第 13 条第 1 項第 1 号オに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>(3) 申請者に使用人（第 11 条に規定する使用人をいう。同条を除き、以下同じ。）がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>3 条例第 12 条第 3 項の規定で定める図書は、次に掲げる図書（第 13 条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第 7 号から第 11 号まで及び第 13 号に掲げる図書を除く。）とする。</p> <p>(1) 第 6 条第 2 項第 2 号から第 11 号までに掲げる図書</p> <p>(2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し）及び印鑑登録証明書</p> <p>(3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民</p>
--	---

<p>(1) 前項第1号から第5号まで、第9号及び第11号に掲げる事項</p> <p>(2) 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量</p> <p>(3) 埋立て等区域における土地及び土地の堆積の形状</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により埋立て等許可を受けようとする者は、同項第7号の土砂埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第13条 市長は、埋立て等許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、埋立て等許可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。</p>	<p>票の写し)</p> <p>(4) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者が条例第13条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないこと、及び第10条第1号から第5号までのいずれにも該当しないことの誓約書(様式第8号)</p> <p>(6) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図</p> <p>(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下「地盤調査」という。)の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であったことを証する書面</p> <p>(8) 土質検査その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算を行った場合にあっては、当該計算の内容を記載した書面</p> <p>(9) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(10) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面</p> <p>(11) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面</p> <p>(12) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面</p> <p>(13) 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面</p> <p>(14) 最近1事業年度の法人税及び法人事業税(個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税)の滞納がないことを証する書面</p> <p>(15) 法人にあっては最近1事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。)、個人にあっては前年分の確定申告書の写し</p> <p>(16) 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面</p> <p>(17) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)</p> <p>第10条 条例第13条第1項第1号ウの規則で定める相当の理由がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第8条の許可の申請前10年間に2回</p>
---	--

<p>ア 第 25 条又は第 26 条第 1 項の規定に基づく処分（許可の取消しを除く。）を受けた日から 3 年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>イ 第 26 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成 11 年泉佐野市条例第 2 号）第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しない者を含む。）</p> <p>ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者</p> <p>エ 泉佐野市暴力団排除条例（平成 24 年泉佐野市条例第 28 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者</p> <p>オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>キ 個人で規則で定める使用人のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(2) 申請者が、申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。</p> <p>(3) 第 10 条第 1 項の同意を得ていること。</p> <p>(4) 管理事務を設置する場合は、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。</p> <p>(5) 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（当該申請が前条第 2 項の規定によるもので</p>	<p>以上この条例又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、大阪府砂防指定地管理条例（平成 15 年大阪府条例第 7 号）、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年大阪府条例第 177 号）若しくは大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 条例第 8 条の許可の申請前 10 年間に 2 回以上条例第 26 条第 1 項（同項第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から 3 年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合において、その取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成 11 年条例第 2 号）第 15 条第 1 項の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 3 年を経過したものを含む。）</p> <p>(3) 大阪府の区域内において、森林法第 10 条の 3、第 10 条の 9 第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 38 条各項の規定による命令、宅地造成等規制法第 14 条第 2 項から第 4 項まで、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令、大阪府砂防指定地管理条例第 19 条各項の規定による命令、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第 23 条各項若しくは第 24 条第 1 項の規定による命令又はこれらの規定に相当する大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から 3 年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>(4) 大阪府の区域において、条例第 8 条の許可の申請前 3 年間に 2 回以上次に掲げる者のいずれかに該当する者</p> <p>ア 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 109 条の規定に違反した者</p> <p>イ 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第 4 項の条件に違反して開発行為（同条第 1 項に規定する開発行為をいう。以下このイにおいて同じ。）をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて開発行為をした者、同法第 10 条の 8 第 1 項の規定に違反して届出の提出をしないで立木を伐採した者、同法第 15 条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書を提出した者（同条</p>
---	---

ある場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状)並びに土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外へ土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

(7) 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

2 埋立て等許可の申請が、法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は他の条例により土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

3 市長は、埋立て等許可をするに当たり、有効期間その他の災害の防止上生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第44条第1項第1号に掲げる行為をした者を除く。)、同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可に付した同法第34条第6項(同法第44条において準用する場合を含む。))の条件に違反して保安林若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他不正な手段により同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可を受けて立木を伐採した者、同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。))の規定に違反した者若しくは同項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可に付した同法第34条第6項(同法第44条において準用する場合を含む。))の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者又は同法第34条の2第1項(同法第44条において準用する場合を含む。))の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

ウ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第5条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

エ 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の規定に違反して同法第3条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者、同法第8条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為(海岸法施行令(昭和31年政令第332号)第3条第1項に規定する行為を除く。))をした者、同法第8条第1項の許可に付した条件(同令第3条

	<p>第1項に規定する行為に係るものを除く。)に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第37条の5の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為(同令第12条の3第1項に規定する行為を除く。)をした者</p> <p>オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の規定に違反して同項第1号、第2号、第4号若しくは第8号から第10号までに掲げる行為をした者、同法第21条第3項の規定に違反して同項第1号(同法第20条第3項第5号から第7号まで、第15号及び第16号に掲げる行為に係るものを除く。)、第3号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は同法第33条第1項の規定による届出をせず同項各号(第2号、第3号及び第7号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者</p> <p>カ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者又は同法第18条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者</p> <p>キ 宅地造成等規制法第8条第1項の規定に違反して宅地造成(同法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下このキにおいて同じ。)に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者</p> <p>ク 河川法第20条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者、同法第25条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者、同法第26条第1項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段</p>
--	--

	<p>により同項の許可を受けた者、同法第27条第1項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第55条第1項の規定に違反して同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法57条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者</p> <p>ケ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>コ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者</p> <p>サ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為（同条第1項に規定する開発行為をいう。以下このサにおいて同じ。）をした者又は偽りその他不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者</p> <p>シ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪府条例第7号）第2条第1項の規定に違反して同項各号（第2号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者</p> <p>ス 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定に違反して同項第1号若しくは第2号に掲げる行為（同項第1号に掲げる行為にあつては、同法第17条第1項第5号に掲げる行為を除く。）をした者又は同法第28条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者</p> <p>セ 大阪府自然環境保全条例第13条第4項の規定に違反して同項各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる行為をした者若し</p>
--	---

	<p>くは同条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第15条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者又は同条例第18条第1項の規定に違反して同項各号（第5号及び第7号から第9号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第2項において準用する同条例第13条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者</p> <p>ソ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者</p> <p>タ 大阪府立自然公園条例（平成13年大阪府条例第6号）第6条第3項の規定に違反して同項各号（第4号、第5号及び第9号から第12号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第4項の規定により許可に付せられた条件（同条例第6条第3項第4号、第5号及び第9号から第12号までに係るものを除く。）に違反した者又は同条例第7条第1項の規定による届出をせず同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者</p> <p>チ 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に違反して同項各号（第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同条例第16条第1項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者</p> <p>(5) 条例第8条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者、条例第14条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者、条例第22条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者、条例第17条第2項、第19条若しくは第20条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は条令第20条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若し</p>
--	--

	<p>くは虚偽の報告をした者</p> <p>(使用人)</p> <p>第 11 条 条例第 13 条第 1 項第 1 号カ及びキ (これらの規定を条例第 14 条第 4 項及び第 24 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(形状及び構造上の基準)</p> <p>第 12 条 条例第 13 条第 1 項第 6 号(条例第 14 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める形状及び構造上の基準は、埋立て等許可に係る土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあつては別表第 1、一時堆積である場合にあつては別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(形状及び構造上の基準の適用除外)</p> <p>第 13 条 条例第 13 条第 2 項(条例第 14 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。</p> <p>(1) 地すべり等防止法(昭和 30 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の許可を要する行為</p> <p>(2) 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の許可を要する行為</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の許可を要する行為</p> <p>(4) 大阪府砂防指定地管理条例(平成 15 年大阪府条例第 7 号)第 4 条第 1 項の許可を要する行為</p> <p>(許可の交付等)</p> <p>第 14 条 市長は、埋立て等許可(変更許可を含む。以下この条において同じ。)をしたときは土砂埋立て等許可書(様式第 9 号)を申請者に交付し、埋立て等許可をしないときは土砂埋立て等不許可通知書(様式第 10 号)により申</p>
--	--

<p>(変更の許可等)</p> <p>第 14 条 埋立て等許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る第 12 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請者には、第 10 条第 2 項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第 11 条第 3 項において準用する同条第 2 項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 前条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p>5 許可事業者は、第 1 項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。</p> <p>(土地の所有者への通知)</p> <p>第 15 条 許可事業者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第 10 条第 1 項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第 12 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第 1 号から第 11 号までに掲げる事項（同項第 1 号の生年月日を除く。）を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項（同項第 1 号の生年月日を除く。）を書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第 13 条第 3 項の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に書面で通知しなければならない。</p> <p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第 10 条第 2 項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項（同項第 1 号</p>	<p>請者に通知するものとする。</p> <p>(変更許可の申請等)</p> <p>第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 許可事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</p> <p>(2) 許可事業者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</p> <p>(3) 管理事務所の所在地の変更</p> <p>(4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更</p> <p>(5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該量を減少させるものに限る。）</p> <p>(6) 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</p> <p>(7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更</p> <p>(8) 土地の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）</p> <p>(9) 許可事業者の役員又は使用人の変更</p> <p>2 条例第 14 条第 2 項の申請書は、土砂埋立て等変更許可申請書（様式第 11 号）とする。</p> <p>3 条例第 14 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、第 9 条第 2 項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 第 14 条第 3 項の規則で定める図書は、第 9 条第 3 項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）とする。</p> <p>5 第 14 条第 5 項の規定による届出は、土砂埋立て等変更届（様式第 12 号）により行わなければならない。</p>
--	--

の生年月日を除く。)並びに当該変更許可に同条第4項において準用する第13条第3項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を書面で通知しなければならない。

4 第24条第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた日後遅滞なく、当該承認に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号(同項第1号の生年月日を除く。)までに掲げる事項を書面で通知しなければならない。

5 許可事業者は、前条第1項の規定で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土砂埋立て等の着手の届出)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂の搬入の報告)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則に定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2 許可事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。

(土砂埋立て等の着手の届出)

第16条 条例第16条の規定による届出は、土砂埋立て等着手届(様式第13号)により行わなければならない。

(土砂の搬入の報告)

第17条 条例第17条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第17条第1項の規定による土砂の汚染(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第4又は別表第5の上覧に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれこれらの表の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。)のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは条例第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法又は同条例の規定による手続に係る書面であって市長が別に定めるものにより行わなければならない。

3 前項の規定により難しいときは、条例第17条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は

<p>(土砂管理台帳の作成)</p> <p>第 18 条 許可事業者は、規定で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に用いた土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)</p> <p>第 19 条 許可事業者は、規定で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂管理台帳の写しを添付して、当該土砂埋立て等に使用された土砂の量（当該土砂埋立て等が当該許可に係る埋</p>	<p>土壌汚染対策法施行規則別表第 4 の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第 5 の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとに土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>4 当該土砂が採石法（昭和 25 年法律第 291 号）、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）その他の法令による処分に係る採取場から採取されたものである場合における条例第 17 条第 1 項の規定による土砂の発生場所及び土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前 3 項の規定にかかわらず、当該採取場から採取された土砂であることを証する土砂売渡・譲渡証明書（様式第 15 号）により行うことができる。</p> <p>5 条例第 17 条第 2 項の規定による報告は、同条第 1 項の規定による確認後、土砂搬入報告書（様式第 16 号）により行わなければならない。</p> <p>6 前項の報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書</p> <p>ア 第 1 項の土砂発生元証明書</p> <p>イ 第 2 項又は第 3 項の確認に係る書面</p> <p>(2) 第 4 項に規定する場合に該当する場合 同項の土砂売渡・譲渡証明書</p> <p>(土砂管理台帳)</p> <p>第 18 条 条例第 18 条に規定する土砂管理台帳は、土砂管理台帳（様式第 17 号）とする。</p> <p>2 条例第 18 条の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土砂を発生させる者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 土砂の発生場所ごとの 1 日当たりの土砂の搬入量及び搬入のための車両台数</p> <p>(3) 一時堆積にあつては、1 日当たりの土砂の搬出量及び搬出のための車両台数</p> <p>3 第 1 項の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかななければならない。</p> <p>(土砂の量の報告)</p> <p>第 19 条 埋立て等許可に係る土砂埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第 19 条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手し</p>
--	--

立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂の搬入の量及び搬出の量)を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第 20 条 当該許可に係る土砂埋立て等を施工している間、生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合その他市長が必要と認める場合は、許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)に適合していないことを確認したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

た日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第23条第1項の規定による届出の時に、土砂使用量報告書(様式第18号)により行わなければならない。

2 埋立て等許可に係る土砂埋立て等が一時堆積である場合における条例第19条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の搬入量及び搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の搬入量及び搬出量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の搬入量及び搬出量を条例第23条第1項の規定による届出の時に、土砂搬入量及び搬出量報告書(様式第19号)により行わなければならない。

(水質検査の方法)

第 20 条 条例第 20 条第 1 項及び第 2 項の水質検査は、市長が指定する期日に市長が指定する職員の立合いの上採取した試料について、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)の規定に準じて行わなければならない。

(水質検査の報告)

第 21 条 条例第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から1月以内に、水質検査報告書(様式第20号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前条の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書(様式第21号。計量法施行規則(平成5年通商産業省省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士が発行したものに限る。)

2 条例第20条第3項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第1に規定するものとする。

<p>第 21 条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規制で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。</p>	<p>(標識の寸法及び記載事項)</p> <p>第 22 条 条例第 21 条第 1 項に規定する標識の大きさは、縦 90 センチメートル以上、横 120 センチメートル以上でなければならない。</p> <p>2 条例第 21 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 埋立て等許可の年月日及び番号並びに許可をした者</p> <p>(2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号</p> <p>(3) 土砂埋立て等の目的</p> <p>(4) 埋立て等区域の位置</p> <p>(5) 埋立て等区域の面積</p> <p>(6) 埋立て等区域を明示した付近見取図</p> <p>(7) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号</p> <p>(8) 土砂埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量）</p> <p>(9) 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間</p>
<p>(関係図書の閲覧)</p> <p>第 22 条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 14 条第 2 項の申請書の写し、第 18 条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を当該許可に係る土砂埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>	<p>(関係図書の閲覧)</p> <p>第 23 条 条例第 22 条の規定による閲覧は、埋立て等許可を受けた日から条例第 23 条第 1 項の規定による届出（土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。）の日まで行うものとする。</p> <p>2 条例第 22 条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の申請書の添付図書の写し</p> <p>(2) 条例第 14 条第 2 項の申請書の添付図書の写し</p> <p>(3) 条例第 14 条第 5 項の土砂埋立て等変更届の写し</p> <p>(4) 条例第 15 条の土砂埋立て等着手届の写し</p> <p>(5) 第 17 条第 5 項の土砂搬入報告書及びその添付図書の写し</p> <p>(6) 第 19 条第 1 項の土砂使用量報告書又は同条第 2 項の土砂搬入量及び搬出量報告書及びその添付図書の写し</p> <p>(7) 第 21 条第 1 項の水質検査報告書及びその添付図書の写し</p> <p>(8) 第 25 条第 1 項の土砂埋立て等地位承継承認申請書及びその添付図書の写し</p>

<p>(土砂埋立て等の完了の届出等)</p> <p>第 23 条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該土砂埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出（休止した土砂埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂埋立て等が第 13 条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第 24 条 許可事業者の相続人その他の一般承継人は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた埋立て等許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げ</p>	<p>3 条例第 22 条の申請書の写し及び前項各号に掲げる図書に含まれている情報のうち、泉佐野市情報公開条例（平成 11 年泉佐野市条例第 27 号）第 6 条第 1 号から第 3 号までに該当する情報については、条例第 22 条の規定による閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>(土砂埋立て等の完了の届出等)</p> <p>第 24 条 条例第 23 条第 1 項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等を完了した日から 15 日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等完了届（様式第 22 号）により行わなければならない。</p> <p>(1) 埋立て等許可の年月日及び番号 (2) 埋立て等区域の位置 (3) 土砂埋立て等の期間 (4) 土砂埋立て等を完了した年月日 (5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 (6) 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容</p> <p>2 条例第 23 条第 1 項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から 30 日以内、土砂埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から 10 日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等廃止（休止）届（様式第 23 号）により行わなければならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項 (2) 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間 (3) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 (4) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容</p> <p>3 条例第 23 条第 1 項の規定による再開の届出は、土砂埋立て等再開届（様式第 24 号）により行わなければならない。</p> <p>(地位の承継の申請書)</p> <p>第 25 条 条例第 24 条第 2 項の申請書は、土砂埋立て等地位承継承認申請書（様式第 25 号）とする。</p>
--	--

<p>る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(3) 申請者が第 13 条第 1 項第 1 号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第 10 条第 3 項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。</p> <p>4 第 13 条第 1 項（同項第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、第 1 項の承認について準用する。</p> <p>5 相続人が被相続人の死亡後 90 日以内に第 1 項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした埋立て等許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>（命令）</p> <p>第 25 条 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について許可事業者に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講じるべきことを命じ、又は相当の期限を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命じることができる。</p> <p>2 市長は、第 8 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に違反して許可を受けずに土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部の撤去その他土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>2 条例第 24 条第 2 項第 4 号の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 承継しようとする地位に係る埋立て等許可の年月日及び番号</p> <p>(2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(3) 条例第 22 条第 2 項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>(5) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(6) 承継の理由</p> <p>3 条例第 24 条第 3 項の規定で定める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 第 6 条第 2 項第 11 号に掲げる資金調達計画書</p> <p>(2) 第 9 条第 3 項第 2 号から第 5 号まで及び第 14 号から第 16 号までに掲げる図書</p> <p>(3) 許可事業者の相続人その他の一般承継人であること又は許可事業者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面</p>
---	---

3 市長は、第 23 条第 3 項又は次条第 2 項に規定する者が、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第 23 条第 3 項の通知又は次条第 2 項の取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

4 市長は、許可事業者が行う土砂埋立て等が、第 13 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に適合しないと認めるときは、当該許可事業者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講じるべきことを命じ、又は相当の期限を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命じることができる。

5 市長は、許可事業者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可事業者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講じるべきことを命じ、又は相当の期限を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命じることができる。

（許可の取消し等）

第 26 条 市長は、許可事業者が次の各号（第 8 号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により埋立て等許可、変更許可又は第 24 条第 1 項の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、埋立て等許可を受けた日から起算して 1 年を経過した日までに当該許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。
- (3) 埋立て等許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1 年以上引き続き当該許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。
- (4) 第 13 条第 1 項第 1 号エに該当するに至ったとき。
- (5) 第 13 条第 1 項第 1 号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (6) 変更許可を受けなければならない事項を変

<p>更許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(7) 第 13 条第 3 項 (第 14 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第 17 条から第 21 条までの規定に違反したとき。</p> <p>(9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により埋立て等許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(関係図書の保存)</p> <p>第 27 条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立て等について、第 23 条第 2 項の規定による通知 (完了及び廃止に係るものに限る。) を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から 3 年を経過する日まで、当該許可に係る土砂管理台帳及び土砂埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。</p> <p>(土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務)</p> <p>第 28 条 第 10 条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容 (第 10 条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第 1 項第 1 号において同じ。) と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p>第 29 条 市長は、第 25 条 (同条第 2 項を除く。)</p>	<p>(土地の所有者による施工状況の確認)</p> <p>第 26 条 条例第 28 条第 1 項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月 1 回以上、行わなければならない。</p> <p>(1) 当該施工の状況が条例第 10 条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。</p> <p>(2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散も若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。</p> <p>2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第 28 条第 1 項の規定による土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>
--	--

の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講じべきことを命じることができる。

（報告の徴収）

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者に対し、当該土砂埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第10条に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該同意に係る土砂埋立て等について、第28条第1項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

（立入検査）

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（公表）

第32条 市長は、第25条又は第26条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、

（身分証明書）

第27条 条例第31条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第26号）とする。

その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明および資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(意見聴取)

第 33 条 市長は、埋立て等許可、変更許可、第 24 条第 1 項の承認又は第 26 条第 1 項の規定による処分をしようとするときは、第 13 条第 1 項第 1 号エからキまでのいずれかに該当する事由（同号オからキまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号エに係るものに限る。）の有無について、必要に応じ大阪府泉佐野警察署長の意見を聴くことができる。

(委任)

第 34 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により、埋立て等許可、変更許可又は第 24 条第 1 項の承認を受けた者
- (3) 第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令に違反した者

第 36 条 第 25 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 37 条 第 29 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

(書類の提出部数)

第 28 条 条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。ただし、市長が別に定める場合にあっては、この限りでない。

(文書の様式)

第 29 条 この規則による申請書、通知書その他の文書の様式は、市長が別に定める。

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、
50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 2 項の規定による報告をせず、
又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 18 条の規定に違反して、同条の土砂管理
台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記
載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第 19 条の規定による報告をせず、又は虚
偽の報告をした者
- (4) 第 20 条第 1 項の規定に違反して、同項の水
質検査を行わず、又は同項に規定による報告を
せず、若しくは虚偽の報告をした者
- (5) 第 20 条第 2 項の規定に違反して、同項の水
質検査を行わず、又は同項に規定による報告を
せず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第 20 条第 3 項の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者
- (7) 第 21 条第 1 項の規定に違反して、同項の標
識を掲示しなかった者
- (8) 第 21 条第 2 項の規定に違反して、同項の境
界標を設けなかった者
- (9) 第 30 条第 1 項の報告をせず、又は虚偽の報
告をした者
- (10) 第 31 条第 1 項の規定による立入検査若し
くは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は
質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁
をした者

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、
30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条第 5 項、第 16 条又は第 23 条第 1 項
の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
た者
- (2) 第 27 条の規定に違反して、同条の土砂管理
台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第 40 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代
理人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、第 35 条から前条までの違反
行為をしたときは、その行為者を罰するほか、
その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を
科する。

附 則

(委任)

第 30 条 この規則で定めるもののほか、必要な
事項は、市長が別に定める。

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に土砂埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第8条第1項の規定は、適用しない。その者がその期間内に埋立て等許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分等で規制で定めるもの(以下「許可等」という。)を受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立て等については、当該許可等に係る許可期間が満了する日(当該許可期間が3年を超える場合にあっては、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日)までの間は、第8条から第27条までの規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。(条例附則第3項の規則で定める処分)</p> <p>2 条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の認可</p> <p>(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可</p> <p>(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可</p> <p>(4) 地すべり等防止法第18条第1項の許可</p> <p>(5) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可</p> <p>(6) 河川法第55条第1項の許可</p> <p>(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可</p> <p>(8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可</p> <p>(9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の許可</p> <p>(10) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可</p> <p>(11) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年大阪府条例第7号)第2条第1項(同項第3号及び第7号に係る部分に限る。)の許可</p>
---	--

別表第1(第12条関係)

1	埋立て等関係区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
2	著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の必要な措置が講じられること。
3	土砂埋立て等によって生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下に同じ。)の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。
4	土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
5	埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。

6	<p>擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次に掲げる規定に適合すること。</p> <p>(1) 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。</p> <p>(2) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。</p> <p>(3) 渓流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。</p> <p>(4) 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。</p> <p>(5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次に掲げる規定が満たされることが確かめられていること。</p> <p>ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。</p> <p>イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。</p> <p>ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。</p> <p>エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。</p>
7	土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1.5メートル以上の小段が設置されること。
8	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
9	8の項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
10	埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること
11	下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
12	土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。
13	埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。
14	土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第2（第12条関係）

1	別表第1の1の項、8の項及び9の項の規定に適合すること。
2	埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
3	土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。以下この表において同じ。）が5メートル以下であること。
4	土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。
5	埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。

(2) 条例施行規則様式

様式第1号（第6条関係）

土砂埋立て等事前協議書

年 月 日

泉佐野市長様

（申請予定者）

住所

氏名

印

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

関係書類を添えて事前協議書を提出します。

土砂埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m ²
管理事務所の所在地	
管理責任者の氏名及び職名	
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
土砂埋立て等に使用される土砂の量(※1)	m ³
土砂埋立て等の期間(※2)	年 月 日 ~ 年 月 日
最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状(※3)	
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画(※4)	
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置	
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置
	土砂及び雨水等の流出の防止措置
	騒音及び振動の防止措置
	その他の

（※1） 一時堆積である場合にあつては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量を記入して下さい。

（※2） 一時堆積である場合にあつては、記載不要です。

（※3） 一時堆積である場合にあつては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状を記入して下さい。

（※4） 発生元事業者名、発生場所、搬入予定量、最大日量、搬入期間及び搬入土砂の区分を別紙に記載して添付して下さい。また、搬入経路図も添付して下さい。

土砂の搬入に関する計画

発生元事業者名及び連絡先	発生場所	運搬事業者名及び連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
1日当たり最大の搬入予定量	m ³	
土砂の量	m ³	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日	
搬入曜日及び搬入時間	曜日から 曜日まで 時 分から 時 分まで	
備考		

別紙2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第2号（第6条関係）

説 明 会 開 催 計 画 書

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

（申請予定者）

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

関係書類を添えて説明会開催計画書を提出します。

開催の日時	年 月 日 時
開催場所	
説明内容	
開催地域	
周知方法	

備考

- 1 説明会において使用する予定の資料を添付して下さい。
- 2 申請予定者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第3号（第6条、第9条、第15条、第25条関係）

土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書

項 目		数 量	単価（千円）	金 額（千円）	
土 砂 埋 立 て 等 の 施 工 に 要 す る 経 費	防災のための施設の設置工事に要する経費				
	仮設工（準備工） 伐採・除根・除草工 進入路設置工 杭・丁張・標識工 その他				
		飛散防止工 防護柵設置工 その他			
			軟弱地盤対策工		
			段切り工		
		擁壁工（土留工）			
		排水施設工 沈砂池設置工 調整池設置工 地下排水工 暗渠排水工 埋設工 その他			
			その他		
	その他の工事等に要する経費				
	盛土工 表面排水工 法面保護工 撤去工 水質検査 その他				
その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む）					
合 計					

項 目		調達方法	金 額（千円）
資 金 調 達 方 法	防災のための施設の設置工事に要する経費 に係る資金調達方法		
	その他の工事等に要する経費 に係る資金調達方法		
		収 入	
合 計			

様式第4号（第7条関係）

土砂埋立て等に係る土地使用同意書

土砂埋立て等の 許可・変更許可・地位承継 の承認を申請しようとする者
 （ ）の行う土砂埋立て等については、私の所有する次の土地
 の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂埋立て等の 許可・変更許可・地位承継 の承認を申請しようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- ② 土砂埋立て等の目的
- ③ 埋立て等区域の位置及び面積
- ④ 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- ⑤ 土砂埋立て等に使用する土砂の量
- ⑥ 土砂埋立て等の期間
- ⑦ 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- ⑧ 土砂埋立て等に使用する土砂の搬入に関する計画
- ⑨ 土砂埋立て等の期間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

注1 一時堆積の場合は上記①から④まで、⑧及び⑨のほか、次の事項の確認が必要です。

- ⑩ 年間の土砂埋立て等に使用する土砂の搬入予定量及び搬出予定量
- ⑪ 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

注2 変更許可の申請の場合は、上記①並びに変更の内容及びその理由の確認が必要です。

注3 地位承継の申請の場合は、上記①並びに次の事項の確認が必要です

- ⑫ 許可事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ⑬ 申請者が条例第13条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ここに同意したことを証するため、署名捺印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所
 氏 名
 電話番号

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名捺印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

説明会開催結果等報告書

年 月 日

泉佐野市長様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第11条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の住民への周知を次のとおり実施したので、報告します。

埋立て等区域の位置	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
説明会開催についての周知の範囲とその方法	
説明者の氏名 （法人にあっては、氏名及び役職名）	
住民の出席者数	名
説明会の概要	
特記事項	

備考

- 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成して下さい。
- 2 説明会で配布した説明資料並びに説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付して下さい。

周 知 結 果 報 告 書

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

（申請予定者）

住 所

氏 名

電話番号

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

関係書類を添えて周知結果報告書を提出します。

埋立て等区域の位置	
周知内容	
周知を行った地域	
掲示場所	年 月 日から 年 月 日
掲示期間	
周辺住民の意見	
上記の意見に対する 回答内容	

備考

申請予定者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第7号（第9条関係）

土砂埋立て等許可申請書

年 月 日

泉佐野市長様

住所
氏名
申請者 生年月日
電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の許可を申請します。

土砂埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	m ²
管理事務所の所在地	
管理責任者の氏名及び職名	
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
土砂埋立て等に使用される土砂の量(※1)	m ³
土砂埋立て等の期間(※2)	年 月 日 ~ 年 月 日
最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状(※3)	
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画(※4)	
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置	
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置
	土砂及び雨水等の流出の防止措置
	騒音及び振動の防止措置
	その他

(※1) 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量を記入して下さい。

(※2) 一時堆積である場合にあっては、記載不要です。

(※3) 一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状を記入して下さい。

(※4) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を別紙1に記載して添付して下さい。

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を別紙2に記載して添付して下さい。

土砂の搬入に関する計画

発生元事業者名及び連絡先	発生場所	運搬事業者名及び連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
事業者名 連絡先		事業者名 連絡先
1日当たり最大の搬入予定量		m ³
土砂の量		m ³
搬入期間	年 月 日から 年 月 日	
搬入曜日及び搬入時間	曜日から 曜日まで 時 分から 時 分まで	
備考		

別紙2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下、「条例」という。）施行規則第11条で定める使用人を含む。）は、次に掲げる条例第13条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

泉佐野市長様

令和 年 月 日

住 所

（申請者）氏 名 印
電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

条例第13条第1項第1号アからキ

ア. 条例第25条又は第26条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）
イ. 条例第26条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る泉佐野市行政手続条例（平成11年泉佐野市条例第2号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
ウ. 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者
エ. 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
オ. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの
カ. 法人でその役員又は規則で定める使用人（※）のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
キ. 個人で規則で定める使用人のうちアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

（※）使用人とは、次の（あ）、（い）の代表者

（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

イ 土地改良法

- ・法第109条の規定に違反した者

ロ 森林法

- ・法第10条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者
- ・法第10条の8第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- ・法第15条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者（同条の規定による届出書の提出をせず森林法施行規則第44条第1項第1号に掲げる行為をした者を除く。）
- ・法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第34条第6項（同法第44条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第41条の規定により指定された保安林地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者
- ・法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第34条第6項（同法第44条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- ・法第34条の2第1項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで伐採による立木の伐採をした者

ハ 農地法

- ・法第4条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第5条第1項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ニ 海岸法

- ・第7条第1項の規定に違反して同法第3条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第8条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海防法施行令第3条第1項の規定する行為を除く。）をした者、同法第8条第1項の許可に付した条件（同令第3条第1項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第37条の5の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第12条の3第1項に規定する行為を除く。）をした者

ホ 自然公園法

- ・法第20条第3項の規定に違反して同項第1号、第2号、第4号若しくは第8号から第10号までに掲げる行為をした者
- ・法第21条第3項の規定に違反して同項第1号（同法第20条第3項第5号から第7号まで、第15号及び第16号に掲げる行為に係るものを除く。）、第3号若しくは第5号に掲げる行為をした者
- ・法第33条第1項の規定による届出をせず同項各号（第2号、第3号及び第7号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

ヘ 地すべり等防止法

- ・法第11条第1項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者
- ・法第18条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ト 宅地造成等規制法

- ・法第8条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

チ 河川法

- ・法第20条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同条の承認を受けた者
- ・法第25条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同条の許可を受けた者
- ・法第26条第1項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第27条第1項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは土質その他の土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは採集をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者
- ・法第55条第1項の規定に違反して同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

- ・法第57条第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

リ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

- ・法第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ヌ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

- ・法第7条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ル 農業振興地域の整備に関する法律

- ・法第15条の2第1項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者

ロ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例

- ・条例第2条第1項の規定に違反して同項各号（第2号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他の不正な手段により同項の許可を受けた者

ワ 自然環境保全法

- ・法第25条第4項の規定に違反して同項第1号若しくは第2号に掲げる行為（同項第1号に掲げる行為にあつては同法第17条第1項第5号に掲げる行為を除く。）をした者
- ・法第28条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

カ 大阪府自然環境保全条例

- ・条例第13条第4項の規定に違反して同項各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者

- ・条例第15条第1項の規定による届出をせず同項各号（第5号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

- ・条例第18条第1項の規定に違反して同項各号（第5号及び第7号から第9号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第2項において準用する同条例第13条第5項の規定により許可に付せられた条件（同条第4項第5号、第7号及び第8号に係るものを除く。）に違反した者

コ 生産緑地法

- ・生産緑地法第8条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

タ 大阪府立自然公園条例

- ・条例第6条第3項の規定に違反して同項各号（第4号、第5号及び第9号から第12号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第4項の規定により許可に付せられた条件（同条例第6条第3項第4号、第5号及び第9号から第12号までに係るものを除く。）に違反した者

- ・条例第7条第1項の規定による届出をせず同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

レ 大阪府砂防指定地管理条例

- ・条例第4条第1項の規定に違反して同項各号（第4号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けた者

- ・条例第16条第1項の規定に違反した者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けた者

ロ 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例

- ・条例第7条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同条の許可を受けた者

- ・条例第12条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同項に規定する変更許可を受けた者

- ・条例第22条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他の不正な手段により同項の承認を受けた者

- ・条例第15条第2項、第17条若しくは第18条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

- ・条例第18条第1項若しくは第2項の規定に違反してこれらの規定の外観検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

ツ 大阪府内の本市以外の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例

- ・条例の規定であつてこの規定に相当する規定に違反してこの規定する行為に相当する者

土砂埋立て等許可書

住 所	
氏 名 又 は 名 称 (代 表 者 氏 名)	
電 話 番 号	
埋 立 て 等 区 域 の 所 在 地	
埋 立 て 等 区 域 の 面 積	
土 砂 埋 立 て 等 の 期 間	
許 可 の 条 件	

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条及び第12条第1項の規定に基づき、上記のとおり許可します。

年 月 日

泉佐野市長 千代松 大耕 印

教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において泉佐野市を代表する者は、泉佐野市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂埋立て等不許可通知書

年 月 日

様

泉佐野市長 千代松 大耕 印

令和 年 月 日付けで申請がありました土砂埋立て等許可申請につきましては、下記のとおり許可しないことに決定しましたので、泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例の施行規則第14条の規定により通知します。

記

許可しない理由	
---------	--

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において泉佐野市を代表する者は、泉佐野市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂埋立て等変更許可申請書

年 月 日

泉佐野市長様

住 所

氏 名

印

申請者

生年月日

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第14条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

備考

- 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を別紙に記載して添付して下さい。
- 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第12号（第15条関係）

土 砂 埋 立 て 等 変 更 届

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所

(許可事業者) 氏 名 印
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後

備考 許可事業所の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第13号（第16条関係）

土 砂 埋 立 て 等 着 手 届

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所

(許可事業者) 氏 名 印
電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
着 手 年 月 日	年 月 日

備考 許可事業所の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

土砂発生元証明書

年 月 日

許可事業者

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様

住 所

（土砂を発生させた者）

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 施 工 場 所	
工 事 等 の 発 注 者	
工 事 等 の 施 工 期 間	
搬 出 す る 土 砂 の 量	m ³
搬 出 す る 土 砂 の 区 分	
搬 出 す る 土 砂 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	

備考

- 搬出する土砂の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載して下さい。
- 土砂を発生させた者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

土砂売渡・譲渡証明書

年 月 日

許可事業者

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

様

住 所

（土砂売渡・譲渡事業者）

氏 名

印

電話番号

（ 法人にあつては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地 ）

埋立て等区域に搬入するために売渡・譲渡土砂は、採石法、砂利採取法その他の法令による処分に係る採取場から採取された土砂であることを証明します。

採 取 場	
認 可 等 の 番 号	
認 可 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
認 可 等 に 係 る 採 取 量	m ³
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
売 渡 し 又 は 譲 渡 を し た 土 砂 の 量	m ³
売 渡 し 又 は 譲 渡 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 土砂売渡・譲渡事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第16号（第17条、第22条関係）

土砂搬入報告書

年 月 日

泉佐野市長様

住 所

（許可事業者）氏 名 印

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定により土砂の発生場所及び土砂の汚染のおそれがないことを確認したので、同条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂の発生場所	
土砂の搬入予定量	m ³
土砂の搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬事業者の名称及び連絡先	名称
	連絡先

備考

- 1 一時体積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）の場合は、土砂埋立て等の期間の欄への記載は不要です。
- 2 許可事業者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第18号（第19条、第22条関係）

土 砂 使 用 量 報 告 書

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所
(許可事業者) 氏 名 印
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、土砂埋立て等に使用された土砂の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
土砂埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
この報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
土砂埋立て等に使用される土砂の量	m ³		
この報告に係る期間の前までに報告した土砂の量	m ³		
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量	m ³		
土砂の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³
合 計			

備考 許可事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第19号（第19条、第22条関係）

土砂搬入量及び搬出量報告書

年 月 日

泉佐野市長 様

住 所
 （許可事業者）氏 名
 電話番号 印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、土砂埋立て等に係る土砂の搬入の量及び搬出の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
この報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量	搬入の予定量	m ³	
	搬出の予定量	m ³	
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量	m ³		
	土砂の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³
			累 計 量 m ³
この報告に係る期間中に搬出した土砂の量	m ³		

備考 許可事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

水 質 検 査 報 告 書

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所

（許可事業者） 氏 名 印

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第20条第1項の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土 砂 埋 立 て 等 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
採 取 し た 試 料 ご と の 水 質 検 査 結 果 証 明 書 に 記 載 さ れ た 発 行 番 号	
検 査 時 期 の 区 分	定期 ・ 廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
排 水 の 採 取 場 所	
備 考	

備考 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう、）である場合にあっては、記載不要です。

様式第21号（第21条関係）

水 質 検 査 結 果 証 明 書					
様					年 月 日
					発行番号
					分析機関名
					代 表 者 印
					所 在 地
					電話番号
					計量証明事業者の登録番号
					環境計量士 印
年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。					
項 目	単 位	測 定 値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l				
シアン化合物	mg/l				
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/l				
鉛及びその化合物	mg/l				
六価クロム化合物	mg/l				
砒素及びその化合物	mg/l				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l				
アルキル水銀化合物	mg/l				
ポリ塩化ビフェニル	mg/l				
トリクロロエチレン	mg/l				
テトラクロロエチレン	mg/l				
ジクロロメタン	mg/l				
四塩化炭素	mg/l				
1, 2-ジクロロエタン	mg/l				
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l				
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l				
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l				
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l				
チウラム	mg/l				
シマジン	mg/l				
チオベンカルブ	mg/l				
ベンゼン	mg/l				
セレン及びその化合物	mg/l				
ほう素及びその化合物	mg/l				
ふっ素及びその化合物	mg/l				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l				
1, 4-ジオキサン	mg/l				
備考					

注 環境計量士とは、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。

土 砂 埋 立 て 等 完 了 届

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所
 (許可事業者) 氏 名 印
 電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第 23 条第 1 項の規定により土砂埋立て等を完了したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂埋立て等を完了した年月日	年 月 日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあつては、その内容	

備考

- 1 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあつては、記載不要です。
- 2 許可事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第 23 号（第 24 条関係）

土砂埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所
 （許可事業者） 氏 名 印
 電話番号

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第 23 条第 1 項の規定により土砂埋立て等を（廃止・休止）したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂埋立て等を 廃止した年月日 （休止しようとする期間）	（休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
廃止（休止）した埋立て等 区域における土地 及び堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂 の崩落、飛散又は流出 による災害の発生を防止 するために必要な措置 を講じている場合にあって は、その内容	

備考

- 1 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあっては、記載不要です。
- 2 許可事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第 24 号（第 24 条関係）

土 砂 埋 立 て 等 再 開 届

年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

住 所
(許可事業者) 氏 名 印
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第 23 条第 1 項の規定により土砂の埋立て等を再開したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

備考 許可事業者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

土砂埋立て等地位承継承認申請書

年 月 日

泉佐野市長様

住 所

(許可事業者) 氏 名 印
 生年月日
 電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第24条第2項の規定により、地位の承継の承認を次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
土砂埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
埋立て等区域の位置	
管理責任者の氏名及び職名	
承 継 の 理 由	

備考

- 1 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあっては、記載不要です。
- 2 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を別紙に記載して添付して下さい。
- 3 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第 26 号（第 27 条関係）

（表）

第	号		
写 真		身 分 証 明 書	
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	
<p>上記の者は、泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第 31 条第 1 項の規定により立入検査の権限を有する職員であることを証明する。</p>			
発行年月日	令和	年	月 日
有効期限	令和	年	月 日
泉佐野市長			印

9センチメートル

6.5センチメートル

（裏）

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第 31 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1)－(9) 略

(10) 第 31 条第 1 項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 本手引きで提示する様式

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例 参考様式第1号

土砂埋立て等に係る土地使用同意書

土砂埋立て等について、() が行おうとする下記1の左欄の事項については、その右欄に記載する事項の内容について説明を受け、その内容を確認しました。ついては、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する下記2の土地の使用について同意します。

記

1. 埋立て等を行う者の申請内容と説明内容

申請内容（該当するものに○を記載）	説明内容
土砂埋立て等の許可申請	<p>①氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ②土砂埋立て等の目的 ③埋立て等区域の位置及び面積 ④土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 ⑤土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画 ⑥土砂埋立て等を使用される土砂の量（m^3単位で小数点以下は切り捨て） ⑦土砂埋立て等の施工期間 ⑧土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 ⑨土砂埋立て等を使用される土砂の搬入に関する計画 ⑩埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置 ⑪土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <p>※土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記①から⑤まで及び⑨から⑪までのほか、以下の事項が必要です。</p> <p>⑫ 年間の土砂埋立て等を使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量</p> <p>⑬ 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p>
土砂埋立て等の変更許可申請	<p>①氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>②変更の内容及びその理由</p>
土砂埋立て等の地位承継承認申請	<p>①氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>②泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>③申請者が条例13条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p>

2. 埋立て等への使用に同意する土地

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（ m^2 ）

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立て等許可の申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。
- 2 第14条第1項の変更許可の申請をしようとする者（以下「変更申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、変更申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。
- 3 第24条第1項の承認の申請をしようとする者（以下「承認申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、承認申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第28条 第10条各項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第七条の許可又は変更許可の内容（第10条各項に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第29条 市長は、第25条（同条第2項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第37条 第29条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）

- 第25条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第10条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

年 月 日

委 任 状

泉 佐 野 市 長 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

私は次の者を代理人と定め、下記の件について委任致します。

代理人

住 所

氏 名

連絡先

記

- 1 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例に関する各種申請に関すること（補正等含む）
- 2 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例に関する許可証等の受領に関すること
- 3 その他（ ）

（該当する数字に○をつけて下さい。）

埋 立 て 等 許 可 通 知 書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名 印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第15条第1項及び同条第2項の規定により、同条例第8条の許可を受けたことを、関係図書を添えて、次の事項とともに通知します。

許可年月日及び許可番号	
土砂埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の面積	
土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地	
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名	
土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
土砂埋立て等に使用される土砂の量（※1）	
土砂埋立て等の期間（※2）	
土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状（※3）	
土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画（※4）	
埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置	
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	
土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・ 粉じんの飛散の防止措置 ・ 土砂及び雨水等の流出の防止措置 ・ 騒音及び振動の防止措置 ・ その他	
許可に付された条件	

(※1) 一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載して下さい。

(※2) 一時堆積である場合にあっては、記載不要です。

(※3) 一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状を記入して下さい。

(※4) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を様式第7号別紙1に記載して添付して下さい。

変更許可通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、同条例第14条第1項の許可を受けたことを、関係図書を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の許可年月日及び許可番号	
変更許可の許可年月日及び許可番号	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	
変更理由	
許可に付された条件	

軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第15条第4項の規定により、同条例施行規則第15条第1項に定める軽微な変更を行ったので、関係図書を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の許可年月日及び許可番号	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	

承継承認通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第15条第3項の規定により、同条例施行規則第23条第1項の承認を受けたことを、次の事項とともに通知します。

当初の許可年月日及び許可番号	
当初の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名 住所
承継の理由	

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第16号）に添付して下さい。

許可年月日及び許可番号		
埋立て等区域の位置		
土砂発生元	工事等の名称	
	工事等の施工場所	
	工事等の発注者	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	(所属、連絡先、役職、担当者名を記載して下さい。)

提出する調査結果等 (法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例)	該当欄 に○を 記載
法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第6号)及びその添付書類(※1)であって、同条第2項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録(※2)を付したもの	
法第4条第2項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第1号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第81条の5第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第23号の8)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの	
法第3条第1項、又は第5条第1項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第1号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
法第14条第1項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第11号)及びその添付書類である法第14条第3項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第81条の4第1項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第23号の3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第81条の6第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書(管理有害物質)」(生環条例施行規則様式第23号の10)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの	
生環条例第81条の21の3に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの(「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」(平成23年3月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課)様式第2号及びその添付書類(※1))	
法第16条第1項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(法施行規則様式第15号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第81条の16第1項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(条例様式第23号の13の6)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等(泉佐野市と別途協議すること)	
添付書類	(添付書類名について記載して下さい。)

(※1) 全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出して下さい。

(※2) 変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法4条2項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。もしくは、「法4条2項による調査命令を発出しない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面(ヒアリングの日時、ヒアリング対象者(所属、役職、氏名)、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・職・連絡先も記載のこと。)

(注) 土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(平成31年4月、大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照して下さい。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第16号）に添付して下さい。

許可年月日及び許可番号		
埋立て等区域の位置		
土砂発生元	工事等の名称	
	工事等の施工場所	
	工事等の発注者	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	(所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)
調査方法 (該当する欄に○をつけて下さい。)		土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出して下さい。ただし、第3面が不要な場合もあります。)
		最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出して下さい。)
工事等の施工場所の現況		(現況地図、写真を添付して下さい。)

第1調査 土地の利用状況調査						
年度 ()内は日付	活用情報 (該当するものに○記載) (添付して下さい。)					土地の利用状況 (工場、産業廃棄物処理場 があり、当該事業者の名 称が判明した場合には、 それ以上遡って調査する 必要はありません。)
	過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図					
	過去の航空写真					
	ヒアリング調査 (※1)					
	土地登記簿謄本等 その他					
2015年 (. .)						
2010年 (. .)						
2005年 (. .)						
2000年 (. .)						
1995年 (. .)						
1990年 (. .)						
1985年 (. .)						
1980年 (. .)						
1975年 (. .)						
1970年 (. .)						
1965年 (. .)						
調査結果 (該当する欄に○を つけて下さい。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる					↑上覧に、工場、産業廃棄物 処理場、その他事業場がな い
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場)					↑上覧に、工場、産業廃棄 物処理場がある
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場以外)					↑上覧に工場、産業廃棄物 処理場以外の事業場があ る

(注) 工場、産業廃棄物処理場、その他の事業場の判断については、手引き図表4-12を参照して下さい。

(※1) 参考様式第4号その3を利用して下さい。

第2調査 有害物質の使用状況調査			
有害物質使用 特定施設の届出有無 を確認した 所管行政庁	(自治体名だけでなく、部局、課名まで記載してください。複数ある場合は全て記載して下さい。また、回答結果を添付して下さい。)		
確認結果 (該当する欄に○を つけて下さい。)	第3調査へ		届出があった
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる		上記以外

第3調査 土壌調査			
搬入する土砂の量			
検査数(調査数)			
試料(土砂)の採取日と採取者			
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)			
調査結果 (該当する欄に○を つけて下さい。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる (検査結果を添付して下さい。)		基準(※2)に適合
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせない (土砂の受入れはできません。)		基準(※2)に適合せず

(※2) 手引き図表4-14

土壌調査			
搬入する土砂の量			
検査数（調査数）			
試料（土砂）の採取日と採取者			
検査機関 （環境計量証明事業者の登録番号）			
調査結果 （該当する欄に○をつけて下さい。）	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる （検査結果を添付して下さい。）		基準（※2）に適合
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせない （土砂の受入れはできません。）		基準（※2）に適合せず

(※2) 手引き図表4-14

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第16号）に添付して下さい。

許可年月日及び許可番号			
埋立て等区域の位置			
土砂発生元	工事等の名称		
	工事等の施工場所		
	工事等の発注者		
	工事等の発注者における本報告についての担当者	(所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)	
土壌調査			
搬入する土砂の量			
検査数（調査数）			
試料（土砂）の採取日と採取者			
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)			
調査結果 (該当する欄に○をつけて下さい。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる (検査結果を添付して下さい。)		基準(※1)に適合
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせない (土砂の受入れはできません。)		基準(※1)に適合せず

(※1) 手引き図表4-14

土地所有者による定期確認票

確認年月日	
許可年月日及び許可番号	
許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
施工状況（「有」、「無」のどちらかに○をつけて下さい。）	
有 ・ 無	1 土砂埋立て等を行う土地の区域を越えて、土砂の埋立てをしている。
有 ・ 無	2 土砂の盛土の高さが施工計画より高くなっている。
有 ・ 無	3 施設が施工計画どおりに設置されていない。
有 ・ 無	4 施工計画どおりに施工されていない（1から3までの事項を除く。）。
有 ・ 無	5 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生した。
有 ・ 無	6 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがある。
特記事項	
確認者	（氏名、住所、土地所有者との関係を記載）

- 備考 1 毎月1回以上、確認して下さい。確認方法は、目測で構いませんが写真撮影等をあわせて行うことが望ましいです。
- 2 施工状況の欄で「有」に○を付けた場合は、具体的な内容を特記事項の欄に必ず記載し、速やかに大阪府へ報告して下さい（特に、5、6の場合は、直ちに報告して下さい。）
- 3 確認者の欄は、現地において土地の所有者本人以外の者が確認した場合に記載して下さい。

施行計画書

1. 計画工程表	<ul style="list-style-type: none"> ■各工種別についてネットワーク、バーチャート等で作成すること。 ・伐採、表土剥ぎ取り、除根、段切り、沈砂池、調整池等防災工事は、埋立て等に先立ち実施
2. 使用機械	<ul style="list-style-type: none"> ■土砂埋立て等で使用する重機等について記載すること ・バックホウ、ブルドーザ、ローラ等使用機械を記載すること ・水路布設後の締固め機械についても記載すること。 ・低騒音、低振動など環境配慮型の場合はその旨を記載すること。
3. 施工方法	<ul style="list-style-type: none"> ■仮設準備工 <ul style="list-style-type: none"> ・標識の設置について記載すること。 ・伐採・除根、除草の実施、適性処理を記載すること。 ・埋立て等区域を明らかにする境界標の設置を記載すること。 ・盛土高を示す丁張等の設置を記載すること。 ■仮設工 <ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者以外の者の立ち入り防止策について記載すること。 ・搬入路の設置、維持管理のための対策を記載すること。 ・公道への土砂流出防対策が必要な場合は、手法を記載すること。 ■準備工 <ul style="list-style-type: none"> ・表土はぎとりについて記載すること。 ・軟弱地盤対策工が必要な場合は工法について記載し、必要な地盤支持力が得られているかを確認方法についても記載すること。 ・段切りについて記載すること。 ・基盤排水層、地下排水工、水平排水層、埋設工について記載すること。 ■調整池工 <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法を記載すること。 ■盛土工 <ul style="list-style-type: none"> ・使用する搬入土に関し、事前に大阪府へ報告する書面等について記載すること。 ・盛土の施工方法について記載すること。 ・施工中の区域外への土砂流出防止策を記載すること。 ・盛土面への区域外からの排水流入防止策を記載すること。 ・施工中の盛土面の排水対策を記載すること。 ・仮設沈砂池を設ける場合はその旨を記載すること。 ・法面整形方法について記載すること。 ・小段の設置について記載すること。 ■排水路工 <ul style="list-style-type: none"> ・水路の布設方法を記載すること。 ・水路布設後の埋戻方法について記載すること。 ■法面保護工 <ul style="list-style-type: none"> ・法面保護工の施工時期、施工方法を記載すること。 ・種子配合について特別の配慮を行う場合は記載すること。 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池の浚渫頻度、方法について記載すること。 ・土砂埋立て等施工中の通行権、水利権等の確保について記載すること。
4. 品質管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ■盛土に関する品質管理計画を記載すること。
5. 緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ■工事現場で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合に備え、緊急時の体制を明らかにしておくこと。
6. 管理責任者の権限、勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> ■管理責任者が申請者、申請法人の社員の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・与えられている権限を記載 ・土砂埋立て等が行われている間、常駐 ・施工期間中、常駐 など ■管理責任者が申請者、申請法人の社員でない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者、主任技術者、現場代理人 など ・施工期間中、常駐 など (委託関係等が確認できる書類を添付)
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の周辺住民と約した事項などを記載すること。

生活環境保全計画

①粉じん飛散防止対策

【施工中】 散水の実施	○散水の実施について記載すること。 ・実施の有無 ・実施場所及び最低実施頻度（一日あたり） ・季節や風向、風速による実施頻度の変更
【施工中】 表層・法面の締固め	○表層・法面の締固めについて記載すること。 ・実施の有無 ・締固め方法（バックホウバケットによる押さえつけ、ロードローラーによる転圧、など） ・実施場所及び最低実施頻度（一日あたり）
【施工中】 ダンプ進入路での飛散防止対策	○ダンプ進入路での飛散防止対策について記載すること。 ・実施の有無 ・実施方法（舗装、再生砕石敷、鉄板等敷設など） ・実施場所
【施工中】 場外での飛散防止対策	○場外での飛散防止対策（ダンプ退出時のタイヤ等の洗浄、事業場出口近辺の公道の清掃など）について記載すること。 ・実施の有無 ・方法 ・頻度
【施工中】 その他の対策	○その他の対策（防じんカバー等の設置、粉じん測定など）について記載すること。 ○粉じん等の測定結果がある場合は、その結果を添付すること。
【施工完了後】 表層・法面の飛散防止対策	○表層・法面の飛散防止対策（緑化工、構造物（石張）など）について記載すること。 ・実施の有無 ・方法 ・場所

②土砂及び雨水等の流出防止対策

【施工中】 施工計画書に記載している対策	○「11 災害防止措置関係書類（10）施工計画書」に既に記載している場合は、その旨と当該施工計画書における該当箇所を記載すること。
【施工中】 その他の対策	○上欄以外の対策を講じている場合は記載すること。
【施工完了後】 施工計画書に記載している対策	○「11 災害防止措置関係書類（10）施工計画書」に既に記載している場合は、その旨と当該施工計画書における該当箇所を記載すること。
【施工完了後】 その他の対策	○上欄以外の対策を講じている場合は記載すること。

③騒音及び振動対策

【施工中】 特定建設作業の届出	○騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業の届出について記載すること。 ・届出の必要性の有無 ・対象となる特定建設作業の種類 ・区域区分（1号か2号か）による規制基準（基準値、作業可能時間、最大作業時間、最大作業期間、休業日）
【施工中】 使用建設機械における環境配慮	○低騒音型、低振動型の建設機械について記載すること。 ・使用の有無 ・使用機械のメーカー名、品番 ・使用機械が「国土交通省超低騒音型建設機械」「特定特殊自動車排出ガス基準適合」に該当するか否か。 ・出力制限を行っているか否か。行っている場合は、制限範囲。
【施工中】 作業時間や工法での対策	○騒音、振動対策としての作業時間の制限や工法の選択について記載すること。 ・対策の有無 ・方法・内容
【施工中】 その他の対策	○その他の対策（騒音、振動測定など）について記載すること。 ○騒音、振動の測定結果がある場合は、その結果を添付すること。

④その他の対策

【施工中】 その他の対策	○①～③に記載している対策以外の生活環境保全対策（生物多様性、ダイオキシン汚染、放射能汚染、廃棄物）について、対策している場合は記載すること。
【施工完了後】 その他の対策	○①～③に記載している対策以外の対生活環境保全策（生物多様性、ダイオキシン汚染、放射能汚染、廃棄物）について、対策している場合は記載すること。

注1) ①～④において、「11 災害防止措置関係書類（10）施工計画書」に既に記載している場合は、その旨と当該施工計画書における該当箇所を記載して下さい。

(3) 主な関連お問い合わせ窓口一覧

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例について

事務所の名称	所在地	電話番号	対象行為
泉佐野市 生活産業部環境衛生課	泉佐野市市場東1丁目1番 1号	072-463-1212	500㎡以上 3,000㎡未満かつ 高さ1m以上の土砂埋立て等

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例について

事務所の名称	所在地	電話番号	対象行為
大阪府環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 土砂対策グループ	大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎（旧 WTCビル） 22階	06-6941-0351（代表）	3,000㎡以上の土砂埋立て 等
泉州農とみどりの総合 事務所みどり環境課	岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601（代表）	

林地開発許可制度について（森林法関係）

事務所の名称	所在地	電話番号	対象行為
泉州農とみどりの総合 事務所みどり環境課	岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601（代表）	森林区域内で1ha以上の土地 における土地の形質変更行為

砂防指定地内行為許可について（大阪府砂防指定地管理条例関係）

事務所の名称	所在地	電話番号	対象行為
岸和田土木事務所 管理環境課	岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601（代表）	砂防指定地内での宅地造成、 土砂の切盛、土石の採取等

宅地造成工事許可について（宅地造成法関係）

事務所の名称	所在地	電話番号	対象行為
泉佐野市 都市整備部都市計画課	泉佐野市りんくう往来北1 りんくうタウン駅ビル東棟 2階	072-447-8124	宅地造成工事規制区域（市街 化区域・市街化調整区域）に おける宅地造成

【お問い合わせ先】

■ 泉佐野市生活産業部環境衛生課

住所：泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号

TEL：(072)463-1212

FAX：(072)464-9314

Mail：kankyou@city.izumisano.lg.jp

■ ホームページ <http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/index.html>（環境衛生課 HP）